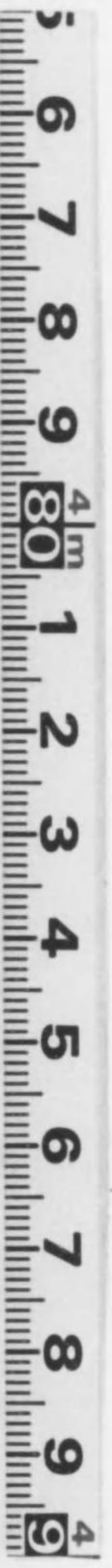


41-103ハ
1200501255190

41
ハ



始



26/11

飯田武郷著

日本書紀通釋 第



皇紀二千六百年記念出版

日本書紀通釋刊行會



— 翁 郷 武 田 儀 —

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are illegible due to fading.

日本書紀通釋第一

目次

卷之一

總論

| | |
|--------|----|
| 撰史 | 一 |
| 題號 | 一一 |
| 異本 | 二三 |
| 一書 | 二八 |
| 讀法 | 三二 |
| 潤飾文華之論 | 三四 |

○日本書紀通釋第一目次

卷之二

日本書紀卷第一

神代上

| | |
|--------|----|
| 神世七代章 | 三九 |
| 同第一一書 | 五三 |
| 同第二一書 | 五七 |
| 同第三一書 | 五九 |
| 同第四一書 | 六〇 |
| 同第五一書 | 七一 |
| 同第六一書 | 七二 |
| 神世七代章續 | 七三 |
| 同一書 | 八五 |

卷之三

八洲起原章

| | |
|-------|-----|
| 八洲起原章 | 八九 |
| 同第一一書 | 一一一 |
| 同第二一書 | 一三七 |
| 同第三一書 | 一三八 |
| 同第四一書 | 一三九 |
| 同第五一書 | 一三九 |
| 同第六一書 | 一四一 |
| 同第七一書 | 一四一 |
| 同第八一書 | 一四二 |
| 同第九一書 | 一四二 |
| 同第十一書 | 一四三 |

卷之四

四神出生章 一四五

同第一一書 一六九

同第二一書 一七一

同第三一書 一八〇

同第四一書 一八二

同第五一書 一八五

附錄追加(伊井冊尊
御陵考證) 一九〇

卷之五

四神出生章第六一書 一九五

卷之六

四神出生章第七一書 二五九

卷之七

同第八一書 二六二

同第九一書 二六六

同第十一書 二七七

同第十一一書 二九三

追加(大地海原
之諸神考) 三一

瑞珠盟約章 三一三

同第一一書 三五七

同第二一書 三六四

同第三一書 三七一

卷之八

寶鏡開始章 三八三

卷之九

寶鏡開始章第一書

四三七

同第二書

四五四

卷之十

寶鏡開始章第三書

四七五

卷之十一

寶劍出現章

五一九

同第一書

五四八

同第二書

五五三

卷之十二

寶劍出現章第三書

五六七

同第四書

五七一

同第五書

五八三

同第六書

六〇二

卷之十三

寶劍出現章第六書續

六一七

日本書紀卷第一終

日本書紀通釋第一目次終

日本書紀通釋卷之一

飯田武郷謹撰



史

上代の故事の傳はり來つる狀。又其を漢文字以て記し傳へたる狀。後に撰史の議起り。終に此紀の撰ありしきてを。つらく考るに。まづ此大皇國の古傳説の起原は。開闢之初より。天御中主尊御座し。次に高皇產靈尊神皇產靈尊成坐して天地を鎔造まし。世を始まし。其御自所預知看し故事を教へ給ひ。古事記序に。乾坤初分靈神作。造化之首。陰陽新聞二靈爲。群品之祖。故太素查冥。因。本教。而識。孕。土產。島之時。元始精造。給ひ。而察。生。神立。人之世。とあるは。三神の天地を造坐し。伊弉諾伊弉册二神の群品の祖として。國土人民をも成立玉へる古事。産靈大神の詔教へ傳へたまへるに。はた其千五百坐と多に坐る御子等の。見知坐し聞知り坐る故事をも。其御頼て説らるゝと云るにて。右に云る意也。奇の八十連綿次々遠長に。開繼き語繼き。世にも弘まり傳來つるにん有ける。さて産靈大神の。神の御上の故事を傳へ坐る事は。何の由ならむと云に。世に在る事は。悉天神地祇の御心に漏るゝ事無ければ。神祭を主と爲玉ふ事。政事の本なる故に。皇孫尊の天降坐して世を治め給ふには。天津神國津神を齋き祭りたまはむことを事教へ給ひて。云々の事有むは其神の所業そ。其神は云々の因縁によりて生出。云々の

事を掌る神なれば其祭を云々爲よと。事教へ給ふとして傳へ坐るにそありける。式の新年祭大嘗祭調など。新
神嘗奉祭等とあるを以て。右の意は知るなり。以上古史記問題記の大意を以てさて其古傳説。すべて千萬歳の間。いかにして傳來つるものと云に。
みな口傳なり。古語拾遺序に。上古之世未^レ有^二文字^一。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不忘。と云るそ
正しき證なりける。こゝに文字と云るは。即今の漢文字にて。但名反切義解と云書に。文字と云るとこ上古には。
後の世の如く。漢文字以て物記する事なければ。すへての事實を貴賤老少心に記^レて。口々に語傳へ
て。忘れざりしとなり。其は何事も朴略^{ナリ}なりし上代の風を。思わ^レたして悟るへし。漢字以て物記す世と
なりても。此遺風ありて。古のまゝに故事を語傳へし事の書に見えたるはまづ。仁徳紀に應神天皇崩坐
して。仁徳天皇未^レた位に即給はざりし間に。額田大中彥皇子倭屯田及屯倉を掌む^レしたまひて。其屯田司
出雲臣之祖淤字宿禰に語給はく。是屯田者自^レ本山守地なり。是以今吾掌らむとす。汝者掌へからすと
言し事あり。この山守の地と云事は。御父應神天皇の御代に。任^二大山守命^一。合^二山川林野^一と云事ありて。山守部を定
めて。大山守命につけ玉ひしことあり。大中彥命は大山守命同母兄弟なる故に。かくはのたまひしものなり。其時淤
字宿禰其事を。太子宇治稚郎子皇子に申上しかは。太子御答に。汝大鷦鷯尊に啓せと詔玉ひき。即大鷦鷯
尊の許に參りて啓けらく。臣か所^レ任屯田は。大中彥皇子距みて治しめすと白上しかは。大鷦鷯尊倭直祖
麻呂を召て。屯田本より山守地と謂ふは如何と問玉ふ。對曰く。臣不知。唯臣弟吾子籠此事を知れりと
申しき。此時しも吾子籠韓國へ御使に罷りて。未歸來ざりしかは。大鷦鷯尊淤字宿禰に。汝躬^レ韓國に往
て。吾子籠を喚て來れ。日夜を兼て急に往れと。告らして遣はしき。故淤字韓國に罷りて。即吾子籠を率

て來りしかは。即倭屯田事を訊給ひしに。吾子籠申く。僕傳承るに。纏向玉城宮御宇天皇^仁之世。科^二太子
大足彥尊^一倭屯田を定め玉ひし時の詔旨に。凡倭屯田者。天下所知看御世々々の天皇の御田なり。帝皇
の御子と申すとも。天下しろしめす君に非ずは。掌る事を得されと定玉ひき。此を山守地と申は非なり
と白しき。大鷦鷯尊即吾子籠を大中彥命の許に遣して。其狀を告しめ給ひしかは。大中彥命更に爲便^ナ
かりしよし見えたり。これにて思ふへし。もし文字もて。上古の事をひろく記し傳へたらましかは。如
此許の事を問給はむとて。韓國まで御使に行たらむ人を。故に喚來て尋ね給はずともありぬへきを。猶
かく古のまゝに。故事をは語傳へしものなるをや。上古の事みな口傳なりしといへるは。右の古語拾遺
の序を始めて。舊くは天長七年八月に書れたる新撰龜相記に。上代舊辭皆以口誦。龜卜亦復如是。とあ
る文。二善清行の革命勘文に。上古之事皆出口傳。故代之事變應^レ有^二遺漏^一。等の説にも見えて。みな疑な
き事なり。さて漢風に物記す事の始まりしは。何の御世よりと云ふ事。今にしてはさたかに知へからぬと。
漢土へ皇國人の渡り初めたりし事より。推て討ぬへし。去天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟より。漢
委奴國王と銘たる。黄金の印を掘出たるを。國人青柳種麻呂か考に。此印は後漢書に。建武中元二年倭奴國
奉貢朝賀。使人自稱^二大夫^一。倭國極南界也。光武賜以^二印綬^一。と見えたる時の印なりと云り。委奴國は倭奴
國と一つなり。倭平壁、委去壁なれとも。古來倭委通し用たる例、他にもあり。さて倭奴國は、倭國之極南界とあれば、九州地方の、南偏を云こととは
知られたり。然るに新唐書に、日本古倭奴也と云るは、甚き杜撰なり。これを筑前怡土國なりと云ふ説も信かたし、それらの論はいかにも
あれ彼光武か建武中元二二は。垂仁天皇の御世の八十六年に當れり。紀に同御代九十年に。天日矛か玄孫

田道間守を常世國に遣はして。非時香菓トキヨシノカクノミを求めしめ給へる事を載られたる。さして其國とこそな
 けれ。此頃となりては。朝廷にも漢國の事を。粗知らせ給ひしさまにて。誠に因縁ありけなり。猶此よ
 り先にも後漢書に。倭在韓東南大海中。云々凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢。者三十許國。々皆
 稱王。世々傳統。其大倭王居邪馬臺國。云々と云ふことも見え。また此後にも。同書に。安帝永初元年倭
 國王帥升等。獻生口百六十人。願請見。とあるこれらみな。かの國皆稱王。と云へる類にて。天皇の
 御使にはあらず。西偏ニシノカケトの國の長たちたるか。私に外國に通交せる者の。所爲なる事は明らかし。されは
 朝廷にはよしや知し看さすとも。かゝる者共か。漢國に往來して。かの漢委奴國王など。文字彫れる印
 をしも授かり來れるを見れば。既に西偏の國には。漢文字ありと云事を知れりし事は明らかし。其より前々
 けたる國へ。使を遣ししもの。文字。されは朝廷には知しめさすとも。我皇國に漢文字の傳はり來りしは。垂仁
 ある事を知らぬよしあるへからず。
 天皇の御世の末頃と定めて見れば。神功皇后征韓の御時までは。凡百五十年程もあるべく。さはかり年
 ふる程。私に漢土に交通したらむには。彼國に用ぬし文字をかつくも習ひて事通はし。將己か爲にも
 用ぬたるべく。さる中には。彼國籍をもおろく讀辨ふる者もありたるへし。新羅御言向の頃となりて
 は。別て諸韓また漢國に渡れるものも多くなりぬべく。皇后御歸朝の後には。韓國に府を置給ひて。常に
 皇國人往來ひ絶さりければ。必通事たちたる者もありて。韓國より奉れる表文等を讀解き。又此方より
 仰下さる旨をも書なとして事を通はし。將次々參渡れる博士ともに仰せて。惣て韓國に關係する事は。

官に書留めしめられたるへきなり。かくて其文字の便よきに因て。此方の要とある事をも。彼文法に擬
 ひて。且々書記しもして。漸々に用ぬる事とそなりたりけむ。かくて仁徳天皇四十一年春三月。遣紀角宿
 禰於百濟。始分國郡環場。具錄鄉土所出。と云事見たり。此物記す事の。紀に見れたる初なるか。彼
 か郷土の事をさへ錄させ給ひしを見れば。此頃は朝廷にても。かくさまの事は記させ給ひし事炳焉し。
 かくて履中天皇の御世四年に及びて。始於諸國。置國史。記言事。達四方志。と記したり。既に此御世
 に至りては。世間に大方向わたりて。何事も書記すへくなりたるなり。古語拾遺に。此御世の事とて。
 三韓貢獻。奕世無絶。齋藏之傍更建内藏。分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。と云る
 事もあり。此は阿知使主と王仁
 との干預なるへし凡大皇國に。漢字漢籍の傳はり來ぬる因縁。またそれを世に用ぬる事となれ
 る趣。右に述るか如くにそありけらし。さて其後は。文字の道を得たる者も世々に出來て。上古より語
 繼き來ぬる。要とある古事ともは。かつく書記せる籍の。諸家に出來たるなり。さてそれより撰史の
 事の見えたるはしめは。推古紀二十八年に。是歲皇太子島大共議之。錄天皇記及國記。臣連伴造國造
 百八十部并公民等本記。とあり。此錄されたる記等は。今傳はらねは。其書風いかに有けむ知へからねと
 も。釋紀に引る上宮記の體裁を考ふれば。古事記の如く。假名漢文入交り。所謂宣命書の文をも交記され
 けむとほほわたり。世に傳はる舊事本紀を。上宮太子の撰と。其序にあれど。既に大人等の辨へられたる如く偽なり。其偽作れる
 世は弘仁より以後。延喜よりは前なりし事。弘仁十四年の事の見えたる也。延喜私記に既に引用たるにて灼し
 さて次に天武紀に。十年三月丙戌天皇御于大極殿。以詔川島皇子忍壁皇子廣瀬王竹田王桑田王三野王

上毛野君三千忌部連子首阿曇連稻敷中臣連大島平群子首令記定帝紀及上古諸事。大島子首親執筆以錄焉。と見えたるは。御三極殿詔とあるなど。撰史の擧の嚴重き公事に成る始にならざりける。されど其十五年九月に。天皇崩し給ひ。此時大詔蒙りたる人の中に。功成らざるに死たるなどもありなるとして其功擧へず。此時の帝紀は世に傳はらざれば。擧ならざるか如くなれど今の日本紀は。此を本文と爲玉ひしことは明らかなり。書紀集解には。今の日本紀を此時に成れるものなりとして論へるの中に。天武天皇十三年作。八色之姓。譬。如。中臣連改爲。朝臣。大伴連改爲。宿禰。而神代上紀曰。中臣連遠祖。又下紀曰。大伴連遠祖。此等之類不。遺。枚舉。凡謂。遠祖。證。今之氏姓。也。親王之時。何不。擧。今姓。而猶依。舊姓。是書紀成。于天武天皇十年。其體云々。とありて。次に此の和銅七年二月に。紀朝臣清人等に詔して國史を撰しめ玉ひしも。此に續て其後を補はしめ玉ひし物として。書紀三十卷。自。神代上紀。至。天武天皇元年紀。是天武十年大島子首等所。筆削。也。自。天武天皇二年紀。至。持統天皇紀。凡。舍人親王奉。勅。執行。清人藤原麻呂等所。筆削。也。非。舍人親王一。手所。成者。故。今。論。明。之。と云れたる。和銅七年のは其體異なる者に見ゆれども日本紀は此時の帝紀に書きて修め玉へるものなり。云へる説はいはれたり。されば此擧ならざりしものとはすへからず。たゞ未功擧へざりし物とすへし。次に元明天皇和銅四年九月十八日。太安麻呂朝臣に詔して。神代阿禮か記誦たる勅語の舊辭を撰録して。献らしめ給ふ。同五年正月二十八日功擧て奏上れり。古事記是なり。其書の體裁は序表に見えて。皆人の知れるかことし。次に同天皇和銅七年二月。詔。從六位上紀朝臣清人正八位下三宅臣藤原麻呂。令。撰。國史。紀。とありて。其年の中に功成竟て奏上たりき。奏上の事史には漏れたれども。扶桑略記に。和銅七年上奏日本紀と云事あるを以知られたり。此即釋紀私記に。所謂假名日本紀なり。此事。云。此は上奏の月日は關たれども。推て十二月の事としたらむにも。かの清人藤原麻呂に令せ給へるは。二月の事なれば。速に功成れるを思ふに。神代を始。大御代の嗣々を。いとあらあらに記されたるものにて。其卷數も古事記はかりのものなりけ

む。其書世に傳はらざれば。知へきよしなきか如くなれど。かの天武天皇御世に。川島皇子等に令せ玉へるか如き。嚴重き撰史の御擧とも見ゆす。此人等のむけに位階の卑き。先朝の人等の比にあらぬをおもふへし。古事記成て。今幾ほともあらざるに。又かゝる國史を撰はしめ給ふは。いかにと云に。古事記は先朝の大御意に出たるものにて。むねと勅語舊辭を傳へしめ玉ふ御擧。この事は本書の序表に見ゆたり。此は此書の。今世にふ日本紀は。それとは異りて。御世御世の卷をも。假名漢文宣命書など入交りなからも。聊か遺れる文のあるに。やゝ漢の國史風に似る事を力めしめ。また古事記に漏たる古事をも。摭ひ探らせ給ひて。やゝ今の日本書紀の體裁に。近く書しめたまへるものならむと。推量せられたり。平田翁説に。假名本とはいへども。頼の假名文には非ず。漢文も受けむことは。釋紀に引る文に。漢文の處も多。次に元正天皇養老四年五月癸酉先。是。一品舍人親王奉。勅。修。日本紀。一。卷。是。功。成。奏。上。紀。三十。卷。系。圖。一。卷。紀。とある。此文たゞ日本紀のみあれど。是即今に傳はる日本書紀なり。倍此日本書紀は。太安麻呂朝臣も加はりて修られたる事。弘私記序に。夫日本書紀者。一品舍人親王。神代天皇第五皇子也從四位下勳五等太朝臣安麻呂。王子神八井耳命之後也奉。勅。所。撰。也。云々。親王及安麻呂等。更撰。此日本書紀三十卷。并系圖一卷。今見在。圖書。察及民間。也養老四年五月二十一日。淨足姬天皇。皇年號也功。夫。甫。就。獻。於。有。司。一。卷。とある以知へし。平田翁云。此紀の撰者を。紀には舍人親王の名のみ標たるを私記序また日本紀竟宴歌序。其餘の書等にも。みな安麻呂朝臣の名をも標たり。釋紀に引る或書には。安麻呂朝臣一人に保てもいへり。武郡云三統理平延喜六年日本紀竟宴歌序。權直軒天慶六年同竟宴歌序。又忌部正通口決等何れも二人の撰り。此を案ふに。紀には此人の名を記し漏せるにて。實は舍人親王は總裁とまじまし。安麻呂朝臣は其

祐となりて。修られけむ。故に紀には。親王の御名のみ標されしならむ。性氏録の親名萬多親王とも六人なるを。事と萬多親王にのみ係て申すと。例多かり。此と云れたるか如し。さて先是奉勅とある年は。知へからねと思ふに。かの天武天皇十年三月に。川島皇子等に令せて記さしめ給ふとある。撰史の擧をうけ繼て。此親王并安麻呂朝臣に。勅し給へるものなるへし。此事上に集解の既を引出て委くいへり。然らはこの奉勅は。この御代よりもなほ先代。文武元明二帝の朝の事にもあるへし。然るに此御擧や。漢史風の體裁を似ねひ作り給ふなどが。容易からずして年月を経たる間に。古事紀日本紀假字の本の如き。卷の數も少く古語を旨としたるもの。一二部出來たるなり。されどそれはそれにて。此度の日本書紀は。天武天皇の所思食起せる。御旨趣を基本として。撰はせ給ひしなりけり。さて釋紀に假名日本紀と。今在る書紀との前後を問答したる處に。假名本元來可_レ在。爲_レ嫌_ニ其假名。養老年中更撰_ニ此書_ニ云々。といひ此書とは日本書紀なり。また或書云養老四年令_ニ安麻呂等撰_ニ錄日本紀_ニ之時云々。假名之本尤在_ニ此前_ニ耳とあり。平田翁云此を合せて考るに。和銅七年に奏れる日本紀は。即所謂假名日本紀なる事疑なし。武郡云平田翁は。和銅七年の日本紀をばみな言簡に作り改められたり。されど扶桑略記にも。一本にのみ記とありて。印本にはなほ紀と作り。水鏡の古寫本にも。何れもみな紀とあり。其他日本紀と作るはをさくあることなければ。改められしは非なり。故今は舊本に反して引るなり。かくて此假名本は先に成り。今の日本書紀は後に成る事は。上に引る弘仁私記序。釋紀共に。更撰と云るは。和銅七年に上奏れる日本紀はあれど。また更に今存る日本書紀を撰へる由なるを。私記に假名本を古本と云ひ。今の日本書紀を後本と云るを。思合せて曉るへし。又此に依て思へは。假名日本紀と云稱も。後に成れる日本書紀の漢文なるに對へて。號けたる稱にて。唯

に日本紀と云ひし事。上下に引る扶桑略記の文にて知へしと。云れたるはさる事ながら。右に引る釋紀に。假名本爲_レ嫌_ニ其假名。養老年中更撰_ニ此書_ニとあるは謬なるへし。上にも云る如く。和銅上奏の日本紀と。此日本書紀とは。其撰らしめ玉ふ根元。各異なるものにて。此と彼とは相關からず。されは其假名を嫌ふか爲に。なと云へきものにはあらじかし。但日本紀は先に成り。日本書紀は後に成しかは。其日本紀の文に依て。修られし段もあるへきはもとよりにて。此は古事紀の傳と同しきも。紀中にあるにても知へし。しか採摭ふにつけては。假名を漢文に改めらるること。これまた論なし。さてまた平田翁が日本書紀は右の假名日本紀を。總ての元書として修はれたりと云はれたれど。其説も信かたし。弘仁私記序。釋紀共に更撰と云るは。和銅七年に上奏れる日本書紀に對へて。今存る日本書紀を撰へる由なるへけれど。此又假名本を嫌ひて。日本書紀を修られたりと爲る徴とは云かたく。また私記に。假名本を古本といひ。日本書紀を後本と云るは。當時さる名目もありしなるへけれど。假名と云るも漢文に對へて撰たる名なる事云々も更なり。これはた。日本紀は日本書紀の元書たる證と。すばかりの事にもあらじかし。さるは平田翁も。中世の書等に。日本紀とて引るに。今傳はる日本書紀に見えさる事實のあるは和銅上奏の日本紀と通えたり。そは水鏡に顯宗天皇の前に飯豐天皇と申を皇統に擧まつりて。此帝をば。系圖などにも入奉らされども。日本紀には。入奉て待ると見ゆ。大石か水鏡注に。此日本紀は今世に傳はる。舍人親王の撰給へる日本紀にはあらす。彼紀に。此天皇の皇代に入り給はぬを以て知へし。然れば此に日本紀と云るは。和銅上奏の日本紀なるへし。そは福運錄にも。此天皇を皇代に入奉りて。皇代曆云。是不註。諸王系圖。依_レ和銅

奏聞入といひ。扶桑略記にも。此天皇を皇代に入奉りて。此天皇不載。前皇系圖。但和銅七年前日本紀に載之。仍注傳之とあり。此は既に。松下見林か前王朝略記にも。右の書等を引て。此日本紀者非。今日日本書紀。と記せるは誠然なる説なり。○武備云。印本略記の文には。和銅五年とあれども。一本には七年とあり。さて上にも云るか如く。水鏡を始め。何の本にも日本紀とありて。言偏なるはなし。なほ已か見たるものにては。秘閣本と稱る帝王系圖。海部女王下にも。和銅二年日本紀とあり。二年はこれも誤なり。又前田本日本帝系圖にも。飯豐下に和銅日本紀とあり。かく何れも。神宮雜例集に引る神宮記に。内侍所の神鏡の御事を記せる處に。件鏡紀字のみなれば。言偏に定むべきにあらず。者於高天原。豆鏡作神乃遠祖。天香山命乃。八百萬皇神達共爾。以銅豆鑄造之神鏡也。命鑄作之。一面坐伊勢國。一面坐紀伊國。須。一面坐内侍所。是件鏡也。具見于云云と見え。倭姬命世紀に。日本紀曰。神產異日神御子少名毘古那神。與大國主神。相並作堅此國之。後者其少名毘古那神者。度于常世國也。とあり。此文よ見ては。古事記を誤りて。日本紀と引るに。江家次第鎮魂祭條に。神代卷字介給不美止々呂賀須と見え。やど所思れど。後記の文と異なり合せ見るへし。二十二社注式に。日本記武部云印本には日本書紀と一書曰と引く賀茂建角身命の日向會峰に天降りて。神武天皇を導奉て。後に生給へる玉依日咩の別雷命を生たまへる故事を記せり。此は既に長き傳にて所記宣命書に記せる文也。へて。今傳はる書紀に見えざる事ともなるは。古本の日本紀を引る文なること疑なしと。云れたる。此にても假名本と。今の日本書紀とは。もとより異なることを知へし。もし假名本を元書として。修られたる日本書紀ならましかは。此等の傳を。いかにして捨られけん。みないと止事なき古傳なるをや。たゞ彼は彼。是はこれにて。彼に漏たるか此にもあるへく。此に取らざるか。彼に撫へるもありて。中には自ら似たるもあるへきなり。されは右の假名本を元として。修られたりといへるは。推當の説と見て

題號

ありぬへし。さて上にも云る如く。此日本書紀は先々の史ともとはかはりて。漢字の義を專と取て古語に換て。全く漢史風に記させ給ふにつきては。強たる字を換たる處々もあり。また字簡に切めて。記されむとしては。言の義の通わかたくなれるなともありて。いとさましくなれど。其は漢の國史風に似る事を。力められたる書の體裁こそあれ。事實の上を。彼に似たらむと。書みたり給ひしにはあらず。また紀中漢文の潤色なきにしもあらぬと。それ將別に止事を得ざるよしありて。撰者の心にはあらぬなど。下に委しく云ふへし。また撰者の心に應はさる事をは。捨も刪りもして。修り改められたる事なども有て。其は家々にて。古傳を記すとは。其家の祖の功績などは。殊に大きく記したる。また正實の旨を識れる事も盛傷れることもありし故に。其失を損玉へるなどを云なり。正しき傳などを心に應はすとして。みたりに捨も刪も爲玉ひしにはあらず。是即天武天皇の所思看し起せる御旨なりしを。其御心の如く成れりし故に。此を正史と立られて。其後は撰み改め給ふ事もなかりしなりけり。(正誤。六頁一行、阿曇連稱數の次に、藤波連大形の五字を廢す。)

此紀の題號。舊くヤマトフミと訓めり。抑夜麻登は大皇國の大名なり。まつ上古に。夜麻登と云に。四種の差別ある事を知るへし。其四種とは一には大八洲の全國を云。二には大八洲の其一なる關島を云。三には畿内の大和國を云。四には其大和國內なる一郷をも云。此四種其起本は一なれとも其名稱の前後本末あり。古來の説とも皆詳ならず。されと煩はしければ。其説等は總て辨へず。今新に予か説をのみ記

すなり。神代紀云於是陰陽始避台云々。殖生^{オホヤマト}大日本豊秋津洲^{トヨアキツノシマ}。古事記云。生^{オホヤマト}大倭豊秋津島。亦名天御虛空^{アメノソラ}豊秋津根別^{トヨアキツノネワケ}とありて。此大倭は甚大なる島にて西は長門國より。東北は陸奥出羽國までかけたる。關島の大號なり。名義は未思得されと二神此國土を作成して。即其國體を見そなはして。御自負せ給へる號なること明らかし。其は神武紀に。伊弉諾尊目^{イサノノミ}此國^{コノクニ}。曰。日本者浦安國^{ウラヤスノクニ}。細戈千足國^{ホソガチヤクノクニ}。磯輪上秀真國^{イソワジノウラハシノクニ}。と詔へる事ある。これ伊弉諾尊の御時に。此御言ありしを以證すべし。此御言を後の一國の倭と見る説は。甚非事なり。かつ御子等生坐の時を置て。何れの時にして。後弘く大八洲全國をも稱て。大倭と云るは。此關島の名のかかゝる御言は詔ふとせむ。

大に及へるものなる事はさらなり。これも神代より云初めたりし事は。下に云。さて又畿内の大和國の名も其舊し。此關島の大倭洲の内にて。此國は後に皇孫尊の御知看む國と。神代に大己貴命の詔置玉へる如く。特なる所由ありて。此國を專と云習はしたりしなり。其は神代の神等の御言に。往々見えたる。其一二をいはく。大物主神の御言に吾欲^{オホモノノカミ}住^ス於日本國之三諸山^{ヤマトノミヤノヨリ}と詔ひ。また八千矛神自^{ヤチヒコノカミ}出雲^{オホソノ}將^ス上坐^{ウヘニイマス}倭國^{ヤマト}とある。これも當昔。倭と云名ありし證と爲へし。また饒速日命乘^{ニギハヤヒノミコ}天磐船^{アメノイフネ}而翔^{トビ}行太虛^{オホソラ}也。睨^{ニギハヤヒ}是鄉^{コノサト}而降之^{ノソリ}。故因目^{コトメ}之曰^{イハレ}虛空見日本國^{ソラヲミヤマトノクニ}とあるは更なり。記紀の外にも。神賀詞播磨風土記等に見えたる。みま何れも。神代の事なり。さて又一郷の大和あり。和名鈔大和國城下郡大和^{ヤマトノクニノシノ}麻止^{マドシ}郷^{サト}とあり。此名號の起本は。一國の倭より起れるかと云ふに然らず。此は倭大國魂神の御名より起れるなり。其證は。此神の御名義を。大倭神社注進狀に。在^{ヤマトノクニ}大倭豊秋津國^{トヨアキツノクニ}守^ミ國家^{クニ}。以號曰^{イハレ}倭大國魂神^{ヤマトノクニノミタマノカミ}とありて。此倭は

即ち上に云る。大八洲の内なる。關島の大倭より延て。大八洲の全に亘る稱を以。名け奉れるなり。既く大八洲全洲をも。大倭と云ひしこと知へし。 萬葉五に。地能天大御神等^{チニテオホミカミノミコトナリ}。倭^{ヤマト}大國靈^{オホクニノミタマ}云々とあるも。大八洲全洲の御靈と申す義なり。さて此大神は。皇孫天降の御時より。皇大宮の内^{ミヤノウチ}に祭られ玉ひしを。紀又注。崇神天皇六年に。皇女淳名城入姫命に託て。始て其時の皇宮磯城水垣宮^{ミソノミヤ}を出し奉りて。同郡なる穴磯邑^{アナソノ}に崇き祭り給ひき。これを注進狀に市郡邑とあるは誤なり。其は垂仁天皇二十六年の紀に定^{サダメ}神地於穴磯邑^{アナソノ}。大市長岡^{オホナガ}。とあるは。此時の亦の傳なれば市郡は誤なる事明かし。この處を後改^{ノチカヘ}名曰^{イハレ}大倭邑^{オホヤマトノ}と。注進狀に見えたる。これ即今の城上郡穴磯にて。萬葉十二に。繩向痛足^{ツナムケイタマシ}。式に城上郡穴師坐兵主神社とある此地なり。大市^{オホイチ}と云も。即和名。此は大倭大神の鎮坐せりしより。其大神の御名をとりて。後に其穴磯邑を大倭邑^{オホヤマトノ}と云し。餘城上郡大市是なり。此は大倭大神の鎮坐せりしより。其大神の御名をとりて。後に其穴磯邑を大倭邑^{オホヤマトノ}と云し。なり。さて又其後の御代になりて。穴磯邑より。右の城下郡大倭邑^{オホヤマトノ}。今山邊^{ヤマノヘ}に。此神を移し奉れり。此事は盡しかたし。垂仁紀に云。 其より又。其地をも大和郷^{オホヤマトノサト}と云しことは。其大神の御名を採て號けたりし事。かの穴磯邑なると同じかるへし。然るにかの穴磯邑なる大倭の名は。既く絶て知人なく。今の大和神社邊に残れる地のみとなりぬるは。長く此大神の御座所と定りたるに依てなり。されは一郷の大和の名は。崇神天皇の御代より後の名なる事。右に云るか如し。さて又神武紀に。以^{ヨリ}珍彦^{ウツヒコ}爲^{ナリ}倭國造^{ヤマトノクニノミヤ}。國造本紀にも。此御世に以^{ヨリ}珍彦^{ウツヒコ}爲^{ナリ}倭國造^{ヤマトノクニノミヤ}。根津彦^{ネツヒコ}初爲^{ハジメ}大倭國造^{オホヤマトノクニノミヤ}とあり。同人なりと云事あり。此は一國の名にはあらて。古くより一郷の名と云り。さらは猶既く倭と云郷名。神武天皇の御代の頃より。ありしか如く聞えていと疑しきを。ここに粟田寛云。此大倭國造は。大和の半國許^{オホヤマトノクニノミヤ}をも所轄^{シヤク}しものにて。大和一郷に限れるにはあるへからすと云り。今其説に據て考るに。かの珍彦

は。香山にて功績ありし人なりければ。神武此御代に。其香山の邊に宅地を賜ひ。此事は倭國の半國許をも賜ひて。其國造とせられたる。其地ともは今懐かには知られぬとも。まつ宇陀郡は。其本土の事をれは。領りしこと本よりにて。延暦式帳に。宇太乃阿貴宮坐具。次佐々波多宮坐具。其領後の十市城上下山邊郡。猶其餘の處々をも廣く所轄りしからに。其一國の名を以て。倭國造とは名を負せ玉ひにけむ。なほ思ふあたりをも領りたらむと思しきは。雄略紀に。大倭國造吾子龍宿禰。實。倭國子島。されは此國はなほ。倭一國の號なりしこと別。爲。穴人部。とある。孰。郡は添上郡なり。されは此邊までもその部内なりけらし。さて其後裔長尾市宿禰に至りて。人此と明らけし。もし此を一郡の領りして。倭國造本紀も浮たるものとなれるなり。神武紀に。さて其後裔長尾市宿禰に至りて。人此市宿禰長尾市とも云へるを以て。十市郡なる市宿禰の邊に。住し人なる事知られたるなり。此は。此大倭大神を。其部内なる穴磯邑に齋き奉りしより。即其邑をも。後に大和邑と改めしなるへく。今の山邊郡なる大和郷も。又同じきこと上に云るか如し。さて其大和の地に鎮座す故に。式に大和座大國魂神社とは云るなり。されは大日本全國にかゝる稱號と。大和郷に鎮座す神名とを。混すへからず。又序に云ふ。大物主神をも。倭大物主命と云事あり。崇神紀七年に。この神の御言に。我是倭國域内所居神と詔ひ。また同卷歌に。郡磨等那孫於朋望能農之とある。此はなほ畿内一國の名なり。其は此一國をは此神の殊に御心いれて造給へりし事後の物なから。總國風土記等にも見えられたは。大倭造す大物主と稱申し。倭大物主神とも申せるは。かの大倭大神の。全國に亘れる御名とは異なりかし。故倭國域内所居と詔へるも。かの神代に。欲し住於日本國之御諸山と詔へると同事なり。此差別をも心得おかすは。まとはしかるへし。さるをこれまで注

者。今の畿内の大和國をのみ。名の起りと心得て。耶麻登の耶磨を。山の義と爲る説とも。何れも末の義にて。かの大八洲の内なる。一島の名より起れる事を。おもはぬ説なれば。古書ともに證するに。すへて叶はず。さて此題號の耶磨登は。大皇國の大名なる事は上に云るか如し。日本の字は。孝德紀大化元年の詔書に。明神御三宇日本天皇。と初て用ゐられたれども。其には未夜麻登と云訓はなかりしなり。所以に神代紀に日本此云耶麻騰二下皆效之とある國號考云。夜麻登と云に。日本と云字を用る事は。書紀より始めり。其は未例なきことにて。世人の惑ふへき故に。其訓注はあるなり。古事記は大化の年より遙に後に出来つれども。總ての文字も何も。古く書傳へたる任に記されて。夜麻登にも皆倭字をのみ書て。日本と書れたる所は一もなきを。書紀は漢文を潤色り。字を撰ひて書れたる故に。新に此嘉號を當て書れたるなり。但畿内の一國の夜麻登には多く倭と書き。天下の大號には。日本と書て。紀中大凡此例なり。人名も此意味にて。天皇の大御上には。日本。又然らぬ人のには。倭と書れたり。神日本磐余彦天皇。倭姫命などの如し。日本武尊は天皇の大御父に座て萬事天皇と等しき故に。日本とは書れつるなり。又比能母登と云號は石書に見えず。日本と云は。意は其意なれども。比能母登とは訓ず。始より字書にそ云けん。萬葉集になる不盡山の長歌に。日本之山跡國乃云々。據後紀十九卷與禰寺僧の長歌に。日本の町馬鹿能國遠云々。なとある此等は比能母登能なり。然れど國歌に云るには非ず。倭と云む枕詞なり。○武尊云。たに枕詞とのみにては聊か足らぬ心ちす。これは日本と云文字を直譯に。ヒノモトと云れたる。其日本と云は。異國へ示さむ爲に。設られたるにはあれども。其元はなは。韓國より稱奉れる稱號を。受させたまへるなり。其は信友か説に。韓國を言向賜へる時より。やと年

経るほとは。彼國に關係する事は。專韓人に命て。書しめ給へりしなるへく思はるゝに就て。考徴せる事の此彼ある中の。一二を説はむ。其は神功紀なる。新羅の御言向の時に。彼國王が言に。吾聞東有^三神國。謂^二日本。亦有^三聖王。謂^二天皇。必其國之神兵也とあるは。決て韓人の實録なるへし。其はまつ東有^三神國と云るは。いと既により大皇國ある事を知りて。尊長み。はた神の御護の奇異に厚き御國からたる事を。知たりけるによりて。深く畏み懼りて然は稱せるなり。神國と云へる事。是より前の文には有事なし。さて謂^二日本と云へるは。韓國はもろこしの東に在とて。後世に彼國人かほこりかに。東國或は吾東方など云るを以ておもふに。そのかみも然る意はへにて。日出に近き東の國とぞ。ほこりかに思居し心をらひに。其東なる神國なれば。日出方の本國と云ふ意にて。既に日本と稱ひて畏み尊みしなり。續紀天應元年七月。栗原勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。神功皇后御世使^二於百濟。便娶^三彼土女。生^二一男。名^三日本大臣。遂尋^二本系。歸^三聖朝。云々。と云傳たる日本も。當時百濟人の稱詞とぞ聞えたる。當時より既に。崇神天皇の御世。任那人都奴我阿羅新等か。歸化して來る言に。傳聞日本國有^三聖王。と云へる由。書紀に記されたるは。例の後の號を古に同らして。書れたる文なるへし。又うのかかはやくより。日本と稱へりしにやあらむ。うはとまれ稱へたるころはおなし。しかるを朝鮮の東國通鑑に。新羅の文武王十年に。倭國更號^二日本。自言近^三日所。出以爲^二名。といへるは。もろこしの新羅書に。成亨元年の下に。然書たるをとりて。己か國の年紀に合せて。さて韓國臣服參りて後。表書たる語言なり。其はもと己か國にて稱へ奉りたる號なる事を。つゆしらて自言とはいと可笑し。さて韓國臣服參りて後。表にも日本と書て上りけり。故此方にてても其尊稱を受給ひて。すへて外蕃へは日本と詔ふ例とそなされける。孝德天皇大化元年七月丙子。高麗百濟新羅并遣^二使進^三調。百濟調使兼領^二任那使。進^三任那調。云々。巨勢德太臣詔^二於高麗使。曰。明神御^三字日本。天皇詔旨云云。又詔^二於百濟使。曰。明神御^三字日本。天皇詔旨云

云と見えたり。令にもすなはち其定に載られて。公式令の詔書式に。明神御^三字大八洲^二天皇。詔旨とあるを。義解に用^二於朝廷大事^三之辭也といひ。明神御^三字日本^二天皇詔旨。とあるをは。以^三大事^二宣^三於蕃國使^二之辭也。と謂へるを以も知るへし。但し既に應神天皇御世二十八年高麗王の上表に。教^二日本國^三と書たるを。太子の讀まして賣給へる事。書紀に見えたり。此は教と書けるか無禮きを賣給へるなり。又經籍後傳記に。推古天皇の御世。もろこしの書籍を買はしめ給はむとして。御使を渡給ふによりて。隋王かもとに賜へる詔書に。日出處天皇。致^二書日沒處天子^三と。詔ひ遣はし給へりし由みえたる。日出處も天皇も。ともに韓人か稱奉れる意はへを。用させ給へるにて。もろこし人か。自己か國を中國中華など云ひ。王を天子など云ひて。ほこりをるとはいたく異なり。もろこしの書に。日本と記せるは。梁の世に任那か遠異既に韓國にて稱へる號を。用たるものなり。又新羅書に。日本古倭國也云々。成亨元年遣^二使云々。惡^三倭名^二更號^三日本^一使者自言。國近^二日所^三出以爲^二名。といへり成亨元年は。天智天皇の九年に當れり。此時日本と云ふ號の謂を問たりけん。しかくく答へけるは。前日出處天皇と詔書はし給ひしに打あひて。あはれいとよき。かくて大皇國の號の夜麻登と云に。打まかせて日本の字答なりけり。惡^二倭名^三と云へるは。彼國の例の推量り。かくて大皇國の號の夜麻登と云に。打まかせて日本の字をも用る事は書紀や始ならむ。武德云此事は已に本居翁かくて日本の字の嘉しく。ふさはしきによりて。字調に比能母登とよみて。これも大御國の又の稱となれるなり。以上傳と云れたるか如し。なほ神國といひ。もと新羅國より稱奉れる尊稱を。受させ玉へるものなる事も云はれたれど。此に云はず。紀中其文字の出たる處に引出て云へし。然るを平田義說に。日本と云名も元來は皇國人の唐世頃などに。稱始めし名にはあらず。いと既に新羅黃帝紀に。梁黃と云獸の事を。出^二日本國^三一萬三千歲と見え。梁任那か遠異記に。日本國有^二金橋^三。其質重一斤など見えて。彼國より尊稱せる名なり。と云たるは非也。軒轅黃帝紀の事は論あり別に云へし。梁任那か遠異記に。大凡稱^二天皇^三の頃の人なれば。其頃既に日本の號ありしを。彼國に聞つけて。書たるのみにこそあれ。彼國より尊稱せる證更になし。其體とて引れたる文は。次に釋紀にも。問謂^二日本^三者是唐朝所^二名^三歟答延喜譜記曰。自^二唐所^三號也云云。問題記にこれを日本と云名の。唐土にて名けたる證とせしも杜撰なり。引たる文のさまもたかへり。此文釋紀に

は、開大唐謂此國爲倭。而今謂日本者。是唐所名也。隋文帝開皇中。入唐使小野妹子改倭爲日本之號。とある文なるを文の前後を切り截て。あらぬさまに引付たりしなり。さるはまづ此釋紀の文をどくへし。唐土にて。此國を古より倭と云り。然るに今日本と云は。是唐の代より所名歟將我國自稱歟と問へる答に。倭國唐の代より號くる所なり。我國にては隋の代に。小野妹子が改倭爲日本と爲り。然れども隋皇其を許さず。唐代に至りて。武徳中に初て日本と號せり。と云る文にこそあれ。それを開大唐謂此國爲倭而今の十字を略きて。日本と云號を唐土より所名歟と云意にとりなしたるは違へり。唐朝は唐代なり。唐土の事にあらず。さて其答に自唐所號也とあるも隋代を過て。唐代に至りて。始て名くる所なりと云文を。其をも檢閲の文を盡く殺去て。唐土より所名也と云置に。引れたるは。いかに杜撰にあらずや。よくよく釋紀の文を見るへし。さる意さらにある事なし。されは唐土にて。日本と云名を貢せし置は。一もなしと知へし。また日本自唐當東方之間唐朝所名也などあり云々。開題記に。これを日本の號を唐朝より名つくる置とせしは。また杜撰なり。此文は上に。開此國謂東海女國。又謂東海姫國。若有其說。故と云る答に。師說時賢志和尙云東海姫國者。倭國之名也云々。謂東海一者。日本自大唐當東方之間。唐朝所名也とありて。日本を東海姫國と謂所以は大唐より東方の海にあたるか故に。號けたる也。云る答にこそあれ。日本の號の起りを云るにはあらざるを。謂東海一者の四字を削り去りてあらぬさまに文をなしたるは。太しき牽強也かつまた大唐とあるを略みて大字を削りたるもわろし。大唐とあるは唐朝と云とは意。書紀と云る由は。釋紀に問不謂日本紀。謂日本書紀。如何。答師說宋太子詹事范蔚宗。撰後漢書之時。敘帝王事。謂之書紀。敘臣下事。謂之書列傳。然則書紀之文依之歟云々。と云はさる説にて。舊く皇國に傳たる漢書は。漢書紀とありしよし。屋代弘賢ぬしの傳へ語られき。然れば書紀といふ號は。漢書の題號に依へりと云る。釋紀の説は違ひあるましくこそと。開題記に云れたり。さて此日本書紀といふ名につきて。記傳首卷に。まづ日本書紀といふ題號をどう心得ぬ。御國の號を據られたるなれとも。撰こそあれ。皇國は天地の共通く。天津日嗣つとままして。かはらせ給ふ事しなれば。うれと分て云へきに非ず。かゝること國號をあくるは。ならふところある時のわざなるに。是は何に對ひたる名ぞや。たゞ漢國にむかへられたり見えて。彼にへつらひたる題號なりかや。然るを後人の。かへりて此をたけき事に稱へ思ふはいかにか。云れたる説はあれとも橘守部の其を論ひ直して云くや。己か心にはいさあかす。邊はみたる名とこそおもはるれと。云れたる説はあれとも橘守部の其を論ひ直して云く上代の人はこのわりのまゝに。吾皇大御國を。天地の間に一つとなく。尊き限と思極てありければ。直

ちに國の大號を擧て。日本某と稱をは。上なき自稱とはせしにそ有ける。かの上宮太子の隋王に賜はしつる御書に。日出處天皇投書日沒處天子。無恙否云々。と示したまひ。今此紀中などにも。凡て。異國をは西蕃と書たまへる。その意氣の高きに合せても。讀ひてには非る事著明し。萬葉集の歌などには。何處に對へ。誰に讀ふとには固、あらされと。日本之倭國者云々。磯城島乃倭國者云々など恒にまたよみたるも同事なり。又吾國者。吾日本者。吾大王者。などよめる。吾も他に對へてにはあらず。是は偶親しみて云なりと注せり。是を親辭としらば。右の國號も自稱となどか悟らざる。是則名物を擧るに倭鍛冶。日向駒。信濃眞弓。難波菅笠など。己か國郷を自稱して云と。同じ心はへなるをや。さるは人皇四代懿德天皇の尊稱を。大日本彥耜友尊と稱し。人皇六代孝安天皇の尊稱を。大日本足彥國押人尊と稱し。人皇七代孝靈天皇の尊稱を。大日本根子彥太瓊尊と稱して。是より御代々の天皇。日本根子を以て通稱としたまへり。此御時未異國の通路なし。此國號は何處に對ひ。誰にへつらひて名のり給ふとかせん。即かく吾天皇を。御代々々日本根子と奉稱に倣ひて。吾天皇の史をも。日本書紀とは名つけ給ひたるなるをや。と云れたるはいとく珍たく卓れたる説なりけり。此論に従ふへし。信友も。日本は世に比下。日本一など稱ふ心はへなるへし。外。國に對へて云ふ意にはあらす云れたり。さて又此紀を。日本紀とも日本書紀とも。古昔よりいへるにつきて信友か論あり。其は其著はせる比古婆衣の日本書紀考に云く。此紀もとは日本紀と題られたるを。文人たちの書字を加へて。日本書紀とも稱へるより起りて。遂に題名となりしと見えたり。然るは續日本紀に。

養老四年云舎人親王奉勅修日本紀と有を始め。六國史はさなら古書ともには。悉く書字なきを。釋日本紀に引たる。此紀の弘仁私記序に。始て日本書紀と見えたり。日本後紀に弘仁三年六月戊子。是日令參議從四位下紀朝臣廣瀨。陸奥頭正五位下阿部朝臣眞嗣等十四人。謂日本紀。散位從五位下多朝臣長執讀とあり。此時の人の長の私記なり。永正典書本の書目録に弘仁四年私記三卷。多朝臣長執とあり。また此紀の竟宴歌の本に。延喜六年天慶六年の度ともには。日本紀竟宴。各分レ史得ニ云々井序と書出して。これより前元慶六年の度も。日本紀竟宴云々とありて序文はなし。其序文には。ともにも日本書紀と書り。此竟宴歌の書は契沖か宗律親王の風跡なりといふを。肥後國熊本にて確撰し來れるを。元祿十三年に。今井似閑に與へたる自筆本による。普通の本には。延喜六年の序文には。書字脱たり。これら決く文人の潤色作爲なるを。始めに日本紀竟宴と書出たるは。舊名に依れるなるへし。文章のいたく漢様なる書六年の序の作者は。三統宿願理平なり。又朝野群載に載たる。承和三年に記せる。廣隆寺縁起。釋日本紀に引たる延喜講記にも日本紀と見えたり。廣隆寺中日本紀。また日本書紀ともあれと。さて上に擧たる弘仁より前の書ともには。續日本紀なるはさらにて。本朝月令に引たる高橋氏文に載たる。延曆十一年三月十八日の太政官符に。日本紀と見え。日本後紀に延曆十六年二月の下。また弘仁三年六月の下にも。日本紀とあり。但し同紀大同元年七月の下に。是日勅命續日本書紀云々。とあるは後人の加筆か。今他本なければ。校へきよしなし。古語拾遺下都家傳來の典ある古本の典に。此文を引たるにも。書字あるは此本に據れるものなるへし。又按ふに。後紀は承和七年に興進られて。弘仁より二十餘年後に撰れたる書なれば。當時の名目もて。記されたりしにもあるへし。さてまた後紀の延曆十六年二月の下なるは。續日本紀を撰はしめたまへる時の詔に。前日本紀とあり。此は續日本紀に對へたる文なり。さて其次の文に。續日本紀の事をさへに。早に日本紀とあり。古書ともには。續日本紀より。以下同記ともを。すへて日本紀と云ふこと例あり。大神宮語雜事記。天平神護二年神宮機亡條に。日本紀二部と見え。此後の古書ともたり。此記いと古く撰たるものならねと。もばら古記ともを書集めたる書と見えたり。當時題名の一證とすへし。此後の古書ともには。日本紀と書るは甚多く。日本書紀と書るはをさく有ことなきを以て。日本紀といへるが。原よりの名なる事を知へくそおほゆる。台記に。久安四年四月二十三日。皇朝臣來。語。大日本紀事。と記され。猶いはく。此紀もとよ

り書紀と題せるものならは。繼々に令撰られし史等も。續日本書紀。日本後書紀など稱ふべきを。然有ぬを以ても。證とすへきなり。と云れたるはいと委き考なり。平田翁も此説を諾ひて。なほ云れけるは。姓氏錄に日本紀といふ號多く見えたる。一所も日本書紀と言ふことなし。然れば前條に記せる信友か考はますく正しくおほえたり。然るはかの錄は公の錄なる故に。私に書字を加ふる事はなきなり。と云はれたり。武郷按に。まことに此説の如くなるへし。但し此を弘仁年中より。文人等か書字を文飾に加へたりとの説は微なければ更に信かたし。據てつらく考ふるに。其原よりの名は右に云れたる如く。何れもたしかなる微ありて。日本紀と云ふ事更に疑なきを。後に稱呼の爲に書字を加へたりしものなるへし。さるはいつの頃の事にかと云に。なほかの上に云る。和銅上奏の日本紀に相并ふ時。其まきれのあらむ事を思ひて。當時さる稱を呼しものとそおほゆる。其は和銅上奏の日本紀も。もとほはた日本紀なれと。後の日本紀と唱を別たん爲に。假名日本紀と呼び此事は既云へり此日本紀は。ひたふるの漢文なれば。彼漢書紀などの事をおもひて。書字を加へて呼わたりしものとおほゆる。されど其原はいつれも勅撰の書にて。私に題號の文字を改むべきにあらねは。これはたゞ一時官府などにて。此二書を取扱ふ時の假の題號なるへし。さるからにいつしか呼なれて。假名日本紀も日本書紀も。もとよりの名の如く成る物なるへくもおもはれたり。しか見る時は。書紀といへる事も。私の題號にこそはあらめ。なほ弘仁などよりははやく。云初めしものならむもしるへからず。またまことに弘仁の頃より。さる名を負せたりし

ものと見てもありぬへし。かにかくに。文人等か調色に加へたりとの説はうへなひかたし。これらなほよく考ふべき事なり。

異本 異本

此書異本いと多し。既く清輔朝臣の奥義抄に。日本紀も本々あひたかへる事あれば。いつれと定かたし。と云れたるもさる違のありしにこそ。さるはまつ。其異なるより見えたる證は。信友か比古婆衣にも引て云る説に。天慶六年竟宴歌の。橘直幹の序に。上起混沌。下別三人神。始於辛酉之元。神武天皇紀の始に。是年大歳甲寅とあれは。辛酉歳といふは。即終於壬寅之歳。今の日本書紀三十卷。持統天皇の十一年丁酉八月乙丑に。神武天皇位於皇太子と云まであり。壬寅の元年をさせり。終於壬寅之歳。一寅は大歳二年にて。持統天皇崩御の年にて。續日本紀に記されたり。舊は持統天皇崩御の頃の事まで記されたるを續日本紀に譲りて。後に削られたるなるへし。されど此序の下文に。自天孫云々神傳云々。神武天皇崩御の事。正に終於壬寅之歳と書たれば。持統天皇崩御までの事を書たるにて神傳云々の文によれば。紀の今文の終と同じきやとも通ゆれば。正に終於壬寅之歳と書たれば。持統天皇崩御までの事を書たるにて神傳云々の文は。書さまの拙きにや。又干支の終さまの今本とは異なるしにもよるへし。○武尊云々。神傳云々の文は。夫の文武臨歌之初云々と照應せられたる文にて持統天皇の。文武天皇に御位を譲り給へる事を漢文に飾れるまでにて。さのみ書さまの拙きにもあらず。正に終於壬寅之歳と書たれば。持統天皇崩御までの文と見るへからず。總三十卷云々。自彼天孫排雲衝八重之路。仙降日向千穗之峰。神倭臨曲浦。而逢漁人。鳥鳥指中州。而爲鄉導。この天孫云々も。上起混沌とは。遙に後の事なれども。かく云る。神倭臨曲浦。而逢漁人。鳥鳥指中州。而爲鄉導。は文なり。神傳云々は。神武天皇の御事を。一つに擧て云るなり。泊下于持統禪讓之際。傳以洪基。文武臨歌之初。受其曆數。乃是四十二帝之興衰者。續徵必錄。一千餘年之治亂者。旨要無遺。とある干支。また御世繼の數も今本と異なり。○武尊云々神武天皇より。神功皇后を敬へて。持統天皇まで四十一代なるを。こゝには四十二帝と

あるは御世繼の異なるか如くなれども。此天慶六年竟宴の時の紀には。文武天皇大歳二年壬寅までを記せし。序に見えたるは。今の本と異なり。されば文武までを敬へて。四十二帝なり。御世繼の數の異なるにはあらず。これを飯豐青皇女を。一代に立られたるによれるものなりと云るはかなはず。大友天皇を敬へて云。また同竟宴歌の中に。得聖德太子。從四位下行右中辨藤原朝臣師尹。佐支瑛保敷波奈乎者於幾豆登與止美已。高津爾者見高須伊呂那賀利介里。と有りて。平假字の詞書に。はるもこのはなのあしたに。ちこのみこ太子もろとも。そのにあそひ給ふに。みことひてのたまはく云々。太子こたへたまはく。もこのはなはしはらくのもの。まつのはひさしきなり。ゆゑにおもしろしとのたまへり。とあり。此歌によめる太子の事蹟。今世に傳はれる日本書紀に見えず。太子傳曆に。三年甲子春三月桃花之旦云々。とあるに符へり。天慶六年の頃の日本紀には。此事蹟の文ありし事知へし。以上信友説と云れたる。けにさる説なり。さるは世世の文臣等か叙旨を受けて増補しもありぬへく。また時議に合へて。私に改めおきしもありなとして。いつとなく然る異本も世に出来にけるなるへし。此に其一二をいはく。今の本に。飯豐皇女をは世數に入れ奉らされとも。和銅七月上奏の日本紀には。皇統に加へ奉りしよしなれば。養老四年上奏の此紀に略くへきよしなし。もより奏聞を経て。皇統に。加へ奉りしものなればなり。必本書には。飯豐天皇を立てられしものなること知られたり。猶其證は。其卷に臨朝秉政。自稱忍海飯豐青尊とあり。冬十一月飯豐青尊崩。葬島城埴日丘陵とあり。かく正しく臨朝秉政云々とあり。御名に尊字を用ゆ。崩と云ひ。陵と記されたるなど。天皇紀を立てられたる時の。文の残れるものなり。本より世數に加へずは。かゝる文字を紀中に掲げらるへきよしなし。古事記は和銅五年に養老の書なれば。世數には。また立られざりし間の事なれば。此例にあらず。

また大友皇子をも。本書には世數に加へ給ふまじきことわりにて。もとより今本の如きさまなることは決し。然るを中比これは和銅よりは後なり。孝謙天皇の御代の頃にもや有けん。議ありて。一代に數へ奉りしものと見えて。續紀大炊天皇天平寶字二年八月勅に云々。自近江大津宮内大臣已來。世有明德云々。君歷三十帝。年殆一百云々。とあり。この十帝は。天智、大友、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙と當代とを云へるにて。此御世頃には。大友をも一代に立しなりけり。此事は己く寛政六年に。日下部勝幸か著されたる藥師寺藏經に。此勅を出して。解是而言。天智以大友公然列叙世數云々と云れたり。此一代之間宮天皇なりと云る。説はひかことなり。さて其時など。大友紀をも立しものか。はた其まてには及はれさりしものか。其は詳ならねど。とにかくに。改正ありしものなる事は。天智天武の兩朝の紀の處々。今の本には。前後顛倒へる事とも多く。はた近き御世の事にて。よく知られたることをも。をりく、文を略きて。云々と記されたる處さへ見えたるは。其後議ありて。世數を除かれたる時など。かくあらぬさまに改まり行きし事を知るべく。今の世に。異本のあまた傳はりし由をも知るべきなり。さて武郷が舊く相識れる那須繁仲人江戸と云るか此紀の事を論ひし書の中に。今の刊本の諸本に勝れる事を云れたる説あれば。こゝに引へし或人問けらく。書紀の今世に異本とも種々傳はりてあるか中に印本の起りは慶長年中に。活字印本始めて世に行はる。慶長四年己亥春。勅によりて始て梓に鑄するよし。また書本頗純敬不。一求。數本。考。正之。など清原國實朝臣の跋文に見えたり。其書神代紀二卷。牛養八行一行に十七字一書は二字低書せり。活板無點にて異同の書入もなく。大抵今本に同じけれど。字畫精好なることは。庚戌の歲の活版に愈れり。其は國實朝臣の自筆のよしなればなり。此本河村氏のいはれし國實朝臣自ら寫どころの本。神代紀より武烈紀にいたるといへるものなるにや。されど皇代紀刊本の有無は知らず。又同十五年庚戌の夏。全本活字板にて行はる。此本はもと卜部家に歷世傳寫する所にして。三條西内府公の是正を歴しよし。洛陽野子三白の跋文に見えたり。然るに御本云と記して國實朝臣の跋文をも載せ。且すまに以勅本板行。なども書れたるは。己亥の歲の勅本にも。比較られしにや。かつは

今の版をおもくせんとての。しわざにもあらんか。備さきの庚戌の歲の活本によりて。文字の誤れるをば。悉く改正し。清水江本文本等の異同をも懸け。すへて別點をも加へて。板に彫られたるも同じ慶長の頃の事なりけん。其別點等も全く内府公の訂し給へる。朱墨の點によられしなるへし。今世に流布するは。此本によりて。寛文九年己酉正月。書録某等四人の重刻せる物なり。武郷云寛文の前寛永年中に既に重刻せる本もあり希に殘れり。さて又寛文にも二板あり。其書たるを顧るに。錯簡倒錯。衍文脱字。魚魯鮮からず。調點にいたりては。古訓古語尤多しといへとも。紙謬もまた特甚し。谷川氏か稱へる所の。諸寫本の跋に。安貞、正應、永仁、嘉元、延元、康永、應永、文明、永正、大永、享祿、天文、等の年號ある本。何れも少異同ありといへとも要するに皆卜部家の本なるときは。別に考勘に備ふべきものなし。桃花藥葉に。日本紀三十卷故殿受三吉田神主卜部兼熙卿說二給。自爾以來當家相傳之。と記され給へれど。神代紀纂疏の本の如きは。卜部家の諸本とは。迥然へんぜんに同からず。此は傳ふる所の異なるか。抑又禪閣の博通多識。自改定め給へるものなるか。又渡會延佳。河村秀根等か。引くところの伊勢神宮の古本。及び熱田神宮の本等。其他にもまた奇秘珍本ありとききは。何れを正とも定めかたきか如し此論いかといふに。答へけらく。繁仲また二三の諸寫本によりて。校正するを得たれとも。皆卜部家の校本に非るはなし。今の刊本もと卜部家の本といへとも。三條西内府公の手を歴て。清江諸家の本もて校するのみならず。其字調字様も。皆古より傳ふる所あるものにして。聊かも後人の私爲とは見えされは。これを正本と定め云んに論なかるへし。さて其古字俗字。省文隸變。又は通用の文字までを。假用たるさまを隋唐以上の書に考索て知るべきもの。豊を豊に。唐上元本續を續。孝經及後。玉篇通用續を續。成五年。尙書。頃を頃。史。莊を庄に。讀作れる類。又之於通用し。焉然通用し。禮記。繼。率。卒。三字互用する類。皆

傳寫の誤にあらず。又蹄を蒂に。安原 盧を盧に。安原 聊を卵に。鮭路紀 借を替に。崇峻紀 替立。皇極紀。鶴を鳥に。欽明紀 鳥音重とある一本。鶴に作る。銅を同に。村を寸に。伎を支に。億を意に省たるも當初史氏フヒトの家に。用習來たるものなり。杜元凱の古字聲同皆假借と云へるか如く。詩に恭を共。龍を龍。荷を何。粒を立。烟を因。億を意。鶴を鳥。左氏に龍を置。答を合。暫を折。孟子に龍を爾。感を成。納を内。龍を從に作るなど。すべて古書の中には枚擧するに違あらず。是等假借もあるべく。又古か正文にして。今が重文なるも有へし。史記の論字例に。史漢文字相承已久。若悦字作悦。爾字作爾。君字作君。汝字作女。早字作蚤。後字作后。既字作激。勅字作制。制字作制。此之般流。絲。古少。字通用之。史漢本有。此古字。乃爲。好本。と云るか如く。此書紀をばしめとして。本朝の古書みな上に擧るか如き字樣のあるもの。真好本といふへ。また狗を猶に。料を斬。鄴を郛。殺を致。織を戕。顧を頤に作る類。草冠竹冠常に相通し用ゆるか如きは。彼邦にても已くよりもちぬ來りて。此の學生等。皆傳へたるものなり。また辨に弁を。劔に劔を。充に宛を用る類も。皆古より由て來たるところ久し。此等の字樣とも一々證左を得に非されは。片言雙辭も私に改むへからず。これを以ていへは。今の刊本誤ありと雖。諸寫本の多く放失せるものに愈れる事萬々なり。以上と云れしはさる言なり。此論に従ひて。今の刊本を以て正本と定むへし。紀の 原本は。古字にて書たりしと云る考證はやく天野信景が隨記に云く。或人間聖經漢書古文字なりと。何の時今の如き文字に難改しか答。熊氏樂乘四曰。六經本皆唐天寶三年。詔。集賢學士衛包。改。古文。作。楷書。云々。これより難書もまたかくありしと云や。右は吾皇朝の國史の中にも。日本書紀など。古昔の原本は多くは。古文もて書たりしを後世道々に書改たるものと見ゆるは。彼處の經書など。皆楷書に改たりと云を。開てのしわざなるへし。唐天寶三年は皇朝聖武天皇の天平十六年甲申にあたり。養老四年日本紀撰上よりは二十五年後之事なれば。其書紀撰述のほどなどに。文字の上につきて考合されたりけん。漢書なども。都て古文字なりけんには。後世に至りて。これは彼か何の書の文を採用たるなれば。此文字ならてはなといひて改めんには。中々なる物そこなひもや出來らんと。いとおぼつかなき事なりと。云れ。さてしか刊本を正本と立おきて。予か此通釋の本文に。見たる限りの本ともを以て校へ訂したる。古寫本ともを引へし。まつ延喜本神代下卷一冊。醍醐理性院所藏本にて。延喜四年勅月書日。從

五位上守右少辨藤原朝臣清貫。右大史正六位上兼行算博士阿保朝臣巨賢奉行。云々の奥書あり。此奥書はありて比古案 此本はいと疑はしきものなれと。世に人の知れる本なれば。處々に引て云る事あり。次に嘉禎本。是も神代下一冊あり。賀茂御祖神社禰宜。鴨脚秀文家藏。嘉禎二年十月十八日。書寫の奥書あり。次に嘉元四年八月以武庫相傳秘本。令書寫者也云々。上九月十九日。於金澤之風亭。以前神祇伯二位入道殿秘本。令書寫。西院末資金剛紺子劔阿の奥書あり。次に嘉曆本。神代上下二冊。是は水戸徳川氏所藏。嘉曆三年心宗沙門劫外曇春。於巨福山建長蘭若書窓。寫せるよしの奥書あり。次に禁中御本七冊。卷二、十、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、二十一、二十二、二十三、二十四等の卷々あり、中に永治與國等の年號の奥書あり、次に永和十五年。神代上より仁賢天皇紀より 是は尾張熱田神宮神庫本。永和三年十一月。四條金蓮寺四代人書寫の奥書あり。世に懷紙裏の日本紀と云ふ。通釋に熱田本とて引り。次に永和神代下一冊あり。是は永和五年三月二十二日。外宮禰宜度會神主章尙書寫の奥書あり。次に應永本。是は伊豆國三島神社庫本。神代上下。神武紀等あり。三應永三十五年。正長元年より 良海並快尊同重尊等の寫せる奥書あり。通釋に三島本とて引り。次に永享本。神代上より卷第十應神紀まで。合本にて三冊。是は江戸吉原玉屋某所藏。永享三年河州長野山譽田八幡宮東。一條院にて良海書寫の奥書あり。世に玉屋本と云る是なり。次に明應本。神代上下。是は伊勢御巫清直か所藏。明應八年龍集己未十月。勸學院常住書を以左大史小槻惟久書寫の奥書あり。次に永正本。神代上一冊。これも御巫氏所藏。永正七年十一月日。神祇權大副大中臣國忠書寫の奥書あり

り。次に秘閣官本卷十全部あり卷々書寫の年號異れり第一は文明十三年朧月上旬卜部兼俱の奥書あり第三十は永正十年林鐘十有三日。終書功老槐散木判の奥書あり。其外に寫したる年代は詳かならざれども。古き寫本此彼あり。右數部は予か親しく見たる本ともなり。其餘は仙石政和か板本類聚國史の校異。故平田翁の校本。伴部安崇通稱武右衛門八重垣翁と云か日本紀考の本文をも引り。伴信友か校本是はあまたの寫本ともを集めて。校へ合せたる書なり。されど中には其出處をも出さず。たゞに一本また異本古本といひ。或は類聚國史一本異本をも標せる。其書とも何處にありとも記さねは。いかなる本によりて。校したるにか知かたき事多し。中にはいと疑はしく。杜撰なるをもあれは。其等は多くは捨て。儲かなる據あるのみを引り。また世に藤原長良公の持てる本ありとて。是も比古婆衣に引て云ることともあれと甚疑はし。畏庵隨筆と云ものに。其本文の異同を出せるも。信られぬ事多けれど。さすかに捨難き事もましれとは。其由をこそわりて引るところもあり。又其外にも。誰某の校本ともあまた見たるか中に。是も出處のたしかなるをは引るところあり。さなきは多くはもろしつこの誰某の校本ともは。其出處に。其人の名また其書の名とも云へり。

一書

一書

此紀本文の後に。繼々替れる撰者等の見及はれけん古事を。漏さしと擧て。一書と記されたり。されは一書も一の古傳。また本文も古傳中の一本なりと知へし。さるは欽明紀二年の下なる本注の文に。一往難知

者。且依一撰。注詳其意。他皆倣此。此本文下にと書せ給へるか如く。且く一に依て撰出給へるものにして私に論定めて。正説とし給へるには非る。撰者の意を知るへし。さて此一書曰の文神武紀より以後は細注なれども。神代卷のみは一字を下げ。大字に書れたるに附て。醫華山蔭に云く。原はみを細注をりしとおほしくて。類聚國史には。一書は皆細注にてあるなり。但しそれも今の本ともは。多くは今の神代卷の本とも如く。本文にして書たるをまれには細書にしたる本もあるそ。古本の儘なるへき。其故は同書第四の卷。伊勢大神宮部に。一書の文を擧られたるに。神代下注曰とあり。注曰とは細注の由と聞えたり。然るを今の神代卷諸本。一書を一字低て本書と均しく大字に書るは。後の人のしわざとこそおほゆれ。類聚國史も今大字にせる本は。後の神代卷の本に倣ひて。又後の人のしわざなるへし。大かた一書を大字にしたるは。口訣の本なとや始ならん。釋に注文一書云之處多引古事記之文とある。注文とは細注のよしなれば。かのころまでの本は猶一書は細字にてありけん。又松崎安軍崇神等の御卷に。一書とてある文もみな。細書なり。神代卷の一書曰も。原然りけんことを知へし。近くも松下氏か評閱本。又河村氏か集解本などは。一書をは細注にしたるは。古きに從へるなるへし。教子なる上田百樹か云く。總て調註本書には。各其下に細書にせるに。一書の調註は皆其終に。一とところに集て書つづけに大字に書て。すへて一書ともものうちに。細注は一もある事なきは。これ一書はもとみなから。細注をりしか故なり。然るを一書の調註も。本書の如く細字にて。各其所に書る本もあるは。又後人の本に倣て。改めたり。

るなりと云る。まことにさる事なり。また云く。一書は原はみな細注なりしと云事。吉田兼俱卿抄に云く。流通の本には一書を如し註の細字に書し之。吾祖兼延曰。此一書は天上天下海中の神の語なり。與正文不可優劣也。故家本には一字下て大字に書し之と云り。件の如くなれば。一書を大書にしたるは卜部家の本より起れるなり。兼延は一條天皇の頃の人なれども。其家本の世に偏くなれるは遂に後の事也。兼俱卿の頃。猶流通の本は。細字に書りとあればなり。と云れしを以て。古本の細字なりし事を知るへしさて親王の此紀を修玉ひしさまを見るに。假使。大八洲國の段の如き。聊の異なる傳をさへ漏さず舉給へりしを思へ。實には御意に。其本章のみを正傳と定玉ひしにはあらず。かの欽明紀の本注の如く且く一に依て撰出玉へるまでにして。私に論定て正説とし給へるには非るなり。一書の中なりし異傳をさへに。亦云一云など。さしもなき説までをみな載されたる事は深く慎重みせられたるにて。後に見む人の。互に相合せて上古の事實を知るへき爲に。かくあまた引附おかれたるものなりかし。故朝廷にも。さる事におもほしめけん。故に此紀を正史と定めさせ玉ひ。其以後また更に古記を撰はしめ給ふ御筆は。止めさせ給へるなりけり。されと平田翁も云はれし如く。此度はなほ未雨家の古籍の盛くは現はれず。據漏されたりしこと。忌部家の古記をさへに召問漏されたる故に。大同三年にかの家より。古語拾遺を撰述して。その序表に國史館有。所遺遺臣不。言恐無。傳と云る。又弘仁五年に性氏録を撰はしめ給へる。さて今其一書を讀に心度。家々の古記戸々の門文ともの多かりし趣にて。此處採漏らされたる古傳の。多かるを之知へきなり。得へきことあり。比古婆衣に云。欽明紀二年の處。御子等の御名を記されたる分注に。一書云。云々と有て。其下文に。帝王本紀多有古字。撰集之人屢經遷易。後人習讀以意刊改。傳寫既多。遂致舛雜。前

後失次兄弟參差。今則考其古今。歸其真正。一往難識者。且依一撰。而注詳其異。他皆倣此。と注されたる。此文此紀の凡例として見るへし。其はまつ帝王本紀とは。古事記序に見えたる帝紀の類なるへく。書籍目錄に。卷數は記さねと。帝王本紀は古書にて。古字の多く有て。讀難き處のあるを。此を撰集め籍作る人々。強讀にして。今用る字に遷易記して。舛れるかあるを。其を後々の人の習ひ讀み以てゆくに。義通えかたきに依て。誤字ならむなと思ひて。私の意もて刊改たるを。其を傳寫せる事既に多く。遂に甚き舛り難ひをなして。御世つきの前後の次第を失し。兄弟の列の參差へる事とさへなりぬ。故今は古今に考覈して誤を去り。舊の真正に歸して。此紀を撰み出せり。されと一往に識かたきは。且一書によりて撰探て。本文に載し。其異なる由をは注に詳にす。此處の他すへて此紀の前後ともは。此效と知へし。と云る意と聞えたり。さてまた。古字とは。漢の古字なり。其は彼國の國風として。製れる字の次々に體變り。はしく變なり。うは今に傳はる古書ともにも。彼國の字書にすら。後の物には見えざる古字の。多かるをもて當時の多有古字云々。といへるをも思ひ合すへし。さて此注。舊の初つかたに有へきを。此處にしもあるは。有か中に。ことなる一書の文は。殊に多きによりて。前後をかねて。因に凡ての例。此注に依ておもふに。注に一書曰。一書云。一云。又云ともあり。又うの一書の中にも亦云を記されたりと云えたり。此注に依ておもふに。注に一書曰。一書云。一云。又云ともあり。又うの一書の中にも亦云は。一曰又曰或曰或云とあるも此等の中なり。此或云を。信友か後人の書入とせしは。固なり。神代紀にも或云と標されたる文。五處あれどもこれみなもとの文なり。などあるは。依一撰。而注詳其異。と記されたる異傳にて。神代紀にも其例にて。三様に書れたり。三様に記されつる事は。只何となき筆すさひにはあらず。て決めて眞に心しらしめて其差別を書分られつるものなるへし。○武海云。なほ委くいはし曰云。此餘に某者云云也。是謂三云。今云云々。亦名云云。此云云云。など字又亦の字などにも別あることなるへし。其餘は多くは。後人の加筆なるへし。

めて後人の異本を校合て書入れたり見ゆ。中には和朝上巻の本もあるへし。○武郷云。又加筆の本文に挿入たりと。見ゆる或本云の次に。或云とあるをもち出されたと。其は非事なれば除きつ。其由は上に云り。神代紀なるは。山陰に論はれたり。其さて神代紀には。書名を顯はして引たる文はなきを。神功紀より以下は。引書の名を出したる處あり。其引書には。日本舊記。伊吉連博徳書。譜。第百。百濟記。百濟本記。百濟新撰。高麗沙門道顯日本世記。など見えたるこれなり。すへて書名を顯はして。注さるる例にあらされは。此も後人の加筆なること決し。神功紀の文中に漢籍類志を引たるのみにて。年記を引したる處ある清本爲し。猶可し見。他本。と書たる類の處もこれかれ。は。後人のわざなること論ふ迄もなく。また傍書に。從新編。至。社。ありて所謂疏の本文に挿たりと思はるることもあり。其を一々に云むはいと煩はしければ言す。此心しらひして見は。大旨の考は違はしか。と云れたるは。然る言ともにて。此紀を讀む人の心得すは。えあるまじき説ともなる故に。此に載せつ

讀法

讀法

此紀は。假字文宣命書を嫌ひて。漢の國史風に似たらむと。力られたれと。此らの上云なほ古語を失はしと爲られし事は。間々に。調注を加へられたるを以て知られたり。然れば今此紀を讀むとならは。漢文讀にはよます。よまるる限は。古語に調むそ。撰者の心なりける。さて養老五年に。始て此紀を講しめたまへるより以來。御代々々に博士等に讀しめ給へる。御法なりけるか。 養老五年に書紀を讀しめ給へる事は。神代紀。五年博士と見え養老五年私記と云ふ有しを以て知られたり。此紀を讀しめられたるは。四年五月なるに其翌年讀しめ玉へるを以。その重く用お給ひけむこと知へし。此後御世々々に。此紀を讀しめ玉へる事。國史に次々見えたるかことし。其讀法はみま

古意を探ね。古言を推ひよみたりしこと。代々の私記ともに見えたり。其は私記に。凡此書之爲體。以立倭訓。爲本。不可。以能文爲宗也。また師說此書之例。或以一字讀成兩訓。或以二字讀必如一字。また此書之中字少詞長之例惟多。また此書之例不。必全。推。字。數。而讀。或相。合。三四箇字。讀如。一字。或只指。一字。讀。加多辭。存。此意。可。讀。また。此書或變。本文。便從。倭訓。或有。倭漢相合者。也。今是取。倭訓。使用。彼文。也。未。必盡從。本書之訓。然則。暫。忘。彼文。可。讀。也。また。凡此書者以。立。本意。爲。宗。何得。拘。物。破。意。哉。故先師不。從。雜本。遠用。古辭。今又依用。耳。などあるを以知るへし。平田翁右の私記の文どもを引て云れけるは。右の如くなれば。今本に添れる訓の中には。ふりしよの博士等の古意を探ね。古言を推ひて。調めるも多く殘れりとおぼゆ。然るを漢好みする徒の中に。此書は漢文に書しものなれば。傍訓はみを捨へしと云もあれと非なり。此は已く縣居大人の雜記にも。然いふ人の説を論ひて。此紀は奈良の朝に始て成て。神代は元より。いと上代の事實なり。我朝に昔字なしといへとも。語を以て傳ふる國風なれば。よく言傳たる物なり。其は譬は。今も文字知れる人は。其をたのみて忘るるを。盲人字知らぬ人などは。能記え居るか如し。此紀も。よく古言を知て讀ときは。神代卷は更也。神武天皇より後も。古きはえも言はず。優美しき皇朝の文なり。かの奈良の朝には。偏に漢を學へる人多くて。字を漢風に殖たれば。皇朝の意に違ふのみかは。此朝に無こと多し。なき事を記せる字を立て。有し事を捨むや。傍の訓も。今存る訓は。儒家にて付たるか多かるを。其訓は論ふに足らねと。三か一は古より傳れる言あり。 所々に此云云々。とあるは。即奈良の朝に書し撰

者の自注なり。是をいかて捨むや。此を用る上は。他もみな此方の言にて讀ことを知るへし。遠き世々の古書を捨て。たゞ後なる奈良なる人の殖たる字を。專とする理あらむや。此は昔は漢國の古書に。此の訓を付たるを。其訓ごとて。本の文字を抹捨むか如し。凡て漢土と此國とは。意異にて。然るを彼の末の世に書し字を專とせむは。顧に漢好みする非事ならずや。と言はれしは信に然る語なり。上件引る雜記といふ書は。寫本にて誤字もあり。脱たる本も有りけに見ゆるを。引直し。文をもつとめて舉たる也。と云はれたるに従ふへし。但し予も未だ此雜記と云書を見ず。平田翁の引れしまゝを引たる也。さて此語に従ひて。書紀を古言に訓むに就て。また心得へき事あり。其は右に云れたる如く。此紀は神代より次々の卷々。元より古文のあるによられしものなから。縣居大人も云れし如く。神功皇后の韓を伏へたまひしより韓人も往來。此方よりもゆきかひつゝ。此方の上代には非ざる事言なども。後々の卷には漸々に相交れしは。偏に此方の言のみにて。訓へくも非ず。况て推古天皇以來の卷は。いよゝ然なり。同じ紀といへど。代々によりて別あれば。訓をものせむにも。其心せずは有へからず。予か此紀を訓るは即此定にて。よまるゝ限は舊訓によれるものから。間新に今加へたるもあり。又いかに考へても訓て思ひ得ざるものあるは。已事を得ず。舊のまゝによれるもあり。音讀等もありて本の訓に異なる事も多し。其は猶其所々に云るを見るへし

潤飾文華之論

潤飾文華之論

醫華山陰に云。書紀は古書の有か中に。いとも貴く珍重たく。やことなき御典になむあるを。さるに



りては。古學の爲にはしも。不足ことばた。オホコサ小縁ならずなむ有ける。然言故は。まつ古事しるす史は。大方古の傳説を。失はず過たすして。後の世に傳へん爲なり。されは其史とも。古きは上代の事を記せるやう。唯其有形のまゝにして潤色添たる事なく。文の章はた自然に備はりて。いと美たくなん有めりしを。此書紀の作さまは。然る古傳書には依ながら。當時の世中の好みに符へて。悉く漢史風に改めて。詞に其方の潤飾の多有のみならず。事にさへ意にさへ。其潤色を加へなど。凡て萬をいかて漢めきたらむと。力られたるほどに。なへての詞の。古に非ざる事は更にもいはず。文の改さまに依ては。其事も意も自ら古の傳の趣とは違へる事もあり。或はいかなるよしも聞えかたく成ぬる節さへ。をり／＼に交りなとして。大方上世の意へ埋れ果て。世に知る人なくなむ成れりける。此を物に譬へていはく。彼古傳書の様ハ。人の像を寫しかくに。顔やうへ更にもいはず。形姿衣の色あやまて。其形のまゝに物したるか如くにして。古の有形ハ。目の前に見るか如くになむ有けるを。此書紀ハ。世人の好みに合へむとて。其の古く寫せる状をへ變て。見る目をかしくと書成たれハ。其人にハ似もつかてあらぬ漢人の顔貌になれるか如し。抑人の像をうつすハ繪を玩はむとにハ非されハ。いかに見る目ハをかしきも。其人に似さらむハ。甚ほいなき事ならずや。然かき改たるを見てハいかてか其人の眞の形ハ知らるへからむ。世々の物しり人。たゞ其繪の状をかしきにのみ。心を留めて。古の形にハ似てやあらむ。似すてやあらんとハ。尋もしらぬハ。いかなりける心にや。又古き世のハ。繪もうち見るにハ。うはへの筆きえて

見所なきか如くなれども。今一度能見れ、後の世人の及かたき所のあるを。たゞ今様の上手めき花やき
 たる方へののみ。人へ目を留むるか如く。古へ文いにしへ意の。世にめてたき事を知らずして。頼にそ
 の漢めきたる事をのみめてあへるも。又いかなりける心そや。と驚かしおかれ。また記傳の首卷に此紀
 の事をも種々辨へ論はれたる。皆いと理れたる論等なり。さへいへ。此紀の潤飾どもを撰者の新に漢史
 風に改めたらむやうに云れ。あるハ撰者の私説なり。なとやうにいひて。頼に此紀の文をハ。撰者の作
 られたるもの。思へるハ非事也。撰者の心にも。あまりに漢風に過たる潤飾どもハ。厭はせ給ひて除
 去たくハ思ほしめせる物から。それ又止事なく。皆から得避給ふまじき事どもありて。爲便なくさてお
 き給ひしなりけり。其由は水次に云まつ其潤飾文華の。因て起る根源を探ぬるに。孝徳天智兩御代。甚く漢風を
 好ませ給ひて。神道を輕むし。文人どもを寵させ給ひけれハ。さる上の好に合へて。其御代の學士等。
 各競ひ進みて。帝紀國記諸家記録。氏文に至るまで。文華のさかしらを書加へ。世を欺き人を誑たる事
 ども。甚多く出来にけむ事ハ。推量られたり。さてしか兩朝とまをすうちにも。殊にすぐれたる漢風の
 御所爲ハ。全天智天皇の大御心にまじ坐り。さるハ。此天皇先朝の皇太子に立まして。中臣鎌足連と。
 力を戮せ心を一にして。蘇我入鹿父子を討したまひし御功績のいと大きなりしより。其威權即て皇子と
 鎌子連とに歸りしかハ。進退廢置みな所思看すまじにて。孝徳齊明兩御代をも。政こち給ひしことは。
 此間の紀に灼然く。かつ漢風のさかしら事をも好ませ給ひし事。先々の御代にも甚く勝りて坐けれハ。

其間兩朝に帝紀及本辭もあらぬさまにそ成行けらし。かれ天武天皇の其をいたく歎かせ玉ひしハ。信に
 尊く諸なる大御意にそ坐ましける。さるハ古事記序に。天皇詔之。朕聞諸家之所實。帝紀及本辭既違正
 實。多加虚偽。當今之時。不改其失。未終幾年。其旨欲滅。斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉。故惟撰錄
 帝紀。討要舊辭。削偽定實。欲流後葉。とあり。これかの兩御代の間の漢風を。甚く歎かせ給へる大御
 詔なりかし。此事紀には洩れたれど。此天皇紀十年三月。天皇御于大極殿。以詔川島皇子云々。令記定帝紀及されハ。親王
 詔なりかし。上古諸事。大島子首親執。筆而錄焉。とある時の詔命なるへきよし。平田翁の云れたるも由有けり。
 の此紀を撰ひ給ふも。御父天皇の大御心を御心と爲給ひし事ハ。推量奉りても知らるゝなり。これにてま
 漢風を。御心と好ませ給ふまじきことおもふへし。しかハあれども。上にも云る如く。紀中に漢文の潤飾文華の意を害へることかしこ
 に見えたる。其ハいかにと云に。當時の代にハ。朝廷の御本を始め。諸家の記録等にも。先代以來文人
 學士の。文飾のさかしら入交りて其を厭ふかあまり。皆から避むとする時ハ。事實も共に失はれゆく故
 に。止事を得ず。さなからおき給ひしもあるへく。鈴木重胤云。古事記の如く。漢意の交らざるにも。當世文華の事は。況て此紀などは文章をすらに。漢風につとめて物爲られたれば。正し取られさりけるも。理なるうかし。皇極天皇四年に。蘇我臣蝦夷等隨
 末なれば然る史官の筆など思ハに。彼國の典籍を擬ひ取て。もとより御父天皇の。深く所思看す御旨もありしなりけれ
 ハ。よしや此親王漢意におはずとも。此御撰におきて。さるさかしら事を。加へ給ふへきにあらずかし。
 なほかの那須繁仲説に神代紀の本文。親王私に裁て篇を設玉へりとするハあらず。欽明紀二年の處の注
 記。一往難知者。且依一撰而詳注其異。他皆倣之。とある如く。古傳説の中の尤簡約なるものにより

て。親王且く擧て一段の標的として。其外ハ類を以て聚め給へる物なり。されハ已く口訣にも。於三歴代書之中。取三覽語者。爲一章。又普並三衆說。無三書者。有三一書。以廣通而求三深旨。といひ。釋にも略三本章。而詳三一書者。蓋有レ意而存。など古人もいひ傳へられし也。又異說の紛々ハ。惑を取に似たれども。上宮太子の作らせ給ふハ。たゞ天皇記國記とのみ云れハ。神代の事ハ省きて記し給ハさりけむこと。十七條憲法に。神祇を敬ひ。祭典を先にする事を。言ハざるにても知へし。されハ親王特に御心を用玉ハ。朝廷の秘録を始。諸家の遺傳をさへに探求て。神代紀二篇を編修らせ給へりしかハ。皇代紀との書法も絶異にして。紛々たる傳とも多く見えたる。實に親王の神祇を崇敬し。古を稽て微細に摺拾給ひしによりて。今の世に至り神代の事とも。詳にうかゞひ知らるゝ物なり。後に天平寶字三年六月。舍人親王を追尊して。修。専ら古によりて職成し。卿かも私意を加へて。作り給はざるによれるにこそあらめ。と云れたる如く。もし自ら作り玉ハむにハ。本文一書を分くるまでもあらず。始より。御意に適ひたらむやうに。一すちに書取給ふべきものなるに。あまたの一書一説の中。只聊か異ひたる迄をも相並へて引給へる。偏に古傳説を尊み重みして。少も私の心ハ用おじと。爲給ひしこと明らかし。借かく論へるハ。此紀の潤色文華の虛妄を宜しと云にハ非ず。唯撰者の私に。作爲給ひしにハ非ずと云までにて。實にハ右に云る如く。撰者も厭給ひけん。潤飾の漢風なれハ。今此紀を講がんとするにハ。紀傳山陰に云る説等を本として。力めて其虛偽を虛偽と見わけむ事こそ。學者の本務なるへけれ

日本書紀通釋卷之二

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第一

神代上

神代七代章

神代は舊訓にカミノヨと訓る宜し。但しカミノヨとも云り。舊編集の歌に古くしか詠り。さて神代と云ことは。人代と云るに對へたる名なるか。まつ神と人との差別あることを知らずはあるへからず。其差あることを心得おきて。後に神代といふ事のよしをも知るへし。故まつ神といふもの事。又其徳用。またしか稱けたる意を。古人の説により。己か説をも加へて解へし。記傳云。迦微と申す名義ハ未思得ず。さて凡て迦微とは。古典に見えたる天地の諸の神等を始めて。其を祀れる社に坐御靈をも申し。又人ハさらにも云ハす。鳥獸本草の類。海山など。其餘何にまれ。尋常ならすすくれたる徳ありて。可畏き物をハ。迦微と云なり。すくれたるとは。尊きこと。功しきことなどの。畏れたるのみを云に非ず。惡きもの。奇しきものなどにも。よにすくれて可畏きをハ神といふなり。と云れたる。これ神と云もの事をつくされたり。さるハいかなるものに對へて。しか優れたる徳のあるにかと云に。それハ顯世の人に對へて云名にて。神の御上ごちにて云詞に非ず。この世の人ハ。いかにすくれて尊きも可畏きも。

顯身なるほとん。事限りありて。奇しく異しき事へえ爲し得ぬを。神の然らず。其御身も或は顯れ或は隠れ。出沒常なく。人よりハ思慮の及難き處あるか。即神の本義にて。ひと向にいはず。神と人とハ。顯身なると顯身なるとの差別あること知へし。借記傳云。迦微に神字を充たるよく當れり。但し迦微と云ハ體言なれハ。たゞに其物を指て云のみにして。其事其徳なとをさして云ことハなきを。漢國にて神とハ物をさして云のみならず。其事其徳なとをさしても云て。體にも用にも用たりと云れたり。此ハ神といふものこと。又其徳用を説示されたる言にて。其名義ハ。記傳にも云れ。詳ならねど。然稱初たる義ハ顯身の人にて。其形體の目に見えず。奇しく異しく妙にして。思測の及ハざる所より。其可畏まるゝ狀を以て名けたるなり。下卷に神事に對て顯露之事と云るを思ふへし。これ神は顯露れては見えず。幽れてあるか本體にて。其より種々に意のうつれるものなり。さて神代とハ。人代人代といへると別て云稱にて。神の所知看る御代と云意なるか。何時の頃よりしか云初しと云に。皇孫瓊々杵尊の。此國土に天降給ふ時。現事顯露事ハ皇孫尊に治しめ。神事幽事ハ大己貴命の掌給ふ事と定まりて。是より顯世と幽世と二に分かる事と成ぬ。されハ皇孫瓊々杵尊の御世となりて。天地初發の時より。大己貴命以前を幽世とハ申し。幽と神と同し。此事已に云り此時より後をハ。人世と爲るにそ有ける。さてしか瓊々杵尊より以來をハ。當時人代とハ定め給へる物から。幽世顯世の差別猶いまた分明しからず。次々の御世治しめすさま。總て神なるハさらにもいはず。なほ神代のありさまなりけれハ。既に記傳にも何時までの人ハ神にて。何時より以來の人ハ神ならぬと云。際やかなる差

ハあらぬ故に。萬葉の歌などもなにも。唯古を廣く神代といへり。六卷に日本國は皇祖の神の御世より。敷坐る國に申し。同卷に神代より芳野宮にありかよひ高所知看は。これも人代になりて。此事は。とよみたるは。神武天皇の御世をの事なり。十八卷に。皇祖の神の大御代とは。垂仁天皇の御世をよめり。然れども。猶事を分て云ときハ。鶴菴草葺不合尊までを神代とし。白檮原朝より以來を人世とす。信に此朝の時より。世間のありさま新まりしかハ。然も云つへきものなりと。云れたるか如し。此紀即其意にて葺不合尊までの二卷を。神代とハ標されたるなり。性氏録にも。此までの御子孫を神代とし。神武天皇より以來のを皇代とせられたるもこの意なり。

古天地未剖。陰陽不分。渾沌如鷄子。溟滓而含牙。及其清陽者。薄靡而爲天。重濁者。淹滯而爲地。精妙之合。搏易。重濁之凝。竭難。故天先成而地後定。然後神聖生。其中一焉。

此一段六十五字ハ既に先輩も云れたるか如く。わか皇國の古傳にハ非ず。漢籍三五略記淮南子等の文にて。彼土の上古の古傳説なり。然るをいかなれハ。かゝる異朝の説をまつ始に揭げんといふに。皇國にハ天地の混成りし傳ハあれども。其時のさま。また其二に剖れし時のさまなど語れる古傳説はなくして。其ハ一番に天地混成。また天地未生之時。譬猶海上浮雲無所。樞樞一など。天地の混沌たる傳はありけれど。其中より牙を含めて。清陽なるもの薄靡上り重濁なる物淹滯れるさまなどの事は傳なかりしなり。天地成立ちし後に。天神等の現出給ひしより語傳へて。次に國土の未成就ハさりし時にあたりて。虛空中に。葦牙の如くなるもの萌騰り。其物に因て次々神等の生出し事を語傳へたり。然れハ今一層上りて。

天地の混沌たる原始を語出んとて。漢籍の説を取出て發端に記し。其に接けて我國の古傳を故曰と語出たるなり。故に。古事記の序にも。夫混沌既凝。氣象未^{アツク}效^ス。無名無爲誰^{シカ}知^ル其形^ノと書出て。皇國の古傳にて。其天地混沌たる時の形状^ハ。知られずとしてさしおき。然乾坤始分^ル。參神作^ル造化之首^ニ。陰陽斯開^ル。二靈爲^ル群品之祖^トと天地成立し後にして。始て參神二靈の事も知られたる趣なり。さて其本文に至ても。其如く天地初發之時と。既に天地初發れし後の事より記し出たるなり。此漢土の傳はた彼國に。上古より語傳へたるものとハ開ゆれと。精妙之合搏易。重濁之凝竭難^ナなど。人智の推測に亘りて。純粹なる古傳ともおもへれず。是彼國に。何事にも理を旨と先に立て。語傳ふる風習なれ。皇國の朴質なる古傳と。こよなく。誠に木に竹を續たらむ如く通ゆるなり。されハ此數句は。先輩も既に云れたるか如く。この紀の序文と見てありぬへし。釋紀一に。日本書紀三十卷無^レ序。但師說初文天先成而地後定。然後神聖生^ル其中^ニ焉。已上序文。とみゆれ。次の文に故曰とあるより下。則本文たる事も亦明らかし。借此初文の數句。専ら漢籍より取られたる文なる縁^ヲ。釋紀五に。天地未剖廣雅曰云々。また鷄子禮記月令正義曰云々。また薄靡而爲^ル天^ハ此淮南子文也。また同十六に含^レ牙^ハ此云溟滓而含^レ牙也即是春秋緯文也。また薄靡の下に。此序文自^レ清陽者^ニ已下至^レ地後定。皆是淮南子天文調之文也云々。また神聖ハ。私記曰今呂濟三五曆記云々。など見えたる。みな其出處を出されたるにて。全く古傳にあらぬことハ著明し。然るに此序文を助けて。なほわか古傳の如くに云る説。彼是聞

ゆるハいとあちきなし。さてこゝに聊か文意を解へし。○天地未剖。天ハ大虛空の事をもいへとも。かく天地と正しく對へ云時の天ハ。實物をさして云る例にて。其ハ次に清陽者薄靡而爲^ル天^トとある其なり。地ハ此大地球を云。なほ下^洲漢注^譯に委しく云。○陰陽不分。漢籍に天地萬物に牝牡の性を具ふるを。總て陰陽と云。此方の語に賣^スといふ。人の男女も即此なり。○渾沌云々。渾沌とハ未分れずして。滑りて一沌なるを云。さて此の文ハ。かの天地となり。陰陽と分るへき物の。圓かれ入り交りて。譬ハ鷄の卵子の黃白を混へてあるか如しとなり。○溟滓云々。漢籍に溟滓自然氣也とあり。元氣の溟溟と滓れる中に。自然牙せるもの^トあるを云ふ。久々母理ハ氣隱^{ナリ}なり。口訣に如^ク雲掩將^ル雨^之謂^トとあるか如く。曇と云も水氣の聚り凝る事なるか。其中に雨を牙せるか如く。如^ク鷄子^ノ物の聚まり圓^ルかる中に。天地の元因と成れるものを牙せるなり。○清陽者云々。其牙を含める中に。清陽なる物ハ。上つ方に多奈昆伎騰りて。天と成しとなり。多奈昆久^ハ。記傳云萬物に多く輕引とも書る。輕字は虛空に浮へる意以て書な^リ。雲の本意にはかまはず。輕字薄字などに就て思ふへからず。多奈昆久^ハ。薄意にはあらす。薄靡をタナヒキと訓たれどもこれらの字は多奈昆久^トは虛空にひろく覆ひ互る意なり。萬葉に雲霧又薄雲などもかきたり。○重濁者云々。其含める中に重く濁りたる物ハ。下つ方につつき沈みて。地と成りしとなり。○精妙之合搏易云々。其天地と剖れ定るとき。彼清陽にして。精粹く微妙なるもの^ト天と成れるハ。合搏ぐこと速かにして易かりしとなり。搏^ハ也とあるか如^クここの鳥を云なり。されば搏^ハ南子に專に作り。阿都麻留^ハ○重濁之云々。また其中に重停^ク。濁聚るもの^ト地と訓り。字書に搏專同義とす。音同攪聚也とありてアツク義なし。○重濁之云々。また其中に重停^ク。濁聚るもの^ト地と成れるハ。凝り竭ること難くして遅かりしとなり。竭本に場とあるハ誤なり。

あるに從るへし。さて淮南子注に鴻宮作結と。○故。釋紀に一部之内皆以。カレ止可讀之。とあり言義の記傳あり。但借字と見れば本の儀にもあしからず。○故。釋紀に一部之内皆以。カレ止可讀之。とあり言義の記傳あり。但借字と見れば本の儀にもあしからず。○故。釋紀に一部之内皆以。カレ止可讀之。とあり言義の記傳あり。但借字と見れば本の儀にもあしからず。

云。迦禮ハ迦々禮婆の切りたる辭ならむか。迦々禮婆ハ。如此有者にて。上を承て。次の語を發す言なり。さて其を切めては。迦禮婆とこそいふへきに。婆をしも略けるハ。いかにといふに。古語に婆を略きて。婆の意なる例多し。と云り。○然後神聖生其中焉。生舊訓アレマスと訓む義ハ一書の下に云。天先成地後定りて。然後に神聖其中に生坐とてハ。其以前には神と云もの坐ハか如くなれと然らす。上件天地未割にも。陰陽不分にも渾沌如鶏子にも。清陽者薄靡而爲天にも。重濁者淹滯而爲地にも。神聖此に在して此を造成玉ハすハ。いかてかも天地の成立へきよしあらん。此即造化三神の御しわさによれる事也。然りと雖も。其神體ハ奇異に靈妙しき大御靈に大ましませりけれハ。如何にとも。其形狀をうかひ知奉るへからず。故天地の成立に因て。成坐る神等をこそ。世には神聖の成れる始と申すへきなりけれ。故第三一書に。天地混成之時。始有三人。號可美葦牙彦身尊。次國底立尊。第四一書に。天地未割。始有俱生之神。號國常立尊。云々とあるを思ふへきなり。此神等始て世に成出ませる神にあらされとも。造化三神ハ。紀記とも成坐とハあれとも。天地の未無りし以前より在れハ。其成坐し始を知るへき由のなきを。天地成立し後に。成坐る神達ハ。既に三柱大神坐々て。其成始を知看しける事なれハ。此神等を始とハ語傳へしなりけり。こゝに神聖生其中とあるも即其意なりと知へし。さて此までの文。二中歴乾象歷に引るにハ。古天地未割。陰陽不分渾沌如鶏子而含

牙。其清陽者薄靡爲天。其重濁者淹滯爲地。故天先成地後定。然後神聖坐其中焉。此事出淮南子とあり。本文と大に異なり。熟考るに。此一章ハ我が古傳を證さん爲に。漢籍に云る説を。序文として引玉へるなれハ。かく大らかにこそものし玉ふへきを。後に繼々の博士等ハ。三五略記淮南子等の文を其まゝに引加へて。今の本文の如くなしゝなるへし。中にも精妙之合博易云々とハ。人智の推測説なれハ。漢籍にも古くハなかりけんを。我神典にさへ加玉ひけんハ。いさゝかあかぬこゝちせられてな

故曰開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。

此以下まことの古傳なること。上につきく云るか如し。さてこゝにまづ。此れと古事記と。史法の異なる所以を聊か云へし。記にハ。天地之初發之時。於高天原一成神。名天之御中主神。次高御產巢日神。次神產巢日神。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也。次國稚如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣瓊之時。如葦牙。因萌騰之物。而成神。名字麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神。此二柱神。並獨神成坐而隱身也。上件五柱神者。別天神と先に別天神の傳を擧て。次に神世七代の神等を載られたるを。此紀にハ。一書の傳に。所々に別天神の御名を擧られて。本書ハ唯國土の成れる始を。主と立たる。此紀の趣意なるか故に國常立尊を。其首にハ立られたるなり。はやく釋私記にも。此事を論ひて。古事記者。

總列天地初分之後化生之神。故雖高天原所居之神。猶載之。今此書者。獨取地上之神治地下者。故不_レ及_レ天神之在_二高天原_一者。也。と云れたるにて知へし。○開闢之初。重胤云。開闢之初と_レ。上に天地未割とある物の初て割分る_レを云て。彼清陽者云々爲_レ天。重濁者云々爲_レ地。とある時なるか。天の事ハ天先成と上に言終めたる故に。此ハ地後定と云ふ所由を語り初むる所なるなり。然れば。此故曰以下の文は。必ず上に照し照して解へし。

固らされは。終に彼此共に。文と云り。さて開闢之初ハ。古史徴に。和加流々波自米と訓て。字義にも古言の意にも能叶へり。とあるハ然る事也。其ハ上に天地未割とありし。渾沌たりし物の成行を。今云ふ所なれハなり。一書共に。天地初判とあるに同じ。記序に乾神初分云々。陰陽斯開云々と。分と開と。字を換られたれとも。意ハ上の剖分に異ならず。又拾遺に。天地剖判之初とあり。記傳三に。開闢之初。又天地初判と有るは。此記首に。天地初判之時とあると同じく。先唯大らかに。此世の初と云たるものなりと有て。此をも記と同じ狀に訓れたるは。史徴にも物違しと云れたるかことし。 若て其開闢字ハ。漢文を學へられたるにハあれとも。比羅久と訓は古意にあらず。但記の序ハ元より漢文なれハ。字の如く訓へし。○洲壤浮漂。洲壤ハ國土なり。さて國と地とハ。かくつらねても云へど。細かに云時ハ差別あり。その國ハ極界め境目ある意にて。後に郡など云るに同じきを。地ハ大にも小にも亘りて總名なり。即此大地の事なり。記傳云。都知と_レハもと泥土の堅まりて。國土と成れるより。云る名なる故に。小くも大にも言り。小くハた_レ一撮の土をも云。又廣く海に對へて。陸地をも云を。天に對へて天地といふ時は。なほ大きにして海をも包たり。性氏録に。海神子孫の氏々をも。地底部に收と云り。かく土をハ其地盤を以られたる。是地には海をも包たる故なり。

云ひ。國と_レハ其居住に就て云事なるか。又此を二合して。國土とも云事常也。此に云る即其なり。さてこゝに洲壤云々とハあれど。元來今の如く人民の住居るへき。國土の成就て在しと。云にハあらず。次の一書に。一物と云るに等しく。た_レ潮に泥の混りたるものを云。其は記に此を畫成したまへる事を。記傳に兼傳と申せるにて知るへし。記傳云。さて此物の如此漂ひたるハ。如何なる處にかと云に。虛空中なり。次の一書とも

に。虛中とも空中ともあるを見て知るへし。然るを如_二浮屠_一といひ。久遠下那洲などもあるに就て。此物海上に漂りて心に空に漂へるなり。かくて海になるへき物と云り。○猶游魚之云々。記傳云。魚を中昔にハ伊袁と云れとも。今ハ多く字袁と云を。古言にも字袁と云りと云り。さて此游魚を。字のまゝに。アソフツヲと訓るハ。非事なるよし。山陰に論れたり。されど記歌に。斯本勢能。那袁理袁美禮婆。阿蘇毘久流。志毘賀波多傳爾云々。とよめれハ。魚のおよくを。昔ハアソフとも云けり。さて一書また記にハ。浮膏に譬へ。また第五一書にハ。浮雲に喩へたり。されど記傳にも云れたる如く。實に其正しき形ハ。言難きにて。其漂ふ狀を。膏にも魚にも雲にも。譬へられたるものなり。

于時天地之中生一物。狀如葦牙。

于時ハ。ソノトキと訓へし。讀本永正本一。板本にしか訓り。 重胤云。紀の例。其所にて直に在るを是時と記され。少にても猶豫あるを于時と書され。其事に指次なから。其間合あるを。是後と書き。其事を訖りて事の改る時

にハ。然後と記されたり。心を着へしと云り。○天地之中ハ虚空中をいふなり。虚空中のことハ次に云。第二一書に。國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。于時國中生物。狀如葦芽之抽出也とあるに同じく。次に生出し一物ハ。この浮漂へるもの中より萌騰りしなり。記の傳も同題なり。○葦芽。記傳云。葦ハ和名鈔蘆葦。兼名苑云。葦一名葦。爾雅注云。一名蘆。和名阿之と見ゆ。葦牙ハ。阿斯訶備と訓へし。葦のかつかつ生初たるを云名なり。牙字ハ芽と通へり。和名抄に。玉篇云。蘆莖也。蘆之初生也。和名阿之豆乃とある。葦の初生るを角具牟と云。故に葦角とも云なり。是葦牙なりとあり。黒川春村云。此説さる事なれど。字麻志阿訶備比古遲神の阿訶備比は同義なるへし。蘆は祝詞に千頭八百頭蘆葦葦氏また汁爾母蘆葦母なども見えたり。考云。蘆は蘆の穂なり。江次第にも本願阿本願之稱。切穂謂之之頭。これなり。古書に多かれと引におよぼす。新千載集に。海原やなみにたよふ葦牙のかひある國となれるかしこと。など見たる類ならんは。阿訶備の備も潤らざらんころ種しからめ。靈異記中巻に。秀備伊豆國多流とあるを見るへし。此は備を清音に用おし例の傍證とするに足れり。かまれば。葦牙も神の御名も。阿訶備の義と思ひ決めて。呼ばむかた種富なるへしと云れたり。さて如葦牙とハ。此も記傳に云れたる如く。此ハ其一物の形の葦牙に似たるなり。一書に狀如葦牙之抽出とあるに依て。たゞに抽出たる狀の。似たるをのみ。云ふと見るへからず。浮膏游魚の如く。唯に深蕩る狀のみを譬たる此に因て成坐る神の御名にしも。負せ奉りしを以て。其いとよく似たりけんほとをしるへし。さてこのもの抽出たるハ。卽神と成へき物實にて。此に因て成坐るハ。葦牙彦舅尊をはしめ。國常立尊以下。次々伊弉諾尊伊弉册尊まで。みなこの物に因て成坐るなり。記に國稚如浮脂而。久羅下那洲多隨用幣疏之時とあるハ。こゝに洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也とあるに同じく。ひろく伊弉諾尊の御時までの。世のありさまを云ひ。如葦牙因萌騰之物而。成神名字麻志阿訶備比古遲神。次天

之常立神云云。次成神名國之常立神云々。次伊邪那伎神。次妹伊邪那美神とあるまで。一聯ねに書續けたるを以て知られたり。此事なほ次に云へし。

便化爲神號國常立尊
至貴曰尊自餘曰命。並訓美舉等下皆倣此

化爲はナリマセルと訓へし。其ハ天御中主尊。又高皇產靈尊。神皇產靈尊の。奇く靈き御所爲に依て。此の如葦芽なる物に託て。かく化爲出給ふなり。此大神の御所爲のこと。一書に下云。其ハ今此神等の成坐るのみ。此大神等の御所爲には非ず。洲壤浮漂も何も。悉く皆其御所爲によれるなり。此を化爲神と訓て。變化の義とするは誤なり。其は記にも如葦牙因萌騰之物而成神と書れ。一書にも一物在於虛中。其中自有化生之神。また狀如葦芽抽出。因此有化生之神。また因此化神などある。皆いつれも變化の意にはあらず。見合て知るへし。されど紀中變化の意に云るところもあり一個に見るへからず。また記傳に。那流と云言に三の別あり。一には無りしものを生り出るを云。神の成坐と云は其意なり。二には此物のかはりて。彼の物に變化を云。豐玉比賣命産坐時。八尋和邇に化たまひし類なり。三には作事の成終るをいふ。國稚成とある成の類なりと云へるをも心得置へ。○國常立尊。御名義。記傳に。國とハ天に對へて此國をいふ。常立。一書に底立とあり。かくれハ登許ハ會許と通ひて同じ。今世に底を登許と云ことあり凡て底とハ。上にまれ。下にまれ。横にまれ。至り極れる所を。何方にても云り。萬葉十五に。安米都知乃會許比能字良爾。又六に。山乃會伎野之衣寸。とある會伎も。極みを云て同じ事なり。細く云ときは。會伎は。會久を體に云るにて。會久とは離放る意なり。離居遠。かく退などの會久なり。かくて其を體言に會伎と云は。會伎たる處を云なり。又塞を會許と訓も。極界の地なるを云。立は都知と通ひて同じ。其例ハ國狹搥尊を。亦曰國狹立尊とあるこれなり。凡て神の名に。某都知と云多しと云り。其都知ハ都々ともいひて都も知も尊稱の重なれるなり。美と云

る尊稱の重なりて美々とも日々とも云るか如し。然れば此御名は常立は借國之底都知にて。國の底ひの限を。所知看より負る御名なり。さて凡て某命と下に添て申すは尊稱なり。言義ハ。平田翁云中昔の書等に。人を指ておこと云事あり。是と同語と聞えたり。於許登は。御御事にて敬へる詞也。此ハ直に神人をさして其名を某と呼ぶときハ。不禮き故に稱へる言なるべし。神命妹前などの類。たゞに神とも妹とも云てあるべきを。命てふ言を添たる處のしさをすへつらひて其方を云にて。古に命て。か聞ゆるを思ふへし。さて今世に人の上を云とて某殿某様といふも。直にうの人をふ言を添て云ると。全同し意はへなり。と云り。○至貴曰尊。云々。記ハ美許登に。總て命字を通用たり。配傳云。命字を書は、本御言と云に。此字を書るを。言の同じさまに。尊稱の美許登にも借て用たるなり。さるをこゝにかく注されたるハ。これ至尊と自餘との。稱の同じきを忘て。別かむ爲に文字を書かへ給ふ撰者の御所爲なり。さて其意は字の意を取て書れた。さるハ。此紀より以前に既に尊命を通し云へることあり。上野國多胡碑に。石上麻呂を石上尊。藤原不比等を。藤原尊とあり。此碑ハ。和銅四年に建たれハ。此紀の成れる養老四年よりハ。十年以前なり。然れハ此紀より。右の兩字を。分ち用ることを定められたるなり。されど。また東大寺に藏る。天平年中の文書の中の啓文に。十一月一日攝上道守尊座下云々。また。乙。慶雲御從側云々。さかける書も見えたり。此等依れば。な。並訓美舉等。並訓二字。類聚國史にハ此云とあり。他の例とも符合其後もかく通はし用しことありし也。○並訓美舉等。並訓二字。類聚國史にハ此云とあり。他の例とも符合へり。また本に等下に。也字あれども。永享本になし。衍字なれば今創れり。

次國狹槌尊。次豐斟淳尊。凡三神矣。乾道獨化所以成此純男

次。記傳云。都藝ハ都具といふ用語の。體語にされるなり。都具ハ都豆久とも同意なれハ。都藝も

都々伎と云に同じ。さて其に縦横の別あり。縦ハたとへハ。父の後を子の嗣く類なり。横は兄の次に弟の生るゝ類なり。記中に次とあるハ。みな此横の意なり。されハ今こゝなるを始めて。下に次妹伊邪那美神とある。次まで皆同時にして。指續き。次第に成坐ること。兄弟の次序の如し。父子の次第の如く。前神の御世過て。次に後神とつづくに非ず。思ひまかふるに勿れ。○國狹槌尊。御名義。狹の意は次に云。槌ハ上の常立の立と通ふ豆知なり。さて記にハ。こゝに國常立尊。豐斟淳尊。二柱のみ有てこの神ハなし。按ふに神世七代のうちに。此一神入てハ。記の趣にてハ八代に成れり。故この紀ハ。本書に角織尊活織尊。柱二世なく。一書に。大戸之道尊。大苦邊尊。柱二世略かれて。七代の數は全けれど。右の神等をくつてハ。いつれも記の傳と合ハす。故熟考るに。此は記の趣正しくて。此紀の國狹槌尊ハ。神代系紀に。國常立尊亦云國狹立尊。亦云國狹槌尊。とありて。國常立尊の亦名なり。國常立。一書に國底立と有る。底ハ狹と殊に近し。故かく見る時ハ。此神を略きまつり。亦御名なり。右四柱の神等を。盡く數に入奉りて。七代に數らるゝなり。れはなり。天常立尊。國常立尊と相對ひ。葦牙彦舅尊と。豐斟淳尊と相對ひ坐る事實にも。よく合ひて通ゆなれ。されど此紀も一傳なれば。本文のまゝに心得て説かハ。狹ハ眞の義にて只何となき稱美名か。さらハ常立の常も。終古に不易の義を以。稱奉れるにてこれも美稱とすへきか。かゝるも一つの見やうなるへし。○豐斟淳尊。御名義。豊は物の足ひ饒なる意の言にて稱辭。斟淳は私記に久牟。奴と訓り記傳云。久牟は久美久比。許理。なと通ひて。物の集り凝る意と。初て芽す意とを兼たる言にて。この二意

又自相通へり。物集り凝りて。物の形に成るものなれり。されり。久牟と。かの一物の沌凝生
 て。國土と成へき初芽なる由を以て云ひ。淳は。一書の御名に依るに。主の意なり。なほ此神御名。
 一書にあらまた見えたる。此彼引合せて其義をささるへしとあり。さて記に。此神名豊雲上野神とあ
 る。雲字の下なる上字。雲を上聲に讀めとなり。此事は此傳の初卷に委しく云れたり此紀の訓も。其意以てよむへし。
 ○さて此本書の傳の趣を論はむに。上にも云る如く。記には如^ニ葦牙なる物に因て成坐る神等は。最
 初に可美葦牙彦舅尊。天常立尊。と二柱座し。此は別天に神と申す次に國常立尊以下の神成座り。然るに。此に其
 天神等をさしおきて。次に成座る國常立尊以下を語傳へたるは。此本書凡て。別天神の御名を擧
 ずして。此國土に就たる神のみ。旨と語出たるなり。然りとて。順に天神等の御上を被^レ擧さるに
 へあらぬ事の證は。第二一書に。如^ニ葦牙之抽出也。因^レ此有^ニ化生之神。號^ニ可美葦牙彦舅尊。次國底立
 尊と記し。第三一書に。始有^ニ神人。號^ニ可美葦牙彦舅尊。次國底立尊と記し。第六一書に。若^ニ葦
 牙^ニ生^ニ於空中。因^レ此化神號^ニ天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。とも記されたるにて。本書に略かれたる事
 を知へし。○三神。記傳云。凡て古^ニ神をも人をも。數へて幾柱と云り。神^ハもとよりの事にして。
 皇子等をも。然云る常の事なり。や^レ後に。三代實錄清和天皇の詔に。太政大臣一柱と詔ひ。
 うつほ物語に。大將なる人の女等の事を云に今一柱と云り。皆貴人の上の事なり。書紀に佛像一區二區な
 二はしらす訓り。おちくほの物語にも。佛一はしらす佛九はしらすとあり。さてかく柱としも云所以は詳ならねと。
 又文釋前中書王の文に。白檀觀世音菩薩一柱と有り。漢文にはむつらし。記傳に云れた

ある説は。按に。尊き神又人。家に柱あるか如く。此世中に數多立並び座て。天地四方を齊へ保ち坐る
 こと。自ら柱の如き意はへあるより。稱へて申ししにやあらん。故貴き上をなして。柱と云ぬなる
 へし。なほ考へし。○乾道獨化云々。山蔭云。又下文に。乾坤之道相參而化云々。これら潤色の漢
 文にして。さらにさらに古傳説に非ず。總て乾坤と云こと。唐一國の私の妄説にこそあれ。實に
 さる理はあることなきを。如何なれ。かゝるうるさき外國言を書加へて清らかなる古傳をも。かく
 害はれけむ。當昔上も下も。頗^ハ漢めきたる事を喜び給へる世なりしかは。かゝる文を。太しき事に
 爲られたるなるへし。此處記に。此二柱神亦獨神成坐而隱身也とあり。大かた古傳ハ斯の如なる物
 なり。此を比見て。漢意の潤飾の甚き事を喩るへしと云れたる。信にさる言をから。此を撰者の加給
 し文と見られたる。猶委しからず。此は必後人の攪入なり。度會神主延佳か説を聞書せし。山本廣足と云人の著はせ
 後人の加筆せるにやなど。思ひ疑ひ侍し比。大外記中原朝臣師光か。長寛元年興覽の勅文を見しに。此十字をのせ侍らざりし。其後成
 抄に。國初文記を引て。又此十字をのせ侍るに。いよく加筆にやと覺え侍るに。なると云れたるも然哉なり。また田中賴廣云。横
 山當永校本にも。此十字なし。又
 白井宗因本にもなしと云り。さる^ハかくさまの文。前後に例なき事なれ^ハ決^シく撰者等の加^ヘ給^ヒしに^ハ有
 へからず。

一書曰。天地初判一物在於虛中。狀貌難言。

天地初判ハ。欽明紀に天地剖判之代。拾遺に天地剖判之初とあり。訓ハ文明本鎌倉本永正本によれ

り。萬葉に天地之分時云々。○一物。此ハ本書に生一物一狀如三葦牙と云る物に同じく。第二一書に。于時國中生一物と云るは。如三葦牙と云るは。此物に因て。次々の神等は。みな化ませるなり。

さるを平田翁説に。本書に一物と云るは。如三葦牙。牙一物をいひ。此傳に一物と云るは。本書に所謂洲嶼にあたりて。浮漂へるものを云り。一物と云稱の同きを以て。思混ふへからすと云るはわろし。これは如三葦牙なる物を。○虛中

天となるへきはしめ物と。見られたるよりの誤也。此は葦牙並舞より次々に。成坐神の物質なること上に云るか如し。

ハ。いふ大地の周外に見晴して。大空といふ際の際の。空しき宙をひろく云り。會羅といふ言義ハ。重胤云外にて。内の反對也。其字良ハ天地のそこひのうらなといひて。天地の限り極る方を云。此は神も人も。住着く處なるか故に。内と云。其限より。外なる空虚の所を。外とハ云るなり。されハ。會羅ハ天地と云物。有し後の名なりと知るへし。さて外内の羅ハ。其狀を云る添辭なり。○狀貌難言とハ。其一物の大虚空に抽出たる狀貌の。何とも譬へて言かたかりしなり。重胤云。かく國土となるへき物のはしめ。神となるへき物の始なきを。或ハ猶三游魚云々或ハ如三葦牙云々など。其の未成定らざりし間の形象を。其成定まれる後よりハ。如何とも名狀すへからざる者なるを。其形容を。今正目に見るか如く譬たるは。必伊弉諾伊弉册二神の御所爲なり。其ハ二神相謂曰。有物若三浮膏と宣へるを以て知らる。其時より始て。神より神に傳へて。人代に語繼ぎ言繼げは。其聞受る方の耳に入て。心に留め易き狀に。宜ひ論し玉ふ事にしあれハ。種々の物に比へて。譬とハ成玉へりし者なり。此章の内にも。其同じ物にして。譬の別なるハ。神々の心々に。傳玉へるか故也。然れども其極まる處ハ。狀貌難言と云か如くにそあるへきなる。今ハ唯其譬に就て物を見物を以て。其實物の大體を想像る可なり。と

云れたる然る言なり。

其中自有化生之神。號國常立尊。亦曰國底立尊。

其中とハ。彼抽出たる一物の中なり。自ハ自然なり。重胤云。一書に。因レ此有化生之神と云も。因レ此化神とあるとハ別にて。此ハ上に一物と云て。其形貌を何とも指て號け言さる故に。因レ此とハ云へからざる故に。自然とハ云るものなりとあり。○亦曰は亦名なり。亦名と申すは。其本御身より。御魂の分り坐て。別に一柱神と坐て。亦の御行事をなし玉ふに依て。御名の亦別に有もあり。又一身に於て二名坐もあり。其神々に因て心得へし。これ亦名の例なり。

次國狹槌尊。亦曰國狹立尊。次豐國主尊。亦曰豐組野尊。亦曰豐香節野尊。亦曰浮經野豐買尊。亦曰豐國野尊。亦曰豐齧野尊。亦曰葉木國野尊。亦曰國見野尊。葉木國此云播舉矩爾。

豐國主尊名義。記に豐雲野とある雲野。また上に豐樹淨とあると合せて思ふに。久爾ハ。即ち久毛久牟など通辭なり。主は主宰たる義也。其より轉りて。た々何となき尊稱ともなれり。○豐組野尊。記傳云。久美は。久毛久牟など通ふ。野ハ怒と訓へし。凡て野をば。古は怒と云り。能と云はやま後のことなり。師の云く野角孫忍陵樂などの能は。古はみな怒と云り。故古書

に此等の假字には。能乃などを。用ることなくして。みな奴怒騰などを用たり。騰乃などは。×の假字なり。ノに非ず。凡て右のこまもを。能と云ことは。奈良の末つかたより。かつく始れり。と云り○豊香節野尊浮野豊買尊。節を布志と訓めれど。もと節ハ。布と云一言か本なれハ。こまも香節ハ加布と訓へし。さちハ買に同じ。さて加比ハ久比と通ひ。久比は久美と通へり。されハ此御名も。掛淳と同意なり。さて浮野ハ。浮ハかの一物の空中に浮漂へる意此は次の一書に。國稚地稚之時。譬フハ記傳に。合にて。かの意。浮野。而漂蕩。とあるものなり。花の未開ぬを。ふまると云と通ひ。次の葉木國と合せ考ふへしとあり。野ハ掛淳の淳と同じ。○豊野尊。又云。久比ハ。加比久美など通ふ。○葉木國野尊。葉木ハ含むにて。上に云る意なり。波具久牟。波基久牟。などいふ言もみな含む義なり。○國見野尊。本に國字なきを永享本に依る。國は掛に同じ。かくてハ。見の一言衍れるか如し。もしハ國は久とのみ訓へきか。國を久の假字に用ゆし例ハ隱國などをほあり。さらハクミヌなり。○葉木國此云々。本に此注混れて。次の一書下に出たり。今ハ釋紀亂脫校本による。又永和本鎌倉本どもの傍書にも此段に書入たり。さて此類の注は。訓を知らせたるまでにて。翻譯の體に倣ひしにハあらず。記に。訓ハ天云阿麻。など書ると。もハち同意味なり。されハ奮訓に。此字をコレヲハと訓るよろし。ニハとは訓。飛鳥井雅澄萬葉古義云。そもそもまつ古事記の如く。訓云と云むハ。聞えたるまゝにて事もなし。書紀に此云と云れしハいかにそや。これハ漢籍の中に。梵記を譯して釋とき。云々此云云々。とあるハ彼方にて云々と云るハ。此方にては云々いふそといふ義なり。たとへハ天地此云阿米都知。と

とやうにはかくへし。其は彼方にてハもとより。字音に天地といふ。此方にハアマツチといへハなり。しかるを此方にて成れる文は。いかに漢文にならひたりとて。此云とハいかてか書へき理のあらむ。まして葉木國此云播舉矩爾。などいへる類は。殊にいといと意得かてなり。もとより葉木國といふ漢語のあらはこそ。なほ姑さてもあるへきを。此はたゞ。ハコクニといふに。葉木國といふ字を。借用たるものこそあれ。此等ハひたすら。漢めかさむとして。物そこなひを成せるなりけり。正しく云ハ。アマツチ用天地字。などいふへき理にハあらめど。もとより漢文にならひて作る書なれば。さまたていはむハ中々にこそとしかるへければ。たゞ訓云とハいふハ。いかにまよにも。此云とてハ。もとよりの漢籍を。此方にて譯す時のいひさまにて。いといとまきはし。と云れたるハさる言なから。此を翻譯の體と見す。なほ記の體の。聊か異なるものと見たらむに。さのみ難め云へくもあらしとそおもあるハ。

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。

國稚地稚は。國ワカタ地ワカ、リシ時と訓へし。本にクニイレンヲチイレンと訓るは。決く誤りと見ゆれば。今は古訓に。にも國稚如浮脂。而。久羅下那須多陀用幣流之時。とあり。記傳云。和詞志とハ凡て物の未なりと云のハさるを云て。書紀などに幼字をも訓み。中昔の物語書などにも。人の幼稚きを云ること多し。萬

業に。三日月を若月とも書き。推古記に。肝稚と云り。さてこゝの本書に。洲邊浮漂といへる物の事なり。○浮膏ウカベル。古訓のまゝに。ウカベルアフラと訓へし。記傳にウキアフラと訓て。浮膏浮草など云類の稱にて。物の脂の水に浮へるを。古にかく稱しなりと云れたれは信かたし。浮膏又浮草などは。もとより浮るか。其ものも信なれば。しか云へし。ものも信は。水に浮漂へるか。其ものも信にあらざれば。打まかせて。ウキアフラとは云かたし。古にかく稱しなりと云れつれば。さる例も見あたらず。脂は。和名抄に。脂膏和名阿布良。また。油四聲字苑云。油逐麻取脂也。和名阿布良とあり。記傳云。さて脂に譬たる例。朝倉宮段に。大御蓋に椶の葉の落浮へるを。三重嫁か歌に。宇伎志阿夫良とよめり。御蓋なる御酒のうへに。木葉の浮へりけむと云り。形状を以て。今此の状をおもひ合すへし。

于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。

國中ノチ。かの浮膏の如く漂へるものの中をいふ。この物即て國土と成れり。其成る後の名を假て云へること。國稚地稚の例に同じ。○抽出。記に如葦牙萌騰之物とあり。一書に。如葦牙之初生泥中。也。とあり。本にスケイデタルと訓る。其物の虚中に見へるを云なり。初生とは。第一一書に。一物在於虚中と云る。其虚中に抽出て見はれし時を以云るなり。記傳云。木草の莖。又葉のはつかに出初たるを。芽と云も。母延の約まりたる名なるへし。武部云。信友説に。母由とは火はさちなり。日影に因て風の起て見ゆるをもいへるなり。草の生ひたついきはひのまにさへ云り云り。又米具牟も。母延具牟なるへしと云り。○因此。口訣に因猶託也。とあるか如く。物ありて其に託りて。成坐るか故に。因と云なり。と云り。

號可美葦牙彦舅尊。次國常立尊。次國狹槌尊。可美此云于麻時。彦舅此云比古尼。

可美葦牙彦舅尊。可美ハ美稱。記傳云。宇麻とは。今世に。たゞ物の味の口に美きをのみいへと。古ハ然のみならず。心にも目にも。耳にも口にも。美きを皆讀て云言なり。と云れたるか如し。葦牙は上に云。彦ハ男を稱美て云稱なり。記傳云。凡て男に比古。女に比賣と云は。美稱にて。比とは凡て物の靈異なるを云。天照大御神の御事を書紀に靈異之兒とある意にて。比古比賣ハ。靈異之兒と云意なり。なほ比の意は。高御産巢。日神の下者合すへし。 遍ハ。男を尊みて云稱なり。老人を云も尊むより出たるなるへし。意富斗能地神。書紀の鹽土老翁云。鳥賦。此などの遅も是なり。さて比古遅衰遲など云ときハ濁れとも。本ハ清音。明宮段の國栖人の歌に。麻呂賀知とある知。又父の知なとも是なり。さて又八千矛神をも。火遠理命をも。比古遅と申せることあり。此神ハ葦牙の如くなる物に因て成坐る故に。かく御名つけ奉れるなりと云り。さて葦牙の如くなる物に因て。成坐る神の御名にしも眞せ奉りしを以て。其一物の葦牙に似たりけんほどを知るへし。 ○彦舅此云々此七字。本に次の一書の下にあるハ誤なり。今集解及一二の校本ともに從てこゝに入る。

一書曰。天地混成之時。始有神人焉。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。

混成之時は。マロカレナリシ時と訓へし。記傳云。混とは未分れずして。滯りて一沌なる事にて。即此物の始て生出たるを。混成と云るなり。此物とは即天地と成るべき一物なり。○始とは。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊も。紀記にも。成坐とあるも。此神等ハ。天地をも造玉ひし神なれハ。天地混成の時この事は。第四の一書に委く云へし。に當りて。始て生出玉ひし神に坐さす。然るに。葦牙彥尊をハ。既に三柱の神御坐て。その成始を知し看けむ事灼然し。これ此神をハ始と語り傳へしなるへし。と平田翁云り。○神人。山蔭云。人字漢文のかさりなり。此神等は人と云へきに非ずと。云れたり。按ふに。神も形體に付ていへは人なり。されハ。神人と云ましきにもあらざれと。其は後々の神の御上には申すへし。此神等にハ。實に山蔭に云れし如く。いかとなり。神人下の焉字永享本になし。

一書曰。天地初判。始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。

此一書にはしめて造化三神の御名を擧られたり。上にも釋紀私記を引て云る如く。古事記ハ高天原所居之神より記し始たるを。今此書ハ此國土に附て。生坐る神即國常立尊より記し出て。高天原の神をハ。略きて記さす。さるからにハ。天地造化の起原の。知りかたき事を慮りて。彼國の古傳の趣を。彼是採括ひて。序文として加へられたるものなり。さるを。この一書に却りて。造化三神の御名を出したるは。其御名に付て。自ら造化の起原をも。思ひやるへき心しらひに。書したる物と見えたり。され

と記傳にも云れたる如く。初に此三神を擧られさるハ。甚く事足らぬ狀なり。一書ハ一書にて。本書とハ別事なるに。本書にハ末に至りて。不意く。高皇產靈尊の御名の出たまへるハいかにもや。何にも古事記の如くあらまほしき事なり。○俱生ハ。口訣に與天地俱生神。とあるか如し。國常立尊と俱生と云意には非らず。さ下卷一書にも。始初起時。共生兒號。火酢芹命。次火盛時生兒號。火明命。次生兒云々。とは文字如何也。とある。共字もことと同じ。されど。此神等ハ。天地成立し後にこそ生出玉ひけれ。天地と俱に生出玉ひし神は。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊の餘に。誰神かあるへき。なほいはく。葦牙彥尊。天常立尊の。別天神をさへに省きて。此神等を。始云々とハ。申すへくも非ずかし

又曰。高天原所生神名曰天御中主尊。

又曰。此ハ右の天地初判。始有俱生之神。とあるを受て云る傳にて。又斯る傳説ありと曰なり。けに此神等は。天地と俱に生出る神に坐なり。此傳甚めてたし。然るに釋紀に此を一番中又一説也と云れしは甚くたかへり。○高天原は其原始は。天の中央なる神の坐處を云るに始りて。なへて天神等の坐ます御國をも云。また此照します天日をも云。又た大虛空をも云ひて。古書に。高天原と云へる。さす所いと濶し。一區域に限りて云名にあらす其よしは次に云まつこゝに大概を説へし。さるハ。古語拾遺に此の傳を天中天中所生神名曰天御中主神。とある天中と云るハ。天之中央と云る事なるか。其天之中央と云は。天御國の中央にて。天神等

の神域にて。古書に高天原と云る。大方こゝをさすなり。此大神始て。其天中央に現出まし。即其御名を。天御中主尊と申奉れるなり。されハ其天之中央を高天原と云そ。この號の見えたる始なるか。其天御國ハ。大虚空の上方に在を以て。轉りては。總ての大虚空をも云。下の二書に。伊弉諾伊弉册。立天。勝これ大虚空なり。又祝詞に高天原波。宵雲能。また天つ日ハ。カの大虚空の中央に位を定めて是即天の眞區とも。此も廣く大虚空を云なり。云へき所なる故に。其をも高天原と云けり。天照大神者可。以御高天原。と云。カク高天原ハ汎き號にしあれハ。古書に見えたるどころ。一區域の稱にあらす。上古はたゞ大らかに總括て。云稱とハ爲しものなり。されハ。おのゝ古書に見えたる一箇をとりて。こゝそかしこそと。古來種々に云なれと。皆いづれも其根元を究得られさりしなり。かくて記傳に。天神等の坐ます御國也と云れたる。これいと汎く。萬に亘りて。通えたるか如くなれと。猶此の三柱大神等の御事を。此神等ハ天地よりも先たちて成坐れハ。たゞ虚空中にそ成坐けんを。高天原所生としも云るは。後に天地成てハ。其成坐せりし處。高天原になりて。後まで其高天原に坐ます神なるか故也。元來高天原ありて。其處に成坐と云ハ。あらす。と云れたるハ叶ハす。上に云る如。高天原とハ即天の中央の名にして。そこ即元始より高天原なれハ。後より廻らして云る號にハあらす。さて天といひ。高天原と云その差別ハ。記傳云。まつ天ハ天神の坐ます御國なるか故に。山川水草の類。宮殿そのほか萬の物も事も。全御孫命の所看此御國土の如くにして。なほ勝れたる處にしあれハ。大方のありさまも神たちの御上の萬の事も。此國

土にある事の如くになむあるを。高天原としもいふハ。其天にして有る事を語る時の稱なり。然るを。萬葉のふりさけみれば。とよめるなどは。ヤハ後の事なるへし。如此さまに。只打見たるのみの天なまを。天原と云るか如きは。神代の御典などには見えぬことなり。さてしハ稱ふ由ハ。高とハ是も天を云稱にて。たゞに高き意に云るとハ聊異なり。然れば此高ハ。日の枕詞に高光と云も。天照と同意。高御座も。天の御座と云とにて。是等の高も同じ。又高行や隼別などハ。虚空を高と云へるなり。今世にも天つ虚空を然言ことあり。物の虚空に高く上るを。高へ上るなど云ゆり。但し此は天下にあまねく云ことには非る。かしらす。此伊勢國などにては。をりく。然云を聞くなり。古言ののこれるなるへし。原とハ。廣く平らなる處を云。海原野原河原葦原などの如し。萬葉の歌にハ。國原ともあり。かゞれハ天をも天原とハ云なり。さてそれに高てふ言を添て。高天原とハ。此國土より云ことなり。凡て天を高とも云ハ。高と云り。此説の如し。○所生神。重胤云。此三柱神等ハ。實に其始ある事なく。素より高天原に神留坐し大神等に坐々るか。此ハ天地の始を云所なるか故に。其時運を以て。所生とこそハ傳へたりけれ。如何なる遠く遷なる大古より坐りけん。伺知奉るへきに非ねとも。唯其大神等に成りし天地の始を云故に。此を其神の顯れましと時とハ。成せる者なりと云り。生を舊訓にアレマスとよめり。阿禮は顯にて。人などの生るゝを然云も。其意同じ。阿禮といふ言の義は。新現と通へり。生るゝは。萬葉一。安禮衝武云々とあるハ。生繼にて。宮仕に參侍ふ事を云なり。又國史に阿禮乎止賣と云る事あるハ。其替る替る。仕奉らせ玉ふ事を云て。右の萬葉なるに同じ。又ナリマセルとも訓へし。那流ハものゝ變化をも云。物の成就ふをも云ひ。無りしものゝ生出るをも云へと。此ハさきにあらすして成顯れ玉ふをいふ。記に八雷神の伊

邪那美命の御體に成居と云事ある。即それなり。これ其處に成出顯れて居れる雷神なり。○名。平田翁云。名と云言の意ハ。生成熱などの本語にて形也なり活用してハ。那流那良牟とも云なるカ。神また人ハ更なり。萬物をも。某と號くる事ハ。其物かならず成就たる上にて。負することなり。神又人物に限らず。萬の事業の上もこれにおなじ。中にも。人ハ其行狀の善惡。功德の大小に依て。自然に。他より稱へ云ところ。即名なり。高橋氏文なる景行天皇の大御詔に大倭國者以三行事オコナフコトヲ負名國也。と宣給へるを以て知るへしと云り。○天御中主尊。天はアマノと訓へし。これは轉語の例にて。某之をいつとけ云時は。第四音を第一音に轉し云例なり。其一二をいはし。宇氣を宇加之魂。布爾を布那之倍。宇閉を宇波之曾良。阿米を阿麻之波良。などの類。本語は宇氣布爾阿米なれども。必宇加之。布那之。宇波之。阿麻之。と云格なり。故記の開卷に。高天之原の天を云。阿麻下散。此と書して。以下天之と讀へきをば。これに散へとさとし置れたるなり。然るに此訓例を。たゞに高天原のみ。限るものとおもふは誤路なり。總て神名地名物名に天と云る訓。近き比ハ其を阿米能とも。阿麻能とも訓みて。いとみたりなり。古書にハ此類の天。何れも阿麻能とのみよみて。阿米能と訓ることなし。今其例を此に云へし。まつ弘仁私記序に。阿麻乃止已太知乃美已止ハ。天常立尊也。延喜式に出雲國阿麻能比奈等理神社。とあるハ天夷鳥命也。姓氏錄大掠置始。連條に。阿麻乃西乎命。尾張風土記に阿麻乃彌加都比女。此紀神代下に。阿麻能左愚謎。日本紀竟宴歌に阿麻能褒贊。これらみな神又人名の例也。又萬葉集に。阿麻能我波。古本神樂歌に。安麻能可波良。これら地名の例也。また神代上に。阿摩能與佐羅羅。下卷に阿麻能以難炬羅。萬葉集に安麻能之良久母などある。此物名例なり。かくあまたの例ハあれど。阿米能某と訓し例都て見當らず。必阿米とハ訓へからず。たゞ古事記中卷に。阿米能迦具夜麻と書るか一所あり。此は神名の例にはあらず。地名の例とも云はし云へけれども。

只此一を以て並の地名をも。阿米とは定め難し又此香山は。天降付ともいひて。もと天に在し山なれば。阿米乃と云か云に。天安河。天河原など。みな阿麻とのみよめれば。香山に限りて阿米と訓へきよしなし。殊に此天も天上なるには非ず。萬葉に神香山とも。あるにて知るへし。たゞ稱辭に添たるまてなり。されば今は定て。此阿米も阿麻の誤。御名義記傳云。御中ハ真中と云むか如とすへきなり。其餘古書共に。阿米乃と云へるは。たえて一つもあることなし。御名義記傳云。御中ハ真中と云むか如し。凡て真と御とハ本通ふ辭なるを。やう後にハ。分て御ハ尊む方。御字を書も。此意なり。真ハ美稱ると。甚しく云と。全きこととに用ふ。されど。古の言の遺れるハ。尙通ハして真熊野とも。三熊野とも云る類多し。又真と云へきを。御と云るも。御空御雪御路など多かり。御中も此類なり。天のみならず。國之御中。里之御中なども。萬葉歌にあり。又毛那加と云も。真中の轉れるにて。天武紀に天中央ソラノナカ以て此の御中の意をも。とありと云り。主は主宰たる義也。其より轉りてハ尊稱ともなれるなり。さて此大神ハ。古語拾遺に。天地剖判之初。天アマ中ナカ所ヨ生之神。とあるか如く。天の中央に其位を定め玉ひ。終古不易に鎮り坐々て。其奇靈なる神徳は。宇宙に偏く充亘り。至らぬ限なく。はた神と云神の限り。此大神の分靈ならさるハなき天神に坐ませるか故に。古より殊更に。其所と定めて。齋き奉りし御社とてもあらさりしなりけり。なほ次に云へし。

次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈此云美武須毘。

高皇產靈尊。神皇產靈尊。御名義。高は美稱。別御名をも高木神と申せり。記にかゆ。又姓氏錄に。天高御魂乃命。三代實錄に天高神など申せ。皇ハ御と書るも同く。これも美稱なり。神皇ハ加牟美と訓べし。高皇とならひたる稱辭なり。此神

の御名を。書等に神産巢日神。神産日神。神魂神。など書るは。カミムスヒと訓へし。其は記傳の説の如く。凡て古言に同音の二つ重なるを。約めて一に云例。此彼とあれは。此も神御と美の重なる故に多く約めて。申しならへるなり。また神御魂とも書たるは。此は同じく。カミムスヒ。平田翁云産は正字にて。宇牟須と云言の字を省けるなり。仁徳天皇の御歌に。子産新撰字鏡を古字と誤せたまへりに。秘宇牟須比麻豆利とあり。此は産靈祭にて。牟須の正語の字牟須なる證なり。今も生を宇牟須と云國も多かり。出羽秋田などにて。産をさへにウムスと云り。夏の頃師云。産ハ男子女子また苔の牟須。など云ふ甚く曇きを。今日はいたくうむしてなど云類ひなり。産ハ男子女子また苔の牟須。など云ふ牟須にて。物の成出るを云。今云萬葉に草牟須かはね。又草武佐受などもあり。靈字ハ比と云によく當れり。凡て物の靈異なるを比といふ。久志見の昆も比古比賣などの昆も此意なり。されハ産靈とハ。凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなり。武野云。池邊風樓か。古語拾遺新注に。産靈は令産靈なり。其ウムハ。マ行四段に活く語にて。第三音のウムより。サ行に轉りて。ウムサム、ウムレ、ウムス、ウムセ、と活くなり。他にウムサムとも。ウムとも。活用きたる例なれども。令産靈と。靈の體言に云かけたるを見れば。決くこの活どうおぼゆる。されば苔のムス。また。此外に。火産靈。稚産靈。津速産靈。興台産靈。玉留産靈。生産靈。足産靈。など申す御名もあり。牟須昆の意皆同じと云り。さて高皇産靈神ハ。男神にまし。神皇産靈神ハ記に神産巢日御祖命とも出て。女神に御在す。式に。出雲國出雲郡。神魂意保刀自神社とあるも。女神に坐謂也。まか男女二柱にハ坐々とも。此大御神等の御上に。遷合の道ありしにハあらさる也。夙く皇代記。歷代皇紀。神皇正統錄。塵添塔囊抄を始。何くれの書とも。雖有男女之形。无二婚合之義。といへるをはしめ。平田翁も委しく云おかれたる説あり。下に出せり。さて。記傳に世間にあることハ。此天地を始て。萬の物も。事業も。悉に皆此二柱の産靈大御神の産靈に資て。成出るものなり。されハ。世に神はしも多に坐とも。此神ハ殊に

尊く坐々て。産靈の御徳申すも更なれハ。有か中にも。仰き奉るへく。崇き奉るへき神になむ坐々ける。と云れたる。其いと慥かなる證ハ。顯宗紀に三年春二月。阿閉臣事代。使子任那。月神著人謂曰。我祖高皇産靈。有預鑄造天地之功。宜以二民地奉我月神云々。とある。預を舊くソヒと訓るハ。副加ハる由なり。されハ。天地をはしめ。次々に成坐る神等みな。此神の産靈に資て。成出る耳ならず。萬事業の上に。其副加ハりて。其を令成玉ふものなること灼然し。さて上に引る火産靈稚産靈など。すへて産靈の上ハ。必其御行事を申すことなるに。こゝなる二柱の産靈神ハ。たゞ高と申し神と申して。稱へ奉れるのみにて。御行事を附て申さぬハ。いかにと云に。此則此二柱の産靈にましますよし也。他の産靈ハ。みま其一つを持別て知看すか故に。自ら其御名にも負坐せれと。此二柱ハ。造化の神に坐て。天地ハさらなり。萬物萬事の上に。悉く預り知看せハ。此より大なる産靈の御徳なけれは。何と局りて名け奉るへきやうもなく。いはゞ萬物の産靈大神なり。然るに。高と申し神と申す稱辭の上より。御名義を分けて解る説なともあれと。却りて御徳を小くするの恐れもありなしかし。借又記傳に。此大神ハ。如此二柱坐を。記中に其御事を記せるにハ。二柱並出玉へる處なくして。ある時ハ高御産巢日神。或時ハ神産巢日命と。旁一柱のみ出玉へる。其御名は異れども唯同神の如く聞えたり。抑かく二柱にして一柱の如く。一柱かとおもへハ二柱にして。其差の髣髴しきハ。其深き所以ある事にそあるへき。とあるに就て。重胤云。此二柱神ハしも。天御中主尊の荒魂和魂に。御在し坐玉へる

ものと。推察り奉らる。出玉へる處なくして。旁一柱のみ出玉へる。甚々深き故ある事にて萬の事業の上にも荒魂の事に。高皇産靈尊と。和魂の事に。神皇産靈尊と。其並て神議玉ふ中にも。其方に主たる御名を擧て。傳へさせ玉ふものにそありける。其一二を出さは。天石窟の時又御天降の時など。荒振神の所爲を。高皇産靈尊の御名多く出たる中に。甚尤けき。天孫降臨章。第一一書。天稚彦か雉を射たりし矢の。天に到りける時の文に。天神見其矢曰。此昔我賜天稚彦之矢也。今何故來。乃取矢咒曰。若以惡心射者。則天稚彦必當遭害。若以平心射者。則當無恙。因還投之。とある。天神を。正書及記に。高皇産靈尊と見え。此必當遭害を。記に。天若日子於此矢。麻賀禮。とあるを以て。予か説の強ざるをおもふへし。又神武紀に。御軍の半なる時に。躬自齋戒祭諸神と見えられたは。自餘の神等をも。祭玉へるなるに。此神を主と立て齋かせ玉へる。其稜威を仰奉らせ玉へるか故なる事著明し。又記に。大宜津比賣神の御身より。種々の物の成れる所には。故是神産巢日御祖命。令取茲成種と見え。大穴牟遲神八十神にころされまじと件に。爾其御祖命。哭憂而參上于天。請神産巢日之命。時乃遣鬻貝比賣與蛤貝比賣令作活。とある。和魂に坐る故にて。右の高皇産靈尊と反対なり。所以に御巫祭神八座の中なるも。神産日神。高御産日神と次序し。祝詞にも。神魂高御魂と有て。常に申す例に異なる。皇御孫命御世乎。手長御世止。堅磐常磐齋奉。茂御世留幸閉奉。とある

如く。事無き節に。大御身の守護をのみ。祈らせ玉ふか故に。二柱共に並奉たるも。其守とある方を。さきには爲られつるものなり。彼神功紀なる。神の御誨に。和魂服王身而守壽命荒魂爲三軍先鋒而導師船と見え。皇后の御方に。則爲荒魂爲三軍先鋒請和魂爲王船鎮とあるを合せて思ふへく。又四時祭式鎮魂條に。右の神魂高御魂神等の八神に。大直神一坐を合祭らるを以て。和魂を主として。神産日神を先に。被定たる所由を思ふへき者也かしと云れ。平田翁説に。此二柱の男女大神の産靈の御徳の間より。諸の物類も事業も生成り。神等も生坐ることの由をいはく。少毘古那神を記に。神産巢日命の御子とあるを。紀に。高皇産靈尊の兒とあり。古語拾遺また豊秋津比賣命を。記また紀の本書に。高皇産靈神の子とあるを。一書に。神皇産靈神の兒と云る傳あり。又姓氏録に。久米直。高御魂命八世孫。味耳命之後也。といひ。また久米直神魂命八世孫。味日命之後也。とあるをも思へし。諸の神等二柱産靈の御間に生坐るか故に。かく一方に傳たるなり。本朝に加奈止美命と云を高皇産靈神神皇産靈神之子也。と云ることもあるは。由あるつたへなり。さて又紀に。高皇産靈神の御言に。吾所生兒凡有五千五百坐と詔へりとあるに。出雲風土記に。神魂命の御子と云へる。多く見えられたも。高御魂命の御子と云ること。一柱に有ることなし。此神等二柱神の御間に生坐れど。神皇産靈命。その御母に當り座すか故に。御子を専と此神に係て。語り傳たる故そかし。されは姓氏録をばしめ。書等に。或は高御魂命の産靈神の御末と。隔なく心得て有へきもの。又或は天御中主神の御末と。云ることも彼是である。其本祖を云るにて。其はた産靈神に係らざるはなれば。是また拘はるへきことにあらず。凡て是等の事ともを。熟辨へさらむには物の出自に。いふかしき事のみ多

か。さて産靈大神の。諸神を生たる。唯その男女の産靈の互に芽し合ふ。妙に奇しき御徳の間より。産成給へるにて。夫婦の道に。資ことには非ず。夫婦の道は。伊弉那岐伊弉諾に由らば。子を生得ざる。凡人の上より。産神等のみならず。諸類の物へ更なり。天地をさへに鑄造給へる産靈の趣も。是に準へて想像奉るへく。また生とし生る物とも。人へ更にも云す。其神魂性情靈智も悉く。産靈神の賦物なる由をも辨ふへし。さて又。天御中主尊へ。御名の大なるに取て。其事蹟の傳をき故に。神徳を伺奉るへき便なけれと。二柱産靈神より前に。始なく御坐し。女男の御徳を兼有ち。爲ことなくして。産靈の根原を司給ひて。寂然まし。女男産靈大神へ。其神靈に資て。生出坐して。産靈の徳用持分け宰給ひて。天地も何も。此二柱大神の産成し給へる事とそ思はる。然れば。天之御中主尊は。幽き所にある事にて。却りて其神徳の大なる故に。有へき。其御社さへに式には見え給はず。と云れたる。みなる然る説ともなり。さて式に。神祇官坐御巫祭神八座とあるを始めて。此神を祭れる社は。式。國史等にあらまた見えたり。かくて記云。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也とあり。獨神とハ。次々の女男耦て成坐る神等と別ちて。唯一柱つゝ成坐るを申す。隱身とハ記傳に御身の隠りて所見顯れ玉ハぬを云れたるか如く。其奇靈しき神徳を宇宙に遍く充足ハして。其至る所。悉く御身を備へてハませとも。元より隱身に坐ませは。隱身と云事。甚も幽深く。神代の神等と申せとも。其御身を伺ひ奉る事あたはず。ましていかなる道理そなとハ。さらに心も詞も及ふへきならねは。其尊きをたふとみ奉るへき他なしと知るべし。されと此二柱大神。又時として

ハ御身を顯し坐して。事議り玉ひし事も見えたるハ。其本大御體にハ坐坐す。其分御靈の假に顯れ玉へるにて。その幽顯分れたる人代にも。時として神の見ハれ玉ふと申し事にて。永に現れ玉ふにハあらず。まして其本つ御體など。假初にも現ハし玉ふへきにハあらねは。即それを隱身とハ申す也けり。さて式の祝詞とも。高天原爾神留坐神漏伎命神漏弼命とも。高天能神王。高御魂神魂云々。などあるにて。後までも其高天原に坐々事を知へきなり。神留坐とは。神留坐にて。志豆麻理の志を略けるなり。たゞに留を留坐て。他に遷りてまざるなり。これまたの設みな誤なり。此は序なれば明いふのみ。

一書曰。天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根係。

天地未生之時とハ。重胤云。浮雲の如くなりし物出來りて。浮漂よへりし程の事にて。其物未天とも地とも成さりし時を云て。第三一書に天地混成之時とあるも。同じ趣なる傳なり。口訣に。未生未開開。將開開一時也。とあるハ謂れたる言なり。然るを記傳云。天地初發之時とあるよりハ。委き傳にて。此時いまた天地の無りし時なる事を。體に心得るに宜き云さまなりと。云れしハたかへり。此ハ一物のなれる其始終を云ん爲なる故に。其に係て。天地未生と云るにこそありけれ。唯世の始を大朴に云所ならざる事。右に云るか如しと云り。○海上浮雲。本に雲を雪と誤れり。類史に浮雲とあるによるへし。海を和多ども。字那婆真と。猶無所根係。萬葉七に。大海爾島毛不在爾海原。絶塔浪爾立有白雲と

云る歌あり。此時の有状を想像るによき歌なり。

其中生一物。如葦牙之初生。泥中也。便化為人號國常立尊。

此傳にては天地の未混沌として分れざる際に。其物の中に。葦牙の如くなるもの。初生たる状に云るなり。聊異なり。○如葦牙云々。平田翁云。此なるは狀如葦牙と云と。泥中より生初たる如しと云と。二つを兼たるなりと云り。○泥は。和名抄。泥和名比知利古。一云古比千。と見え。祝詞文に向股爾泥。書寄氏などあり。土に水の滑りたるにて。俗言に杼呂と云物なり。○爲人。上にも云る如人字いかとなり。久米幹文か藏本に。類聚國史一本に。神とあるよし云り。さる本ありや尋ぬへし。

一書曰。天地初判。有物若葦牙。生於空中。因此化神號國常立尊。

次可美葦牙彥舅尊。 (季治云、此の本文に誤あり。八十七頁に訂せり。)

天地初判。云々は第一一書に云り。さてこゝに有物如葦牙とある物。即ち一物在於虚中。狀貌難言。とあると同じき事も既に云り。○有物如葦牙。此は第二一書に。國稚地稚之時云々。國中生物。狀如葦牙之抽出。また第五一書に。天地未生之時云々。其中生一物。如葦牙之初生。泥中云々。と同じく。上にも云るか如く。是神と成へき物實なり。然るを是ての注釋とも。此を天の始として次なる浮膏の如くなるもの。二割に於て。天地とされるに。合せて強て説をなしたるなり。我が古傳にてはさることなし。葦牙の神の始なるをや。

又有物若浮膏。生於空中。因此化神號國常立尊。

又とは又一説なり。こゝに曰字本になければ。荒木田經雅本にあるに據て補ふへし。但し予此本を見たるにあらす。田中頼庸の物語れるによる。集解本には補へり。さて此又説は。國土の如浮膏。漂蕩へる時に成坐る神を。國常立尊なりとして。例の天神等を省ける第一一書。第四一書。第五一書等と同じ趣にて。其化坐る物實たる如葦牙なる物を。省けるまでなり。異なる傳にはあらす。これを如葦牙なる物には依らずして。若浮膏なるものより。化れる神と云る説共ハ。謬なる事既に云るか如し。

次有神泥土煮尊。 泥土此云須毗尼。亦曰沙土煮尊。 沙土此云須毗尼。亦曰泥土根尊沙土根尊。

此より以下八神の御事は。平田翁の考おかれたる説によりて。又重胤の委き考あるを。今次々に録すへし。さるハ其説みながら附なれぬは。同々易て出せる所もあり。又巳の説を以て。補へるものあるなど種々なれど。處せければ。一一にハことわらず。本書を引合せ見て。其別なる所をば知れかしとてなり。さるは其説云。伊弉諾尊ハ。後に顯身おはし坐神也。然るに記にハ次成神名國之常立神。次豊雲野神。此二柱神者。亦獨神成坐而隱身也。と終めて。其間を界ひて。次成神名字比地邇神。次妹須比智邇神と云より始て。次々に御名を擧たるに。其終に隱身也と云事を。出されさりけれハ。顯身の神にわたらせ玉ふへかめるを。其御事蹟も外に傳はらず。又式などにも。然る御名を以て。記れる神の一所たに。御在しませ

とるを以思ふに。其ハ次々國形の整へる狀に依て。負坐る御名共にて。實にハ。此埜土煮尊沙土煮尊以下八神ハ。伊弉諾尊伊弉冊尊。二柱の別號におはしますなり。近き證ハ。國常立尊豐斟淳尊ハ。別に有たせおはしませは。其を除きて次の五御代の初と御在します。埜土煮尊沙土煮尊に。國生の御事を負せずして。最後に成坐る伊弉諾伊弉冊二神に。御命依し玉ふへき所謂なきを思ふへきもの也かし。又一書に。古國稚地稚之時云々。記にも次國稚如三浮脂と云るハ。即埜土煮尊沙土煮尊に係り。又其八洲起元章。第四一書に。有レ物若三浮膏と云るハ。伊弉諾伊弉冊二神に係れる事を合せよまハ。自然に得る所ありなんものなるそかし。然るを。各一御世に計へ奉れるは。釋私記に問。一書曰。國常立尊生三天鏡尊云々。既全云レ生。其意如何と云る答に。是後代之人。見三代々相嗣。而假謂三之生。未三必事實也とあるか如し。又口訣に。豐國主之別名。皆當三豐國主之義。古語從三時稱號。と云事あり。其從三時稱號と云事を。此に引當て心得るに。實に面白き事なり。此埜土煮尊沙土煮尊と申せるより。伊弉諾尊伊弉冊尊迄。五代の御名ハしも。其二柱神の時に從へる稱號なる事をあきらむ可くなん。さて又伊弉諾伊弉冊尊に至りて。始て妹妹二柱嫁繼玉ひて國の八十國島の八十島を生玉ひけれハ。此時に至りて。始めて御妹妹の御中間に御在し坐か如くなれとも。其男女耦生坐ると云は。本より御妹妹と相並ハしおはしませしける事。申も更なり。記傳三に。宇比地邇神より。阿夜訶志古泥神まで。男女並ひ坐るを以て。女神をハ妹と申せり。嫁の事は未始らさる時なれハ。妻の謂にはあらすと云れたれとも。然相

嫁かせおはしますへき神にして。未嫁かせ玉はさるにこそ有けれ。御妹妹とは何とかは申さくらん。皇代略記に。埜土煮尊より。惶恨尊までを。已上三代六神。初互雖有男女之形。無夫婦之義。とあり。夙く皇代記。歷代皇記。神皇正統錄。塵添瓊瓊杵等始め何くれの書に見えたる皆同し。然れば。埜土煮尊沙土煮尊より以下次々を。伊弉諾尊伊弉冊尊の。幼き程の御名と心得奉りて。たかふ事有ましかりけるものなりと云れたる實に。然る言とこそおほゆれ。今は其に依て云なり。さて其二神の最初の御名。埜土煮尊沙土煮尊と申奉れるは。二神天神より。此多陀用幣流國を脩理固成せとの詔命受玉はりて。天降り玉ふ時に。二神相謂曰。有レ物如三浮膏。其中蓋有レ國乎とある。此國稚若三浮膏と云ふ時に。二神の成出させおはし坐る傳にて。埜土煮尊と申せる御名の御在坐し。又垂落之潮。結而爲レ島。名曰三磯取盧島と見えたるは。自然に沙土を成す所以にて。是沙土煮尊と云名の御はします所以なり。○有神。本に神マスと訓れとも。永正本に神イマスと訓る方まされり。今はそれによりつ。○埜土煮尊沙土煮尊。名義。記傳云。字は泥なり。埜字泥也。後世の歌などに泥を字伎と云ることあり是なり。字といハ。宇伎の伎の音かりたるか。又字を本にて。字伎ともいふか。須は。土の水と分れたるを云。されは埜土とはかの如三浮脂。物の。潮と土と混淆て。未分れさるを云。水と土と和り。たるは泥なり。沙土とは。其潮と土と漸分れたるを云。土は土形築壙などの比地にて。土の總名に取れるなりと云り。沙字。字書に砂と同義にて。和名抄に。埜類云。砂水中細礫也。和名須奈古とあり。須奈。煮ハ。古の須は須比知の須と同じ。また砂を字書に水旁之地と注せる其義をも兼たるべし。一の御名に根と申せり。さらハ煮根通。音にて。同く尊稱なり。其由は。女に云。さらハ。埜土煮尊は。彼漂へるもの潮と土と混淆て未分れさる程の御名。沙土煮尊は。其物の漸分れて。沙土となれる程の御名なりけり。

さて記に宇比地邇、上神。次妹須比智邇、去神とある。男神の御名の邇を。上る聲に。女神の御名の邇を。下る聲に誦めとなり。此紀の御名をも。記に據て讀たりしこと見私記。○埜土此云于昆尼。此注釋紀亂脫校本には沙土表尊の下に一にあり。さて此紀に。昆は清音の假名にも多く用たり。濁音によむは非なり。○埜土根尊。根は尊稱なり。次に云。○此に記には。角權尊活權尊入たり。一書にも然り。此は必在るべき御名也。其由は。已云り。故此に其義を云へし。さるは。これも重胤云。次に二神の御名を。角權尊活權尊と申奉れるは。地中より。芽出る物を角と云ひ。蠢化する物を活と云なり。彼磯取盧島の疑り成れるは。彼埜土沙土の凝成て。團體をなし。此に因て。草木生ひ禽獸栖む。其時に當て。其を成し出させおはしましける御名なりと云り。下に此御名の出たる處に委しく云へし。

次有神大戸之道尊。大苦邊尊。

一云大戸之邊。亦曰大戸摩産之尊。大戸摩姫尊。亦曰大富道尊。大富邊尊。

此段。本には大戸之道尊。一云大戸之邊。大苦邊尊云々。とあるを。今ハ釋紀亂脫校本に。大戸之道尊。大苦邊尊と書つゝけたる本によれり。一云大戸之邊の六字も同本に據る。○倍次に。二神の御名を。大戸之道尊大苦邊尊と申奉る御事は。次章第一一書に。二神降居。彼島化。八尋之殿云々。とありて。此時はしめて。住み玉ふへき家居の出来しにて。即其初を成し玉へる御名になんましける。○大戸之道尊大苦邊尊。名義。大は稱辭なり。戸之ハ殿なり。苦は富の通音なり。富は家の事に古く云るを通はし

て苦。とも云るなり。富の事は次に云。道は。上に云る比古邇の邇に同じ。邊は。男神の道に對へて。女を尊む稱なり。次に彦と姫とを對はせたるも。其心なり。されは。此御名は。大殿道大殿邊尊と申す心はへなり。○一云大戸之邊。此御名。大戸道尊に。正しく對へる御名なり。○大戸摩彦尊。大戸摩姫尊。戸摩は次なる斗美の通音なり。彦姫は男女の稱なり。此を以て道と邊とを。男女の稱なりと云事をするへし。○大富道尊。大富邊尊。富は斗美と訓へきか。斗牟と訓へきか定めかたし。今姑く本のさて富も殿と聞く。もと家作の事を云。其證は。古語拾遺に。天富命。大玉命の率。手置帆負彦狹知二神之孫。以齋齋齋。始採山材。構立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡御木龜香二郷。とあるは。正殿を構立つる功を以て。天富命と稱申し。また顯宗紀なる室壽の御詞に。取葺草葉此家長。御富餘也。と。新室に就て詔ひ。又寶基本紀に。富物代と云るは。天御柱一名心御柱の事なるか。其を富物代と云なり。此事み家作の事に云る證なり。なほ古今集歌に。此殿はうへも富けりさき草のみつはよつはに殿作せり。とあるも此意なり。されハ。戸之も富も家居に付ての御名なる事明らかし。今世には金銀財寶を。といへとも古は然らず。右の古今集の歌に就て考れば。家作の事を云る本にて。其より其家居の豊大にして。物事の具足るを美稱て。富と云るより。豊りて金銀財寶を。あまた所持するとも云名とはなれるなり。

次有神面足尊。惶根尊。

亦曰吾屋惶根尊。亦曰吾忌權城尊。亦曰青櫛城根尊。亦曰吾屋櫛城尊。

次に二神の御名を。面足尊惶根尊と申奉るは。男神女神の御名の具足へるに付て。夫婦の交りを既に

爲玉はんとすへき。きさしのあらはれ玉ふ時の御名なり。○面足尊。記傳云。此字の意の御名なり。高葉二に。天地日月與共。滿將行神乃御面跡云々。九に。望月之滿有面輪二云々とあり。面の足と云は。不足處なく。具りととのへるを云。面を云て。手足其餘も。皆凡。さて。泥土糞沙土糞尊より。女神男神の御形はありしかと。未だ片生なる御身に於て坐々けんか。此神に至りて。始て御面を始め。手足其餘も盡く満足て。麗はしき少男女の御形姿を。備へ玉ひしなり。○惶根尊と申すは。纂疏に。形容已具而。男女根別也とも。口訣に。二神備陽根陰根之儀也。環翠軒等のと云れたるか如く。女男の御姿形満足はせるにあはせて。其女男の元處とある。彼不成合處。成餘處の。具備させ玉へる御名なり。さるは。陰處は人の根本とも云へき處なるか故に。惶根と云。惶とは可畏み貴はるゝ事にて。人體の内にとりて。陰處ばかりくしびに。奇しく。かしこみ貴ふへき處あらぬより。やかて惶根とはたへしなりけり。○吾屋惶根尊。此名義ハ。合せて次に云。さて記には阿夜上阿志古泥神とある。記傳云。阿夜に。上聲を附たるは。阿志古と引つゞけて。一に讀へき爲なり。一續によめは。上聲になるなり。と云り。阿夜と阿志古とを離してよむときは。本の平聲になる。然は讀して一に合せてよむなり。○吾屋惶根尊。吾忌檀城根尊。吾屋檀城尊。本に吾忌の吾字を脱せり。類聚國史に此字あるに依て補ふ。さて此四つの御名に。次なる沫蕩尊の御名をも。合せて考ふるに。阿夜も阿由も。阿乎も阿和も。みな通音にて。其本は阿夜なり。記傳云。阿夜は驚て歎聲なり。皇極紀に嗚嗟を夜阿とも阿夜とも闕り。又阿夜と云て歎くへき事を阿夜爾云々とも云り。

又阿那も阿夜と通へり。阿那可畏と全同し探とあり。高葉古義云。阿夜は阿那と似たる言ながら。猶別首にて歎聲にあらず。阿夜は奇しきまてに。と云に同じ意の詞なり。阿夜爾可畏は。あやしき迄にかしこきの意。アヤニ懸しきは。奇きし迄に懸しきの意なり。故アヤカシコ。アヤコヒシ。など云る類一もなくして。皆アヤニ云々と。爾の言をそへてのみ云り。これ歎聲に非るか故なり。さて神名ハ阿夜爾阿志古泥と申すへきを。爾の言なきは。調のよからぬ故に。爾の辭を省きたるにこそあれ。たゞもとよりアヤカシコといふ意にはあらず。さるをなほ。アナカシコは。アヤカシコと全同し云々。なと云れしはたかへりと云れたり。さる言なるへし。さて阿志紀ハ。阿志古と通ふ。根は省きてても云例なり。

次有神。伊弉諾尊。伊弉册尊。

一書曰。此二神。青檀城根尊之子也。一書曰。國常立尊。生。天鏡尊。天鏡尊。生。天萬尊。尊。天萬尊。生。沫蕩尊。沫蕩尊。

凡八神矣。乾坤之道相參而化。所以成此男女。自國常立尊。

迄伊弉諾尊伊弉册尊。是謂神世七代者矣。

次に二神の御名を。伊弉諾尊伊弉册尊と申奉るは。本書に。二神始て御合まさんと爲玉ふ時に。陰神先唱。曰。意哉。遇可美少男焉云々の唱を正應本鎌倉本などに。イサナヒテと調。其意にて。重胤も云れ

し如く。記に。天之御柱を行巡らし御在し坐て御合せさせ玉はむと詔へる。即二神の共相誘をはせ御
 在し坐にて。其誘をひの御事を爲させ玉へるなり。次に。かの謂る唱和の御言おはしますは。即誘を
 ひの御語と申すもの也。第十一書に。陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。とあ
 るなど。彼此を考合するに。伊弉諾伊弉册と申奉れるは。二神の相共に。誘引ひ合せ玉へるに依る
 御名にて。是そ此二神の天神の御命を奉はらせ玉ひて。國生の大業を。成し遂させ玉へる運の御名を
 れ。其後に。此を以て。稱奉る御事とは。成たりけらし。さて又右に云るか如く其時に從へる稱
 號を以て。御天降の時には。埜土煮尊。沙土煮尊。次に。磯取盧島出來て生植氣形成出し時に至りて
 は。角楯尊活職尊。次に八尋殿の條には。大戸之道尊大古邊尊。次に神の面足ひ。陰處成具へる時に
 至りては。面足尊惶根尊。惜かく唱和して。御合爲させ玉ひて。國を生神を生玉ふ御時に至て。申ま
 てもなく。伊弉諾尊伊弉册尊と。書し別らるへき御事を。此も始より通して。伊弉諾尊伊弉册尊と
 のみ。記し奉られたるは。古人の深く心を用ゆられたるものにして。縦や。其時に從へる稱號也とも。然
 る御名共を所々に。記しわかれてらんには。文義つゝかず。又其前後を照應せて。唯此二神の御事とのみは
 所見難くして。中々なる物損ひある事なるか故に。神名は神名として。形の如く五御代に記し續き。事
 實には。何處迄も。唯其二神にて記し續けと。其五御代十神と申すも。實は一代二神なる御事を。互に見
 合せてささるへく。奇く神語に語り傳へ玉へるものなりけり。と云れたる。實にさる説なりけり。○伊弉

諾尊。伊弉册尊。御名義。平田翁云。口訣に。伊弉ノ誘語と云り。信に此二柱神。遊合して。國土を
 生成さむと。互に誘ひ催し給へる意にて。伊邪之岐伊邪之美。と負せ奉りしなるへし。之を那と云る
 例あまたあり麻奈手。手末。足末。アサヌと云り。さて岐と美とは。大戸之道尊大古邊尊の。道と邊。又大戸摩彦
 尊大戸摩姫尊の。彦姫と同じ事にて。男神女神を別ち奉れるなり。然稱奉り別る例は。古き祝詞に高
 皇產靈尊天照大神を。神魯伎神魯美命と申てあるも同例也。かつ。越前國敦賀郡氣比神社七社御子神
 の中に。天伊佐奈彦神社。天伊佐奈姫神社。とみえたるも此大神におはし坐なるへき事をも。思ひ合
 すへくなんありける。さて此御名の文字の事。諸は奴各反なれば。吳音那久なるを。久を岐に轉して
 用たるなり。久を岐に用たる例多し。册は再と同字奴甘反。これも吳音奈牟なるを。奈美に轉用したる例は。南を
 奈美。深を自美に用ぬたるか如し。册字類編國史作再。校異云按再以作冊爲正體。而古本字種百出。今所校本史。永
 和本作冊。再。文明本學問所本作冊。再。見林本作冊。印本島本日本紀。永
 作冊とあり。こゝに若狹の抄立寺門の男信と云書に。月田通元が冊字改といふものを引て。字體を弁明したるは。既く天保の頃の事
 なり。うれに繼て木村正辭が隨筆に。冊字の異同をあらた出して。案に冊冊再冊かな冊字の異體にして。異義あるにあらざとて。諸
 書を引て云れたり。右の二書に就て見るへし。○一書曰。此一書と次の一書。本に引放ちて記したり。山陰云。此二の一書は。
 もと本書の上文。伊弉諾尊の下に。屬たる細注にて有しを。一云とあらて。一書曰とありしから。
 他の一書の例に別になして。大字にせる後人のしわざなり。其故ハ。此二神と始に云出せる事。一
 書ともに例なきさまなり。此二神とは。いつれの神をさしてかいはむ。又此次の本書の初に。凡八神
 と書出せるも例なき事なり。其は上よりつゞきたる文なるをや。これらにて。此二の一書曰ハ。なほ

上文の二柱神の下に。屬く細注にて有へきを。誤りて別に大書にせるものなること明らかし。と云れたるは。然る言なりけり。按に。此は一書を大字にせるより。かゝる誤りは出来しものなり。古本のまゝに。一書を細注に作る時は。自此説の如く成れり。 ○青樞城根尊之子。口訣に子也者。云々次義。とある如く。其生坐るには非ずといへとも。其世次を以て。子とは云。此ことへ尙次に云り。○國常立尊。生天鏡尊云々。此は甚く異なる傳にて。更に識得かたきを。さりとして止へきにもあらざりければ。くさくさに思回して。試に説をなす者なり。さるへまつ。國常立尊生云々。後の御世繼の様記されたるは。私記に。問。一書國常立尊生天鏡尊云々既全云生其意何。答。是後代之見代々相嗣。而假謂之生。未必事實也。と云る如く。代々相嗣く謂には。本より非る事なるを。かくも云傳しは。其天鏡尊の生出給ひし起本。國常立尊に基き給ひしよしを。かくも語傳へたるなり。天萬尊以下も。さるは。國常立尊は。記にも埜土煮尊以下の神とは其生坐る際も異にして。一は隱身の神。一は顯身の神に坐せとも。もとより此國土を。幽より立玉ふ神は。國常立尊也。顯より次々に。其を修理固成し玉ふは。此より以下の神なり。されは國常立尊。此國土を立むと爲玉ふには。必其顯に作へき神を。化生給ふへき理也かし。此にて生と云言の意をまつ識へし。さて天鏡尊と申すはいかなる神と申すに。埜土煮尊沙土煮尊にそ坐へき。さるはまことの推測言にはあれど。試にいはい。國常立尊幽に立て。此國土を修理固成さんと。おもほす時運に當りて。埜土煮尊沙土煮尊二神を。顯身に化成坐る。其御名を。天鏡尊と申奉りし由ありしならん。但其名義は知へからず。天鏡は借字なるへし。さて天

鏡尊の次に成坐る天萬尊は。大戸之道尊大苦邊尊なり。次に云。さて此御名舊訓に。アメカマミと訓り。上に云る如く。天之と云時には。必阿麻と訓む格なれとも。かく引續けて之を云時は。又必阿米と云例也。其は記に訓天如天と云注ありて。此又みたりには訓へからず。さて次なる天萬尊を。本にアマヨロツと訓るは非也。さる例はなし。熱田本にアマヨロツと訓り。必志か訓へきなり。序に天降天翔などを。アマクタリアマガクリと訓るは。此例にあらず。下へ。○天萬尊。此神は大戸之道尊大苦邊尊にそ坐へき。つらくる便に米を麻に轉したるものなり。おもひ混ふへからず。 ○天萬尊。此神は大戸之道尊大苦邊尊にそ坐へき。一書に因らば。角楯尊活楯尊にも當つへし。さて此二神を天萬尊と申奉り。其名義は詳ならず 其次に成坐る沫蕩尊は。即吾屋惶根尊なるよしは次に云。○沫蕩尊。此神は。吾屋惶根尊にあたり坐り。さるは沫蕩と申す義は。例の詳ならねど。強て推測りたる説はあれど。同神たる證あるからには。名義は詳ならずとも。本問かされは。今は其説ははふまぬ。 上の一書に。二神青樞城根尊之子也。とあるにて一神なる事しられ。また神代系紀に。青樞城根尊。亦云沫蕩尊。亦云面足尊。とあるにても明らかなり。さて今は面足尊を。一柱略て語傳へしにもあるへく。右の神代系紀によれば。面足尊の亦名と云説もありしなれば。沫蕩尊のみにて。妨なし。さて。此神の伊弉諾尊を生ませるよしは。異なる事なければ。今いはす此事は上にも既に云へり。かく考定めて見る時は。異なる傳とおほしきも。一貫に通えて。疑かはしきふしもなきか如くなれといかゝあらむ。後人の考を待たむ。○凡八神矣。山陰云。此はもと上文のつゞきなること。右に云るか如し。矣字を置れたるにても知るへし。今本は非なりと。云れたるか如し。上の國常立尊。次云凡八神矣。と書連けたるをも思へし。うれと同じき文法なるをや。 ○乾坤之道云々。易繫辭に

乾道成レ男坤道成レ女と云るより。思ひ附たるさかしら言にて。古傳ならぬことは。上の乾道獨化云々の如し。一本御宇に作れるよし。或校本に見たり。其はとまれ。後人の挿入なりしこと。明らかなり。乾道獨化の下に引る。神代卷御宇抄に云ることを考合すへし。 ○神世七代記云。上件自三國之常立命以下。伊邪那美神以前。并稱三神世七代。上二柱獨神各云一代。次雙十とあり。神代の事は。既に云る如く。人代と別て云稱にて。其は皇孫尊天降まして。大己貴命と幽世顯世を分け所知看しかは。此御時より以前を神代とし。此より以來を。人世とせるなり。さち。こゝに國常立尊より。伊弉册尊までを。神世七代と分け云へるは。又いかなる事ぞと云に。神代とは廣く大己貴命までを云名にはあれど。此伊弉册尊まで。七代は天地の初の時にして。神の狀も世の狀も。後々の神代とは。又甚く異なりしかは。世に七代の神世とは。分云るものなり。然分け云ればとて。それより以來を。神世とハ言はさりしかと云にさにあらず。神代の中なるを。しか分て云へりしまでにて。猶是より後も。神代なる事は言卷も更なり。されは。神代と云へりし稱は。皇孫尊より以來に。云始たりしものにて。上古は神代と云稱はなかりしこと灼然し。さるは上代は凡て皆神なりし故に。伊弉册伊弉册尊の御世より。既に言ひしことも有しかども。其も御分分てしか云ふへきよしなきを思ふへし。其は神代に對へて。人代とはいへど。單にれかりし後より見れば。なほ神なり。人代と云へることなきか如し。後世は凡てよしなきを思ふへし。 さて皇孫尊より以來。御世の顯々をも。神代と云へりしは。又後の御世に云へりし稱の遺れるものなること。上にも既に云るか如し。さて記傳にも云れし如く。此ハ十一柱神のうち。初三柱ハ獨神成坐し。記には。獨神二柱なり。 次に八柱は。女男二柱つゝ耦坐れば。記には。十只十一柱神世と申して

は。其趣分りかたき故。後の世嗣の例に准へて。假に七世とは申せるなり。さて世字と代字とを寫ること。異なる意あるにあらず。神代七世と易て書たらんも。只同じことなり。書紀にも。卷首には神代と標しなから。此處には記と同く。神世七代と書れたり。上代より。如此書傳へたる隨なりけむかしとこれも記傳に云へり。

一書曰。男女耦生之神。先有湫土煮尊沙土煮尊。次有角織尊活織尊。次有面足尊惶根尊。次有伊弉諾尊伊弉册尊。織概也。此云久比。

耦生は。記に此神等の所々に。某神次妹某神と見えたる。是男女耦生坐る也。伊弉諾尊。伊弉册尊と。申奉頃に至るまで。未遑合の御事おはしまさすと雖。妹妹二柱と相嫁織坐へき神の。相雙坐たればこそ。かくさまには。傳へられたるものなりけれ。釋紀に。耦生謂男女共相耦生也。非謂夫婦耦合と云り。いさよかまさらはしき言さまなり。 ○角織尊活織尊。記傳云。角は都怒と訓べし。角臣を此記に都怒臣と作るなを以て知へしと云り。さて二神の御事ハ。上にも云る如く。生植と氣形の形を。成させおはし坐ける由に縁て。負せ玉へりし御名になんおはし坐ける。さるは重胤云。此ハ彼二柱神。天浮橋に御立しおはしまして。初て磯取廬島を探り得させ玉へりし御時に。當れる御名になんありける。其は先。其角織尊を生植の始に説成し奉ると云は。木草の芽立を角と云なるへし。唯記傳に物の儘に生初て。譬へハ尾頭手足などの差別ハ。未生さる形を。都怒と

云ふと云れたる事をれども。予か思ふには。突抜く意有て。物の尖鋒の抽出るを云と通ゆれば。此を以て。生植の始に因れる御名ならんとは云なり。葦などの初て生出るを。角具牟と云へ更なり。和名抄に。菱蘆之初生也。和名阿之豆乃と見え。本草和名に葦首和名古毛都乃。とあるを以て知へし。古語拾遺津昨見神を。古本に都能具美と訓るは。此の角櫃の御名に同じく。角組の義にて。一夜の間に穀木を生し玉へりし功に因れる。神の名になん有ければ。此を証として。此に角櫃尊と申奉れるも。正しく生植の生出初たるよしに因れる事をなん。明らか奉るべきものなりけり。櫃は記に杙と作る。共に借字にして。芽久牟角久牟の。久牟是也。組と云は。物と物と合て。形質を成す事に云り。活櫃尊と申奉る。活は伊久と訓て生活く義なり。故人は更にも云す。鳥獸魚に至るまでも。凡此世中に此地の氣を呼吸して。生存ふる物の本とおはします謂なる事。右の角櫃尊は。草木等の始の神に渡せ玉へるに。例して思ふへくなんありける。凡世中に生出る物は。謂ゆる胎生あり。卵生あり。濕生あり。化生ありといへども。其生れ様の異なるにこそありけれ。此二柱御祖神に成初たりければ。活とし生る萬物はしも。此角櫃尊活櫃尊と申奉る。御靈によることなる故に。生植の方を以て。男神に稱奉り。氣形の方を以て。女神に稱奉り分られたるものになんありける。と云れたるか如じ。さて姓氏録に。角疑魂命。角疑命。許理と久神名式に。出雲國神門郡。神魂子角疑神社。また姓氏録に。恩智神主高魂命兒。伊久魂命之後也。とあるは此神等とハ異なるへし。○櫃尊也。此云久比。本に此云久比の四

字なし。されと釋紀注音部に。櫃尊也とて。出されたれば。こゝは脱たること決し。山蔭云。櫃此云久比。とある本もありと云り。其はこゝに櫃尊也此云久比。とありしを。互に脱しとなり。次の本書に瓊玉也此云努。とあると同例なれはなり。さてこの櫃尊也。瓊玉也。と云類の注ハ。山蔭にも云れたる如く。後人のまわさと見えたり。されとみたりには刪りかたし。○此一書。一つはなれて。此に有るにつきて。延佳云。此段錯簡なるへし。古本に。前段の前にありとそ。と云り。然れと非なり。已にも云る如く。上の二の一書ともは。伊弉諾伊弉冊尊の出自の一の傳なれば。二神の下に屬る注にて此一段の一書には非ず。故此段を總括りたる此處に。此一書はあるにて。此即四世八神の一の傳なればなり。よくよく見分くへし。

日本書紀通釋卷之三

飯田武郷謹撰

八洲起原章

伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。

此章は前段に云る。國土未固まらず。彼壘土沙土未入滯り水母なす浮漂ひて在し時。別天神を坐す。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊の御靈に依て。幽にはそれを修理給ふへき。國常立尊。國狹能尊。豊斟浮尊成坐し。顯には壘土養尊。沙土養尊以下八神成坐して。幽と顯とに持分て。漸々に國土の形をなせるか。伊弉諾伊弉册二神は。天神の勅命のまに。現に此世界を立給むと。天神より賜はれる天瓊矛を以。彼壘土沙土の入滯りし一物を。書探り書疑して。一島と成し給ふ。これ即磯取慮島也。此即大地球の顯れ出たるはしめなり。二神即其處に大殿を立。家居をはしめて其處に住給ふ。其時運に當て。顯身女男の御形體も。漸々に麗しく成整ひ。夫婦の道を始め玉ふへくなれりしかは。互に相愛相諾ひて遂に大禮を行ひ給ふ。是に於て。まつ其住給へる磯取慮島の傍なる。淡路洲よりはしめて。次々同じ水土なる大八洲國に。夫々の神を生班ち給ひて其國々を作らしめ給ふ。此生坐る神等。國々の國魂の神と成坐て。遂に天神の御詔の如く。國土を修理固成せるに至れるまでを。語傳へたる

○日本書紀通釋卷之三

意なり。其因に。獨我大八洲國のみならず。海外處々の國までも。既に此時顯れ出たる事をも。語傳へたるこれ本書の主旨なり。○伊弉諾尊伊弉册尊云々。此段のはしめは。第一一書に天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穂之地。宜汝往修之。廼賜天瓊矛。於是二神立於天浮橋云々。記にも。於是天神詔命以。詔伊弉那岐命伊弉那美命二柱神修理。固成是多陀用幣流國。賜天沼矛而言依賜也。故二柱神立天浮橋云々。と見えて。二柱神は高天原に坐々しか。此時天神等の詔命を受賜りて。國修理に天降り坐るなり。されはこども。一書又記の如く。必さる事あるへきに。記されざるは略かれたるなり。さるは下の瑞珠盟約章に至て。伊弉諾命神功既畢云々於是登天。報命とある文を以照し考へて。然知られたり。事依の事も無に。報命し玉ふへきにあらざるを思ふへきなり。記に報命の事なきは。其傍を略かれたるにて。いづれも古書の例なり。○天浮橋。釋紀に兼方案之天浮橋者。天橋立是也とあり。記傳云。天浮橋ハ天と地との間を。神等の昇降り通ひ玉ふ路にかゝれる橋なり。空に懸れる故に浮橋といふならん。丹後國風土記曰。與謝郡々家東北隅方有速石里。此里之海有長大石前。長二千二百二十九丈。廣或所九丈以下。或所十丈以上。二十丈以下。先名天梯立。後名久志瀨。然云者國生大神伊射奈藝命。天爲通行而梯作立。故云天梯立。神御寢坐。間伏云々。此に因は此浮橋も此神の作り坐しなり。さて天に通ふ橋なれハ。梯階にて立て有しを。神の御寢坐る間に。仆れ横たはりて。丹後國の海に遣れるなり。又播磨國風土記曰。賀古郡益氣里有石橋。傳云。上古之

時此橋至天。八十人衆。上下往來。故曰八十橋。これも天に往來し一の橋と見ゆ。神代には。天に昇降る橋。此所彼所にそ有けんとあり。皇御孫命の天降り玉ひし時の事を。續後紀長歌。天照國乃日宮能。聖。御子曾。匏葛天能梯建。踐歩美。天降利坐志々。大八洲云々とあり。又平田翁云。天浮橋は神の天より降り給ふ時に。大虚空に浮へて。乗給ふものなる故に浮橋といひ。和名抄に。魏略五行志云。落水

さることなれ。水上に浮たるとは物に異なり。また如此乘て往來することは。水を乗る舟と等しき物なる故に。天磐船とも云なり。記傳に此を天梯立と同物と云り。本居大平云。ふねとは酒ふねなど云もこの如く。内ちを影穿ちて物を納るも如く作たるをい。に解れたれとまからず。と云り。ひ。橋とばかり云は。板などの如くありて。物を入形にはあらざるを云名にもやあらん。人をわたす用には舟とも橋ともいひしならむ。今の代にも。大船へわたりゆく小舟を橋舟といふ是なり。このはしふね。浮橋と云ものよりとるるへしといへり。二説何れか是ならん。さて天ハ上に云る如く稱美辭にて。次なる天瓊矛天柱の類。この外神の名に云る皆同じ。○立は。記に訓立云三多々志とあり。記傳云。依を與佐須と云に同じく。延たる言なり。行を由迦須。持を毛多須。守を毛羅須。待を麻多須と凡て如此様に延て云。常のことなりと云り。まか延へ云時ハ。語緩やかに成かちらに。尊者の上を云語となれるなり。然れ共。又賤者の上にも云ることあり。○曰。能理賜波久と訓べし。謂の字を書る。記傳云。能流とは人に物を云聞すことなり。已か名を人に云聞すを名告と云にて知へし。告また謂などの字をも。能流と訓ること記中又萬葉などに數多かり。賜は尊みて申す附辭なりとあり。○底下は。重胤云。天浮橋之上とあるに對へたる言なり。此時ハ泥沙と水と未分れさりし程なりければ。彼唯有二朝霧。而薰滿之哉。とあるか如き狀なりけん。故に其上に御立して。底下とは詔

玉へるものなり。天浮橋之上を。第二一書に。立子天露之。中一とあるを以て思ふべきものなりかし。記に於高天原者と云に對へて。地下者於底津石根云々。とあるに似たり。○無國歟。此時未國と云へきさまには非されども。修理固めたる後の名を以て。其初をも如此。國とは語り傳へしなり。實は此時はたし潮のかつかつ。さて此御言始に天神詔命を略かれたる謠なり。もも天神の詔命しなくは。底下に。國土の有無の事など。いかてかも知しめすへき。

廼以天瓊矛指下而探之。此瓊玉也。是獲滄溟。

天瓊矛本に天の下之字あり。これは無き例なり。竟瓊矛ハ玉梓と云如く。玉以てかされる矛なるへし。古はかゝる物にも。玉を飾れる常のことなり。記傳云。玉を奴と云るは。瓊瓊瑤々。此云奴健等母々由羅爾。とある奴健等は即瓊の響なり。能を那と云も誤。かくて瓊を書紀に。常に通と訓めは。それを通音に奴とも云しなるへし。武部云此はたし通音とのみ見るへからず。第二音を三音にうつと云り。矛ハ和名抄に揚雄方言云戟或謂之干。或謂之戈。和名保古。上代には殊に常に用し兵器にて。古書に多く見えたり。名義秀木なり。秀とは矛の鋒の尖れるを云。後にも槍の身を穂と云。さて此矛ハ上に引る一書。又記によるに。天神の給ひし矛なり。かくて平田翁云。師は此矛を給へること。如何なる故とも知へからずと云れたれど。此は産靈大神の御徳を。伊邪那岐伊邪那美二柱神に靈幸ひ坐て。國土を作り成しめたまへむ。其御座として

賜ひけむことは云も更にて。殊には彼漂蕩る一物の。蕩々として墜まらざるを書疑して。天地の固の柱にせよとの。御量にそありけると云り。○指下。かの漂蕩へる一屯の物の中へ。指下し給ふなり。○探は。探り求める意なり。其は上に底下豈無國歟と詔ひ。次には獲滄溟とあるを思へし。記にハ此を畫者とあり。さては記傳にも云れし如く。俗語に迦伎麻波須と云か如し。求める意にはあらず。若是を求る意とせば。許袁呂許袁呂通畫成。とあるに叶はず。且天神の是漂有國とさして詔へは。漂有國は著明なれば。尋求給ふへきにあらず。一書にも畫滄溟と云も。また畫成。取取處もともあり。其も記に同。○瓊玉也云々。この注上にあるは誤なり。釋紀亂脫に據てこゝに入る○注の努字一本に貳とありしよし。私記に見ゆ。この紀瓊を常に貳とは訓めど。こゝはなほ貳にはあらし○滄溟は。平田翁云。萬葉二十に。阿乎字奈波良とあるに據て訓へし。記に天神の是漂在國と。指し詔へる一物を。廣く見悠かしたる状もて稱へる名なり。青とは見遙かしたる状の。蒼々と廣く見ゆる故に云と云り。さて其字奈波良は。溟之原といふ言にて。萬葉二十には字乃波良ともあり。かの潮水に。溟のまじりたるか。浮漂へる極を總云名なり。其字を本にて字美ハ溟水の義なるへし。かくて後に。此海の中より。國土となるへき物顯出て。また其國と國との間を渡りて。往來する處を和多といふ。されは後に國土と成へき所も。和多と成へき所も。此海原の中に籠りてありけれハ。其始は。げに滄々と。見悠したる海のみにて有けらし。さてしか國處と和多と。二に判れし後も。猶本より言價へるまゝに。和多を海とも云るは。謂れなきにはあらねど。二に判れては。異物なることをよく

辨ふへし。其差めは。重胤説に。海の所を云時は和多なり。海の物を云時は字美なり。此國土をも所には久爾と。いひ。物には都知と云に始まれるを通し用るか如しと云り。なほ字美と和多の事は下にも云ふべし。○獲。重胤云。獲二滄溟と有は。一島の成れるのみに係れるならず。大八洲國を生給へるも。其滄溟の中にての事也。又處々小島。皆潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也とあるは。殊に深く係れる事。次に云るか如し。

其矛鋒滴瀝之潮凝成一島。名之曰礮取盧島。

滴瀝之潮。記傳云。和名抄潮和名字之保とあり。又これを斯宮とのみ云るもつねのことなりと云り。さてこゝにかく潮とあるにて。其一物ハ潮に泥の和りて。在し質なること知られたり。うは墨土兼尊の御名にて墨を含める○凝。記に潮許々袁々呂々週とあり。記傳云。彼矛もてかき給ふに隨ひて。潮の漸々に凝ゆく状なり。即許袁呂と凝と言も通へり。そは朝倉宮段に。大御盡に落葉の浮へるを。三重妹か歌に。美豆多麻字伎爾。宇岐志阿夫良。淡知那豆佐比。美那許袁呂許袁呂爾云々とあると同じ。さて此の状を物に譬ていはく。膏などを煮かたむるに。始のほどは水の如くなるを。じ以て迦伎めくらせは。漸々に凝もてゆくか如しとあり。○礮取盧島。私記に自凝之島也。猶如言自凝也とあり。かの許袁呂許袁呂に。かき成し給へる潮の滴りの。自然に積りて成れる故の名なり。此島の在所の事。古來とりとりの説ありて一定せず。私記に今見在淡路島西南角。小島是也。云俗猶存其名と云。口訣には。在淡路西北隅。小島と云り。其國人の著はせる淡路常磐草には。今淡路の東方の海中なる沼島也と云ひ。

此島の事。礮取盧島日記には。其島の西北隅なる繪島也と云。また當國人山口俊樹之謙陸奥といふ三原郡福真浦の人なりか礮取盧島三所弁と云書に。三原郡下八太村なる。自凝島古丘は。丘の高さ四間許。周廻百五十間。方五反三畝。南北へ長く東西短し。古松多く生たり。丘の頂上に二神の社あり。南向にて。其ほとりに鵝鴿石と云ありとて。此をまことの礮取盧島なりと定められたと。近き頃世に顯れたる新撰龜相記と云書に。此島のこといと曲に記して且體かなり。其文云。淡能基侶島。在紀伊國海部郡。此以西加太浦建加太驛。通淡路國津名郡由良驛。其加太驛乾在伴島。此島西南在淡能基侶島。々體圓六十町無有人居。高二十丈許冬見草石。唯有聚木茂高。相去伴島二三。亦非人居。兩島同根屬也。湖生通海。凡此三島從良連坤。按に此傳に因てみれば。淡能基侶島は。伴島の西南にあり。さて其島は。今何れの島に當るぞと云に。我友菅政友云。伴島の西南は。即て今云苦島の沖島にて。方位今のすかたに聊もたかはす。地誌提要に。沖島地島の西十二町にあり。實測録に。沖友島。周廻二里二町五十一間。提要に。東西十六町二十二間。南北四町三十間とみゆ。さて釋紀に。礮取盧島を。或説今在淡路國東由良驛下とあるも。この沖島によく當れり。よりに思ふに。延喜承平の頃までも。なほ此島を以て。礮取盧島と云し説の。ありしことは明らかしと云り。按に此説まことに然るへくおほゆ。また私記に或説云。淡路紀伊兩國之境。由理驛之西方小島云々とある。由理驛ハ由良驛と一なるへし。されどこれは聊か方位たかへり。西方は東方の誤か又政友云。島體圓六十町許も。今の姿に大方たかはす。實測録に。七十四町五十

一間とあるしたり。高二十丈許は直立の高さなり。この島嶺風土記に。高き所にて打起十三町許と見えしのみにて。他に其高さを測量りしもの聞えぬは。詳に云ひかたけれと。遙に遠く見ゆるを以思ふに。けにこゝに記し如くならん。二十丈ハ六尺間にして。三十間に餘れり。私記に。古説云天神所賜瓊矛。既探得暇取盧島一畢。即以三其矛一衝立此島。爲三國柱一也。即其矛爲三小山一也。とある即此山なること明らけしと云り。相去伴島二三亦非人居一とは。此島と伴島とを相去りて。二三の島あれと。亦人居なしと云や。さらば暇取盧島には此時人家はなかりしと見ゆ。さて兩島同根とは。暇取盧島と伴島と。地根ハ一なりと云や。凡此三島とは右の二島に何の島を併せて云るにか。今詳ならず。常磐車に。三原郡の海中。今沼島と稱するは。即おのころ島なり。釋紀。或説今在淡路國東由直下云々。按に由直。延喜式に出たり。南海道の渡口にて。紀伊國に近し。由直郡の下五里許西に沼島あり。と云り。小杉郷曰。龜相記に所謂。伴島の西南に。淡能基呂島ありと云るは。全く此沼島の事なり。沼島の外に。伴島の西南に。島あることなし。されば常磐車の説はよく叶へり云り。按に方位はよく叶へるか如し。さらば三島と云るも。右の沼島を併せて。云るが如くなれと。沼島は昔より淡路に屬す。紀伊國の島ならず。龜相記に淡能基呂島を。在紀伊國海部郡と正しく云れ。かつ同根と云はむには。沼島は伴島とは。餘り離れ過り。此説は信ひかたし。さて右の沖の島の中には。奇異なる處いと多く。中にも觀念窟とて。地島と相對する處に。大石巖ありて。役小角が行所と云傳へたる處あり。また西の方島を離れて小島一あり。これを神島といふ。周回四町半。土人小島出といふ。神島の上劍池あり。少彦名命元神島に鎮り坐り。呼て淡島明神といふ。此島に坐すを以てなり。淡島明神加太浦に遷りたまふと後も。土人神島と呼びて此島を尊へり。などあり。なほ續風土記に。此あたりの事いと委しきを。今は其概略を記しぬ。龜相記の説まことに當れりと云つべし。さて右の如く。自疑島の在所さたかに知られたる上は。更に云へきことをなきか如くなれと。此に一説あり。試

に云へし。さるは通證に此島の注云。舊事玄義引三清記曰。通謂三世界一也。今按日月巡天地而言萬國爲三自疑島。然以爲三之國柱而言。則吾大八洲之本號。就其氣化之地一言。則所謂小島也とあり。此説まことに弘く天地のありさまを見通したりといふへし。今試に右の文を解へし。さるは天神の二神に此漂在國と詔へるは。未浮膏の如く漂てありし時にて。其底下に國あらむともおほさぬまでなりしを。即かの所賜の瓊矛を以。鹽許袁呂許袁呂に書成たまひしかは。其漂ひたりし物。自ら矛の末より来たたり積りて島となれる。島とはいへと。これ一團の大地球の始なり。大地球の體盡く自ら疑れる狀見るか如し。かの文に日月巡天地而言。萬國爲三自疑島。と云るは是なり。さらば今此所在の自疑島は。いかなるものそと云に。この自疑島。即二神の矛を衝立たまひし處にして。これ自疑島の本處なり。根源なり。大八洲の中央なり。以爲三之國柱而言。則吾大八洲之本號也。と云る即是なり。又其衝立たまひし矛。後遂に化して其處の小山となれる。これかの現在なる小島にて。就其氣化之地而言。則所謂小島也と云るこれなり。まことに面白き説言なり。然るに此までの説は。神典を我皇國限の物の如く心得て。我國は二神の探成たまへる國處なり。二神の生成たまへる島國なり。外國は然らず。潮沫の凝て成れるなりなど。天地を私して言へるこそ傍いたけれ。皇國はさらなり國といふ國いつれか鹽沫水沫の凝れるに非らん。獨外國のみならんや。なほこの事は下文にいふへし。さて記に仁德天皇淡道島に坐て。遙に望てよみたまへる御歌に。於志氏流夜。那爾波能佐岐由。伊傳多知氏。和

賀久邇見禮婆。阿波志摩。於能基呂志摩。阿遲麻佐能志摩母美由。佐氣津志摩美由。この御歌によれば。仁徳天皇の御時までは。此礮取盧島儘に知られたる事明らかし。何の世よりか。其所在のまきはしくはなりにけむ。其後のものに見わねは知れたかりしを。今はたかくさたかに知らるゝ事となりしは。龜相記の賜物なりかし。

一 神於是降居彼島。因欲共爲夫婦産生洲國。

降居は天より降り居坐るなり。其は二柱大神は。かの漂蕩へりし一物の。未國土と固まらざりし間は。天神等の御許に坐しなり。この事第一書遺上ニ諸於天ニある處見合すへし ○爲夫婦。記にも美斗能麻具波比とあり。記傳云美斗は御所なり。所を斗と云。其か中にも。夫婦隠り戀る所をも分て所と云けむ。大穴牟遲神の。八上比賣に美刀阿多波志都とある。美刀と同じ。又久美度邇興とある。度も是なりと云り。麻具波比ハ婚はひなり。麻具とは女に適合ことなり。字彙集に。婚をマツと云るとは異也。但し中古の物語文などにあまた見えて著聞集に。只今こもちをまきかけて候へはまきはて候て。參り候へし。さまさまにかたらひ契りてま くはひをなまむとすれば。宇治拾遺に。人の妻まぐものありなどあり。言義未詳ならず 波比ハ其形容を云辭なり。味波比福波比觸波比などの波比に同じ。されは御所之婚の義なり。記歌に。都麻岐波邇泥互とあるは。妻實不得にて同じ語乍ら意異なり。また雅言集にまぐの下に。萬二十。わか草のつまをもまかす。などあるよりいへる詞かど云るも非也。これは妻をも不離にて。枕に纏くなどいへると同じ語なり。思混ふへからず。 ○産生。記に生成とあるに因

て宇美那佐牟登云々とも訓へし。さて今しもかく適合して。國產生まく所思し著坐るは。上にも云る如く。初て顯身を具成し給へるに依ての御態なり

便以礮取盧島爲國中之柱。而陽神左旋。陰神右旋。

國中之柱。第一一書に天柱。記に天之御柱。舊事記に國中之天柱とあるを以て。此國中之柱。即天柱なることを曉るへし。然れば國中之柱と云るは。國中之天柱とあるを。切めて短く云るなり。次に引る私記には唯國柱とのみもあり。平田翁云。國中とは大地の中を云。即彼戈を大地の鎮固の柱と爲たまへるなり。是を以て始に天神たちの戈を給ひて任し給へることは。其をもて大地を攪凝し衝立て。固めに爲よその御量なりしこと知られたり。此戈を突立坐るに依て。彼屯々と漂へりし物の一所に凝結ひて。漸々に締めりつゝ此國土はかく大に成れる物にも有けると云り。さて釋紀に引る私記に。古説に。天神所賜瓊杵既探得礮取盧島一畢。即以其杵衝立此島爲國柱也。即其杵化爲小山也とあり。舊事本紀にも。以天瓊杵指立於礮取盧島之上。以爲國中之天柱とあり。さるを。今は以礮取盧島爲國中之柱とあるは。聊か傳の轉れるものにて。此大地の廣く大なる中に皇國の地はし。これ國土の元本。また礮取盧島は。大地の鎮固たる御柱の地にしあれば。礮取盧島を爲國中之柱と云へるも通えざるにはあらず。さて纂疏に爲國中之柱者。以杵植于島中。以爲柱也。と注され

し。舊事紀により玉へるものならめと。此紀は直に鳥を以て柱と爲よしなれば聊異りあり。○陽神。陰神。山陰云陰神陽神。また陰陽始違合。また一書に。陰元陽元。又既違陰陽之理。などある陰陽の字。例の漢文の潤色にして。此は殊に後世の漢意の邪説を招き。古意の世に明らかならざる基にして。いたく學の妨となる書さまなり。陽神陰神といふこと。古傳のまゝならん。もとハ男神女神とそありけむ。されど古事記に此二柱神を。男神女神と云ふことも見えす。此紀にも此段にのみこそかくあれ。次の段にハ。御名をもて記されれば。此段なるもとはみな。御名にそありけむかし。と云れたり。○左旋右旋は。記に如此之期乃詔汝者自左廻達とありて。男神の指揮に依れるを。此には略きたるなり。平田翁云。師云如此廻りの左右を定め給ふは。故あることなるへし。されど其傳ハ無ければ。度知るへきにあらず。とされたるは然言をから。左右を定め給ふことは思ふ由あり。其は記に。伊邪那岐命の御禊し給ふ處に。左御手の手纏に成れる三神を奥某神といひ。右御手の手纏に成れる三神を。邊某神とある此を師説に。奥は海の奥。邊ハ海の邊にて。常にも對へ言なり。左を奥に當るは岡部翁の説に。萬葉九に吾妹兒者。久志呂邇有奈牟。左手乃。吾與手邇。纏而去麻師乎。とある此意なりと言れき。今思ふに則は左右共にまく物なるに。取分て左手はし。此に依らば。左手を奥とするなり。然云るは。左を奥として殊に重くする意にてよめる成へし。と有るに據て思へは。 左は男の位にて。奥なり上なり本なり。右は女の位にて。邊なり下なり末なり。かく思ひ定めて始を

思ふに。まつ産靈の女男の始たる大神ハ高皇産靈神。次神皇産靈神とあり。此二柱神の生坐せる處にも。伊邪那岐神。次妹伊邪那美神とあり。此は男神ハ左上に成坐し。女神ハ右下に成坐て。次とあるは。右に成坐る由なるへく。是そ天地初發の時より男は本にて尊く。女は末にて卑き義理の起原なりける。内侍所御神樂次第にも。左を本方とし右を末方とするを始め。神の御坐も左を上とし右を下とするは言も更なり。是う神に隨に始まれる。上下本末の定りなる。なほ右の邊なるは。官司に左を上とし本とし。常に人の坐するにも尊きは左に。卑きは右に著くことと知れる。と云れたり。 備又翁の説に。皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。 皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。 皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。 皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。皇祖天神の成出玉へる物共は。天地は更なり人類萬物に至るまで。男女左右の自然の道にこう。と云れたり。

分巡國柱同會一面時陰神先唱日意哉遇可美少男焉少男此云鳥等孤

分巡國柱。上に見えたる國中之柱は。磯取盧島を概くいひ。こゝにては。其島中に指立玉ひし戈を。國柱と見立玉へるにて。差す處聊異なり。一書また記には天柱とあり。うれも同事なり 記傳云。凡夫婦違合の初に。先柱を行廻る

こと。上代の大禮と見えたり。此ハ其男女選合の始にして。先此禮を行ひ給ふことは甚々深きことわり有ることなるへし。されど其理ハ傳無けれハ。凡人の如何とも測知へきに非ずとあり。○唱。釋秘訓に。私記師説登那賣氏止讀之。とあり登那賣ハ登那閉にて。欽明紀孝徳紀に。歷問をトナメトフと訓るハ。唱問なるを以知るへし。さて平田翁云。古今集序に倭歌ハ人の心を種として。萬の言の葉とそ成れりける。世の中にある人。ことわざ繁き物なれば。心に思事を。見物聞物につけて言出せるなり。云々此歌天地の開始まりける時より出来にけり。古注に天浮橋のしたにて。婚神夫とあるハ此の唱和せし御言を云り。信に歌の始にそ有ける。抑宇多と云は心に思事を言にあやをなし。聲をなかめて言出るを宇多布と云ふ。其を體言に爲して宇多と云るにて。宇多布ハ心に思ふ事を。言に洩し出ることなり。或説に。宇多布ハ心に思ふことを告訴する意なり。と云るは。二柱神の天之御柱を左右より行廻逢まして。御面を會せ給ふ時に。互に阿那妍しき善壯夫よ。阿那妍しき善少女よと。所思し坐る御情のまことを。御言に顯はして。如此宇多比出玉へるなれば。此を歌とは言る也。然るを記記とも此を歌とは云す。また紀にも漢文に書れしは。後世の歌にくらふれば。調の少く。たしかに歌と云へき處に思ひなし難き故に。是う誠に歌なる本意をよくも辨へずて常の調と等しく。漢文には書れしなるへし。然れども五言二句に調ひて。其調の状もたゞの調には非ざる故に。唱といひ和といひて。常の調に非ざること。されハ古今集序に。此唱和御事を以て。歌の始とせること信にいはれたり。凡て何事も。始ハ後々の如くきたかには有ぬ物なり。復古注に。もとの數も定まらず。好のやうにも非ざりけらしと云へるも即此意也。さて岡部翁の言に。如此詔ひ交せるは。いと上代の交合の初の禮なるへし。と言れしは然る言なり。うは次に天神の詔命に。復還降而改言へと。詔玉へるにて

約爲と云り。龜相記に伊佐波命曰穴狹社土。伊非諸命曰穴狹社女然後會之婚之始也とあり。○憲哉。本の訓ハ甚俗し。一書に阿那而惠夜とあるに從て訓へし。記にハ阿那而惠夜志とあり。記傳に阿那ハ古語拾遺に事之甚切皆稱阿那一とあり。何事にまれ。さし當りて切に思ゆるを阿那云々と云り。武曠云。重風云。阿ハ單聲に阿長呼の阿々に同しくて。共に嬌しとか哀しとか。物に深く感る時に當りて。其息する聲なるに。那も歌の辭にて添れるなり。其は東兼歌に。者阿調奈(安引)云々とある。奈安と引は。阿れも歌きて。聲を添むる是なり。さて其調は。一書に美哉また研哉と云れたるはうへなる歌なり。すへて古言に奈と云言の添はれる多く歌辭なりといへり。さて其調は。一書に美哉また研哉と書て。此云阿那而惠夜と見え。又神武紀に。妍哉は阿那珥夜とあり。字書に憲悦也とも注し。妍麗也とも美好也とも注せり。此等の字を以て。通といふ言の意を解るへしとあり。惠夜は記の夜志の如し。萬葉集に思咲八。縦惠夜師などの惠夜に同く。みな歎の辭なり。記の夜志も。歌の夜。さて憲哉も美哉も。妍哉の調注に従ひて。みなアナニエヤと訓へし。何も惠夜の意も。阿那の意も。哉にこもれば。妍美憲字そ。正しく通といふ言にはあたれると云り。○遇可美少男焉。記に愛袁登古袁とあるに因て訓へし。記傳云。愛は一書に可愛又善とあり。是等の字にて其意顯なり。古餘伎を延と云ること多し。今も然も云なり。袁登古は古は袁登賣と對ふ稱にて。若く壯なる男を云り。老たる若きを云ハす。男をすへて袁登古と云ハ後の事也終の袁は馬字に餘と云に通ひて。袁登古餘と云はむか如し。此例古多し。其八重垣袁。などの袁も。八重垣餘の意なりと云り。さて山陰云。これはいまもいとも止事なき。唱和の御調にて。歌の類なれハ。一文字も讀たかふまじきことなる故に。古事記にハ。阿那而惠夜志愛袁登古袁と歌の如く假名に書れたるを。こゝには假名書ならざるたにあるに。遇字をさへ添へられたるはいかにうや。一書ともい何れも。遇字はなまう正しき。されはこゝは必憲哉遇可美少男焉。此云阿那而惠夜袁等爲焉。と訓注あるへき事なるに。たゞ少男の訓注のみあるはいとおろうかなりといはれしは然る言なり。一書の下にも云る。さて此御唱。其傍をのみ舉られて御和なきは一傳にて。蛭兒を四神出生章に入れ。淡洲

を生坐る事をは略きたるにて。此にては遷合の事はなかりしよしの傳なるへし。第五一書にも此と同
し狀に。以陰神先言。故更復改巡。則陽神先唱曰。云々。とあるを以知られたり。第十一書にも御和
の御言をし。

陽神不悅。曰。吾是男子理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。

男子の訓。永正本鎌倉本にヲノコと訓る宜し。男之子の義にて。老幼にかよはらず。男子の通稱なり。
上の書古とは異なり。其上少男少女にハ訓註さへありて。此ハ同しからぬ處なるをわもふへし。和名抄に。説文云男丈夫也。和名乎乃古。一云萬葉集云萬須
良乎。大人之稱也。と見えたり。○理當先唱。こゝに男神の不悦しける故は。女男の理に背へれはなり。さ
て女男の理とは。記傳に。そのかみ女男並坐神みな。男神先成坐て。女神は次に成坐る。是れ天地の始よ
り。女は男に後れて從ふへき理にて。今に至るまで自然ら然なり。さるハ甚々深き故あることなるへけ
れと。人の得測り知ることハ非すと云れたり。理は。通證云言割也と云り。言を立るを言立
といひ。言を止むるを言止と云如く。言の條理を分て云ふを。言割とは云なり。○婦人。永正本にメ
ノコと訓る宜し。女之子の義にて。男子に對へたる女子の稱なり。例は紀中に。女又女人又婦など然
調る處多し。皇極紀に。男子女子をいへる男女を。ヲノコメノコと訓り又ヲミナと訓もあしからし。

例ハ記又萬葉歌などに見えたり。○不祥。サカナシと訓り。記傳云紀中不祥を然訓み。惡字をも然訓
ることあり。又性を佐賀と訓り。是古語にて。後歌に憂世の佐賀など云。是によく叶へり。其は元よ
り自然に然有言を云言なり。佐賀那伎は其反にて。自然然あるへきさまに背き違へるを云。後の物語に。
は用様の移れるなり。と云り。○宜以改旋。重胤云。宜以改言の意に見へきなり。巡に於てハ異りなけれ
ども。今度は陽神ハ先に唱へ陰神は後に和へむとなれば。御言を改め玉ふにてハあれども。其ハ又國
柱を分巡らして。唱和し玉ふ事なる故に。宜以改巡とあるなりけりと云り。記又一書には。これを天
神の詔へる御言とせり。然るを此には天神の御事ハ略かれて。此二神の御上のみの狀に語傳へたるな
り

於是二神却更相遇。是行也陽神先唱曰。意哉遇可美少女焉。因問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身有雌元之處。陽神曰。吾身
亦有雄元之處。思欲以吾身元處合汝身元處。却更相遇。山陰云。此文一書に改復巡柱ともある如くなるへきを。こゝハ上に宜以改旋とある故
に。巡を略かれたるをへけれと。たゞ相遇とのみにて。巡り給ふことなくては。穩ならずと云り。
本の訓は其意を得て訓めるもの也。○少女。記傳云。袁登賣ハ袁登古に對て。若く盛なる女を云稱な

り。又重なるをも云ること多し。○因問陰神。此一條は。唱和の先に必あるべき事なるを。こゝに出たるはいかゞなり。一書方宜し○汝身。本にイマシガミと訓り。汝を伊麻志と云るは萬葉續紀に見ゆ。萬葉十四。又後の物語などに麻之とも有 續紀の宣命ともに。美麻斯とも有。重胤云。麻志は坐なり。伊麻志は在なり。美麻志は御座なり。若て古には尊む人を崇まへて大前とも御前とも前とも申す事常なるか。其より差降れるには。其在る所を直に指す故に。麻斯とは云へりしもの也。通達にも。汝稱言し坐也と云り。借其麻斯より伊麻斯の方重く。伊麻志よりこの上なく重し と云り。また那賀美とも訓べし。記傳云。汝は上代の歌ともにも多く那と詠。又那禮那兄那泥那妹汝者汝命など。皆那を本としたる稱なり。那字連も那を本として。半連は大穴半連などの半連なり。物語文には。伎半連と稱も有。伎は君の意なり。 かゝれは。汝は那と云そ本をりける。武都云。さて其那は美稱なる事云も更なり さて那も伊麻志も。後には下さまの人にのみいへとも。いと上代には然らず。其本は尊む人にも云る稱なり。汝字を當しを思へば。其頃になりては早く尊む方には云さざりしにや。 己か夫を汝と云ること。又天皇をしも那賀美古と申せること。記の歌に見えたり。又某之と云を某賀と云も。後には賤む方に取と。上代には是も上下別ぬ辭にて。之と云に同じとあり。○何成耶は。人の産生るを成と云とは異にて。此は御體の上に成れる事を問かけさせ玉へるものなり。さて其何成れると問玉ふ所は。二神共に素より異なる處ありしかはなり。其異れりとおほす處は。かの雄元雌元の處也。此は即隱處にて。互に見ゆへき所にあらねは。問て知しめす也。○雌元之處。雄元之處。本に雌元の上に一字あり。今釋紀に因る。雌元の方にまければなり。 さて本にこれを。メノハシメ。ヲノハシメと訓たれと。鎌倉本永正本丹

鶴本等の訓には。メノモト。ヲノモトと訓り。されどなほおもふに。字に就たる訓のことし。こゝに記に。吾身者成々而不二成合一處一處在。また成々而成餘一處在。とあるそ古傳のまゝなるべき。即女男の陰處なり。平田翁云。成餘之處。不成合處とはかりにて。名の無きころ最も尊く。受たき古傳の神語なりけれ。然るに雌元雄元。陰陽元などあるは強て名けられたるものなり。此時にはいまた名の無りしことば云も更なりと云れり。 さて此本書の趣。初度に男神の唱へ給はぬ先に。女神の唱たまひしかは。男神は唱へ給はず。悦ひ給はず。天神に問給ふ事無く。改め旋りましたるは。一傳なるへけれと。此度又男神のみ唱へて。女神の唱へ玉はぬはいかゞなり。顯注に引るには。因問の上に。陰神後和曰。意哉遇可美少男の一句あり。古本にはありしなるへし。○汝身元處。本に身下之字あるを今は永享本に无に依る。吾身元處の方にもなけり。 借元處とは。釋述義に。凡男女初生之時。先見此處。乃定男女。故謂之元處。耳。下雄元又同之。とありまた一訓に依て雌雄相婚きて。子を産成其元處とも見るへし。○吾身。吾を阿とも和とも云に差別あり。重胤云。吾を阿と云は人に向ひて。己を名告る時に親昵しむ意の甚切なる時に限れる事なり。其中に夫婦の間などは。殊に深く思交して親昵しむ意の甚切なる者なる故に。多く阿とも阿賀とも阿禮とも云り。然れば阿は狭くして和は廣きなり

於是陰陽始 遺合爲夫婦。及至產時。先以淡路洲爲胞。意所不佚故名。之曰淡路洲。 廼大日本豊秋津洲。日本此云耶麻。下皆效之。

淡路洲。記には生子淡道之穗之狹別島とあり。他の例によらば。此も生子淡道島。亦名謂三穗之狹別とあるへきか如くなれど。穗之狹別と云は。此島の別名には非ず。もと國魂の名なるか。後に轉りて洲名となれるなり。さるはまつ國を産むと云るは。口訣に。八洲各有三國魂。即洲成之精神也。淡路神號三穗狹別とあり。これ古説なり。又松下見林か。神代卷校正評閱に。生三八大洲國者。生三其神ともあり。さすれば。國魂は國を以體とし給ふ精神にて。其國に屬き其國を幽世より主領き坐す神の御名なり。然れば淡路など云國名こそは。人代に成ての事也けれ。神代には右の如く穗之狹別島。又は伊豫を愛比賣國。讃岐を飯依比古國など云けらし。國の上にも女男の體具はれるなるへし。さて此洲は。記傳に南海道の淡路國なり。和名抄に。阿波知。書紀應神天皇。大御歌に阿波旋辭摩とあり。後國となりては。佐度もまかり。名義は阿波國へ渡る海道にある島なる由なりと云り。さて次の一書。又記には。姪兒と淡洲を最先に生給ふとあれば。こゝも淡路洲は淡洲の誤かと思ふにほ然らず。此傳にては淡洲を生座ることを略きて載せざるものにて。此なるはまことに淡路洲にそ有ける。大日本豊秋津洲の胞とあるにても。淡洲ならぬこと知られたり。○胞は。其假名古書に未見當らず。名義も詳ならず。また以淡路洲爲胞の義詳ならず。重胤云。胞衣は兒の胎中に在る時に。此を裏て日足す器にこそ有けれ。已に生れ出れば。何の用にも立ざるものなり。其上胞衣の出るは。自然の事なるを。爲胞と云ては大に義違へり。されは爲胞は。最初に出來れる子長なるよしを以て。淡路島爲兄と云傳へたる

を。言の同じき任に。兄を胞と誤れるならん。然は舊事紀に先生三八大洲一兄生三淡路洲とあるは受る所あるなるへしと云り。按に胞は今云胞衣の事にはあらじ。こゝにてはたゞ大凡に。胞と見てあるへきか。景行紀に同胞而雙生とあるなども。胞衣ならず。世に同胞兄弟など云るは。同胞衣の事にはあらす。一腹にて他腹をまじへしをかく云るなるへし。さらば波長と訓へくや。なほよく考へし。○意所不不快云々。快字元々集に悦に作りさて意所不快云々の注は淡洲下に注すへきを。名の似たるからに強ひてこゝ。此十一字。本に大字に作るは誤なり。山蔭云。或本に細書にしたる宜しとあり。但し竟宴歌集本には此十一字なし。後人の加筆の注の如くなりしなり。○大日本豊秋津洲。記云生三大使豊秋津島。亦名謂三天御虚空豊秋津根別とあり。大倭と云は。長門の岬より陸奥出羽の末まで。海を隔て連れる地を云る號なること。首卷に委く云り。神皇正統記に。天御虚空豊秋津根別と云神を生玉ひし。是を大日本豊秋津洲と名つく。今は四十八箇國にわかつてり。中洲たりし上に。神武天皇東征より代々の皇都なり。依て其名をとりて。餘の七洲をもすへて。耶麻土と云なるへしと。云れたるか如し。秋津洲と云名義は。神武紀に腋上。曠間丘に登り。國形を廻望ませる所に。日雖三内木綿之真遠國。猶如三蜻蛉之譬帖焉。由是始有秋津洲之號也。とある詔より起れる名にて。もと畿内なる大和の國內の地名なるか。腋上曠間丘。みな大和國葛上郡也。遂に天下の大名にも成れりと云るは普通の説なれども。按ふに此秋津は瑞穂國の稻によれる號なることは。先達も往々辨まへ云る説ともあり。さらば神武紀なるは。たゞ大和の國形に附て當昔詔へる御言の一の傳とされるなり。欽明紀に。豊秋日本とも云るを以ても。蜻蛉の故事とは異なること知られたり。さて上古にはかく一洲の號なりしか。正しく秋津島倭を。大號とせるは。仁徳紀に河内國茨田堤に。雁か卵を産るを。武内宿禰

に其事を問はせ給へる大御歌に。汝こそは。世の長人。秋津島倭の國に雁子産とさきくや。是は答へ奉れる歌にも。秋津島倭の國に雁子産と。未だ聞かず。と詠れたり。雁の子産むことは。凡て皇國には珍らしければ。此夜麻登は正しく天下の大號なり。後にはしか八島を總たる大號にも云へど。此にては長門の岬より。陸奥出羽の末までを係たる號に用たるなること。上に云るか如し。思ひ混ふへからず。平田翁の説は。予か説と甚く異なり。卷首に云るを見合すへし。○日本此云の注。本に上に入れるは誤なり。今は釋紀亂脱に據て此に置く。

次生伊豫二名洲次生筑紫洲次雙生億岐洲與佐渡洲世人或有雙生者象此也。

伊豫二名洲。記云生伊豫之二名島。此島者身一而有四面。每面有レ名。故伊豫國謂愛比賣。讀岐國謂飯依比古。粟國謂大宜津比賣。土左國謂建依別。とあり。記傳云身一とは四國一島なるを云。有四面とは四に分れ島の形の四に分れたる勢あるへし。さてこの四國には分れけり。さてかく人に准へて身と云ふと云は。次に三子島兩兒島なども云。又山にも頂巖御堂登なども云類なり。萬葉二に。讀岐國は云々。天地日月と共に通行む。神の御面とよめるは。此處を思へるなり。又記傳云。此は阿波讀岐伊余土左の四國を總たる名なり。後世四國と云。萬葉三に。白浪乎伊與邇廻之とあるも。四國を總て云りと聞ゆ。是本は一國の名なるか。大名にされること筑紫の如し。さて此は伊豫郡より出たる名なるへし。神名帳に彼郡に伊豫神社もあり。同郡に伊豫豆比子神社と云もあり。名義未思得ず。二名は本より大名なるへし。此名義は名は借字にて二並なり。書紀應神卷の大御歌に。阿波旋辭

摩。異擲敷多那羅弭云々。万葉九に。二並筑波の山ともあり。さて此島は。飯依比古と愛比賣と女男並ひ。建依別と大宜都比賣と。又並へるを二並と云りと云り。○筑紫洲。記云次生筑紫島。此島亦身一而有四面。每面有レ名。故筑紫國謂白日別。豊國謂豐日別。肥國謂建日別。日向國謂豐久士比泥別。印本とは異なり。今は古本又とあり。此島もも一國の名より出て。遂に總名にはされるなり。記傳云。此島後に西海道と云九國となる。俗に九州とてまた其一國の筑紫も。後に二國に分れたり。其は和名抄に。筑前筑紫乃三筑後筑紫乃三とある是なり。風土記に。筑後國者本與筑前國合爲一國と云り。さて如是二に分れしは。何御代とも知れず。景行卷十八年下に。筑紫後國とあれば。其より前か。はた分れしは後なれど。前へも及してかくは書るか。都久志と云名義ハ。筑後風土記に三説ある中に。昔この前と後との堺なる山に荒ふる神ありて。往來人多に取殺されき。故其神を人命盡神とをむ云ける。後に祝祭て筑紫神と申すとあり。此説さもありぬへく聞ゆ。式に筑前國御笠郡筑紫神社あり。此神なるへしと云り。この筑ふる神を。風土記に産産神と書り。記傳に筑紫神はなるへしと云る事なり。五十猛神の御事なり。文字もよくと云有り土人云り。右の相殿實滿明神と云は。式なる國郡門神社名神大とある。○億岐洲。一書に億岐三子洲とあり。名是なり。今其山の一名實滿山と云れば。其神を取りて此にも記れるなるへし。○佐渡洲。一書に億岐三子洲とあり。名義。記傳に。海原の奥中にある島と云なりとあり。記には。伊余の二名島の次に。生隱岐三子島。亦名天之忍許呂別とあり。さて本に。億字隱に作れり。山陰云。隱字億とある本宜し。一書みを億なればなり。一書にも隱とある本もあるは。皆後に改めたるなりと云り。○佐渡洲。記傳云。名義狹門か。

此島へ舟いるく水門のせはきにや。凡て海に島門水門道なほ國形をよく尋て定むへし。門など云ること多し。此國天平十五年二月には。越後國に併され。勝寶四年十一月に。又一國とせらる。續紀に見えたりとあり。さて記には此洲津島の次。大倭の前に生給ふよし見ゆ。舊事紀に。筑紫島の次に。次熊襲國謂建日別一云佐とあるは。熊襲の亦名とせしにあらす。一云には熊襲國なくて。佐渡島謂建日別とありしとなり。此はまことにさる傳なり。口訣元々集にも然云るは古本に依れるなり。口訣に佐渡洲者。神建日別とあり。元々集にあり。此は印本を以て。○雙生。萩野由之曰。此雙生億伎洲與佐度洲の一句は億岐洲を雙生し佐度洲をも雙生したりといふ意なるへし。與は増韻曰。及也。易說卦。是以立三天之道。曰。陰及陽。立地之道。曰。柔與剛。立人之道。曰。仁與義。論語曰。弑父與君。などの與と同格にて。雙生を兩方へかけて意味を有たせたるものなり。さて億岐島も雙子。佐度洲も雙子と云は。二國統も二島つと。海中に對峙するを以てなり。今二子島二子山妹背山などの名。諸國にあり。密形勢によれるなり。二神發見せられし時の形勢。此の如くなりしなり。億岐島は。現に三島にして。附屬の諸小島は多し。古事記に三子島とあれとも。概して雙生といへるは。三なるを。島前島後と二に稱するか如し。さて佐渡國現在の形勢は。地誌に法馬の如しとも。胡蝶の斜に飛ふか如しともいひ。尾張の岡田挺之が乘穂録には。瓢箪島とも云と書けり。國人は北と南は。各一派の山脈連亘し東西の扼したる處は平坦にして。田畝開け村落望む。これを國中とはいへり。余嘗て形勢を察するに。太古に在ては。國中の邊悉く海にして。南北斷て連らさりしを。悠遠の年所を経て。次第に接續せし

ものなるを知れり。此國古より北半部を大佐渡と稱し。南半部を小佐渡と云ふ。地形分れたればなり。今も加茂湖。若三崎地方の海に泛ふ時は南北分斷して。海水横劃するか如し。今村落田疇相連りてさへ。此觀あり。往古海水の横劃せること想ひ見るへし。佐渡といふ名義。神代卷口訣に世戸也といへる適當なるへし。世戸は瀬門なり。兩山の間海潮往來して。舟の通すへき處。即海峡を云ふなり。大佐渡に小佐渡相對して門をなし。潮汐往來すへき國なれば。此名ありしならん。右の諸誌に由て之を觀れば。二尊の諸洲を巡行して。佐渡の形勢を視察せられし時は。海水横劃して兩島分立し。世に云ふ孖山妹背山の如くなりしを以て。雙生といへる事も。亦知るに足るへきか。と云れたるは信によろしき考なり。從ふへし○世人或有雙生云々。象此と云事心得ず。象とは彼に在る物の形を。圖し取る意なるを。世人の雙生は。素より自然の事なれば甚謂なし。故思に。此十字は後人の攙入なるべし。長寛勘文に引るになきは。古き本のまゝなりしなるへし。後に平氏傳勸文と云ものを見しかは。此十字本文より一字引下けて書たり。いよいよ攙入なるをしれり。故に今訓を缺きつ。

次生越洲次生大洲次生吉備子洲

越洲。重胤云。越洲は第一第六一書に在て。其他の一書。及古事記等にも見えざる事なり。然るを。或は北陸道なる三越加賀能登の五國を合せて云とも云ひ。又は佐渡國なりとも云説のあるは。共に推量の

説也。其は北陸道の皆は。古に越國と云ひ。中古に越前越中越後とわかれ。又越前より別れて加賀國と能登國となりて。凡て五國にされるを。古に越國といへればとて。此の越國とは成しかたし。其は中山道と北陸道とは。連山相重り。地勢相接きて。何れを堺とも云へからぬを。大凡は山脉を以て。強て分たれたる位の事にし有ければ。中々に此と彼と。洲を合せたる者には非されは。決して外に求むへき也。また佐渡國なりと云も私事なり。もし同じ島ならむには。同じ。此に太田某が著せる。能登國名勝志を讀て。事を名を替て。別々に出されむ事あるへくもあらざるをや。

初て此を得たり。武藏云。此書一名能登石勝志と云り。二卷あり。安永六西立春。加賀。金府太田何某と序にあり。故ありて名をばさるりしものと見ゆ。其説に云く。能登國は往古羽咋の瀉より。能登部海道又西海道を經て。鹿島郡内浦田鶴濱曾濱石崎など云所。海續きにて島國なりし時は。人も住す有しに依て。怪鳥大蛇の棲處にて有りけるを。氣多大神此を退治し玉ひけるより。人家出來て一國と成れる由。小田の龍大明神。鳳至郡小田川村にあり。大蛇の神也。大穴持神平け給ふといへり。鷲嶽八幡宮鳳至郡也。の社傳にのこれり。とあるは愛たき古傳なり。さて能登國と云は。續紀八に。養老二年五月乙未。割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡。始置能登國とあれば。本は郡名なりしなり。然れば越國は前中後に分れたる當時猶越前國なりければ。往古には越洲と云けん程想像るへし。氣多大神は。神名式に羽咋郡氣多神社名大と有て。一宮記に大己貴命也と見わたる是なり。又出雲國風土記に高志之都々乃三崎云々。引來引來。國者三穗之崎也とある。高志之都々乃三崎は決く和名抄郡名に。能登國珠洲とある是なるべし。三又時村海邊古くより須々と云けめとも。古に都々と云けるか。音の通へる任に。右の如くなれるなるへし。

然らずては出雲の三穗之崎より。高志之都々乃三崎とも云へき地は。能登の三崎を除て。外にはあらざるなり。式に珠洲郡須々神社ある。此を三崎權現と申すと云れば。都々乃三崎とあるに叶へり。若て萬葉十七に。能登乃島山と詠るは。其頃は已に接ける後なれとも。海中に此一國の長く張出たる状を見て。古島國なりし事を思ひて詠る者なり。右の如く。出雲風土記には高志と云ひ。養老二年迄は。越前國なりしかは。其島國なりし古には。越洲と云けん事云も更なる物なり。と云れたるは然る言なるか。なほ此よりも既ハヤ内山真龍がこの紀の類聚解にも。此地のことを云れたる所に。越洲今の能登國の事にて。羽咋海以北は一島なり。今は海潮乾て。加賀國に並ふとあり。かたかた能登國を。古越洲と云りしこと明らけし。○大洲。記傳云。周防國大島郡是か。此郡は離れたる島にして。今八代島と云へり。上關の東。安藝の嚴島の西南にあり。長さ今道八九里ばかり。横五六里ばかりなる島なり。萬葉十五に過大島鳴門二而云々。國造本紀に大島國造とあるは。皆この大島なり。又筑前國宗像郡神湊より。今道三里北の海中にも大島あり。是か。何形中津宮と申すはこの島なり。源氏物語玉鬘卷に。船人も誰を戀と大島の云々。とあるも此大島なり。又肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり。肥前の北登岐島の南なり。是か。此外猶國々に大島と云は多くあれとも。此なるは右の三の内なるへしと云り。さて記には此洲大八島國の外にて。六島のうちに出たり。亦名大多麻流別とあり。多麻は玉なるへし。式周防國佐渡郡玉祖神社二。吉備小洲。吉備は後三國に分る。和名抄備前。岐比乃美。備中。吉備乃美。備後。吉備之美。吉備中國書紀仁。又和

銅六年備前國の六郡を分て。美作國とせられたり。記傳云。名は黍より出たるなるへし和名抄に美作水美とあり。兒島古常に通はし。吉備國に兒の如く附る故の名なるへし。後に備前國の郡になれり。欽明卷に備前兒島郡とあり。和名抄に兒島古之。郡是なりとあり。記には此島も大八洲國の外にて。六島の内なり。亦名建日方別と云り。

由是始起大八洲國之號焉。

由是ハ。其數八に具へるを以て云なり。さて記云。故因此八島先所生。謂大八島國とあり。平田翁云。抑志摩とは。周廻に界限の有て一區なる域を云名なり。然云本の意は。志麻琉。志自麻琉。勢麻琉。勢婆斯セハシなど云言と同意なるへし。此等も取放ち曠く界限なくは有らて。界限有て取縮れる意より云言なればなり。然れば志摩といふ名も。本は必海のみならず。國中にて山川などの廻れる地にも云へり但し小く海の中にあるは。陸にめぐりの界限も柄柄けられ。專さる地のみ名の如くにも自づから成れるなり。いと大なるにも云へれば。必しも少きのみ云るに非ず。方に就てなり。さて此大八島の島も。海の周りに隔れる一界の國を云るにて。其例は神代紀に。三韓をも韓郷之島といひ。萬葉集の歌には。海を隔て大和國の方をさしても倭島とよみ。また此大八島をすへても。倭島根と詠るなど是なり。偕八島としも云ふは。海を隔てすて。一連なるをは幾國にまれ。

一島として其數八なれば也と云り。重胤云。偕此大八洲國と云名はしも。二神の此時より起れるにて。唯有の任に命けさせ給へるもの也。四神出生章に。二神の御言に。吾已生大八洲國及山川草木云々。とあるを以るへし。然れば葦原中國と云事は。記の伊邪那岐命の挑子に告給へる御言に見えて。共に古くはあれども。其は葦と云物の生巡れる。其中に在る國の義を以て。宜へるなれば。生の任に大八洲國と云けるより。猶後の事なるか上に。其は天に對へて。大地の皆を云りとおほしければ廣くして。皇國の總號とも限らざるなり。寶劍出現章第一一書。彦八島篠。彦八島手命。彦八島野とも申せるを。記に八島志奴美神とある。共に合せて。地神本紀に大己貴神の亦名に部たる。此正説にて。共に大八島國を經營玉へる義の御名なり。又八千矛神の御歌に。夜斯麻久爾。都麻々岐迦泥丘。と詠せ玉へるなどをおもふべし。神皇承運章第一一書に。所稱狹野云々。奄有八洲。故復加號曰神日本磐余彦尊とある。此は國號考に。大八洲國と云號は。外國に對はす獨立て天下をすへ云稱なり。倭建命の御言に。經向日代宮所知大八洲國。天皇と詔玉ひ。孝德紀詔に現爲明神。御八島國。天皇と詔玉へり。公式令の詔書式にも。朝廷の大事に用らるる詔にハ。明神御字大八洲。天皇詔旨と詔玉ふと見えたりと云れたるか如しと云り。偕又平田翁云。此大八洲の國々島々の御靈の御功德を總稱へて。生島足島と申し。又生國足國とも稱す。其はまつ此神のことは。古語拾遺に。神武天皇の御世の事記せる處の。皇天二祖神の詔に従り。神籬を建て。祭りたまへる神の中に。生島是大八洲之靈。今生島。巫所

奉齋也とあり。神名式に神祇官西院坐生島巫祭神二座。坐大月生島神足島神と有て。古より最重く祭らせ給へり。即八十島祭と云是なり。清和紀貞觀元年正月。奉神祇官無位生島神足島神並從四位上。又同年二月祭田。故有。此借此神を祭る祝詞に。生島能御巫能。稱辭竟奉皇神等能前爾白久。生國足國登。御名者御名者白氏。稱辭竟奉者。一神に二名を置せて。二坐とまつる例は。豐後國門部縣門部神。太田戸部縣門部神。などなは。皇神乃敷坐島能八十島者。谷嶺能狹度極。鹽沫能留限。狹國者廣久。較國者平久。島能八十島墜事無。皇神等能依左志奉故皇御孫命能。宇豆乃弊帛乎。稱辭竟奉久登宜とあり。また臨時祭式に。八十島神祭とありて。次に祭料の物云々。右八十島祭御巫。生島巫。並史一人。御琴彈一人。神部二人。及内侍一人。内藏屬一人。舍人二人。赴難波湖祭之とあり。なほ神名式に信濃國小縣郡に生島足島神社二座大月とあるも同神なるは更にも云はず。和泉國大島郡生國神社あり。是も同神か。さて又攝津國東生郡にも。難波坐生國魂神社坐大月とありと云り。

即對馬島壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣亦曰水沫凝而成也。

即は。上の矛鋒。滴瀝之潮凝成一島。名之曰磯取盧島。と云る文を承たる辭にて。いと重し。この事對馬島。壹岐島。對馬記傳云。名義ハ萬葉十五に毛母布爾乃。波都流對馬。とよめる如く。韓國の往還の舟の泊る津なる島なり。壹岐。萬葉十五に由吉能之麻。和名抄にも壹岐島由伎とあるに因て。由伎を

古訓と思ふ人あれど。繼體卷の歌に以祇とよみ。此記にも伊字をかき。壹字も由の假字にあらねは。本は伊伎なること明らかし。然れども懷風藻に伊支連と云姓を。目錄には雪連とかき。又かの萬葉に由吉とあるを以て思ふに。必由伎とも通はし云へき故ある名義と見えたり。行も通はして伊伎とも云云り。名義は或人彼國に雪の白濱と云ありて。遠方より雪の如くみゆるなり。これ國名の起りかとも云り。此事又或人に尋ねしに云。彼國壹岐郡本郷村の澳。海岸を離ると事遠からず。雪の島といふあり。其は島をいふは雪の物にあらず。海中にある島なり。此島の色黒くかはる時は必雨ふる。雪でもなほ色黒ければまた雨降る。其島のさま。遠く望めば雪の如しと云亦名天比登都柱。津島。亦名は天之狹手依比賣とあり。記傳云。對馬の字は。魏志と云漢書に。此島のこと。對馬國用ぬたり。天智紀に對馬國とあるからは。大八洲國の一なる事云も更なり。本書は誤れる傳とすへし。此記即て此文字を假字に取用て。對馬洲と云られた○記には右の八洲の次に。然後還坐之時。生吉備兒島。亦名建日方別。次生小豆島。亦名大野手比賣。次生大島。亦名大多麻流別。次生女島。亦名天一根。次生知珂島。亦名天之忍男。次生兩兒島。亦名天兩屋。自吉備兒島至天兩屋并六島とあり。吉備兒島大島。此記先は東より生つゝ西へ幸せり。四海に島はしも甚多なるに。八島に次て只此六島を擧たるは。故

ある事なるへし。師は又上代に殊に名高き限りを擧げ二柱大神の所生坐る。必此六には限らしとそ思ふ。六島は多し四國になんある其は式祝詞に。國の八十國島の八十島を生玉ふと見え。右の島々の外に。なほ近き邊りに。同じ水土なる島々の。多きを以て知られたりとあり。○處々小島は。平田翁説に。師説の如く。處々小島とあるは。必しも小島のみに限らず。皇國の外なるを。皆凡て如此は云るなれば。其中に大きなるも有そかし。然れば皇國の水土に異なる。諸の外國とも大なる小きをいはす。此内なること知るへし。若然らずせば。外國は何にして有りとせん。然るを此に處々の小島とのとあり。なほ按ふに。後にこう大なる島々み云るは。眼の及ぶ際りの島々を。打見るまことに語り傳へたるにそ有ける。もあまた出来にけれ。神代の昔はいつれも小島にて。たゞ神のみの海上にあらず。○潮沫凝成者は。上の矛鋒滴瀝之潮凝成二島一名之曰二磯取盧島。と云る文より承たる辭にて。大八洲の本處なる磯取盧島のみにあらず。大八洲及對島壹岐はさらなり。其外名も忘れぬ處々小島と雖。悉みな二神矛鋒の滴瀝より。凝成れるものと云文にて。猶いはく。四海萬國の始といへとも。二神の固めなしたまへる事を。いと丁寧に。語傳へたる文なり。おほろ氣に見るべきにあらず。○亦曰云々。山陰云。此八字一本に細書なる宜しとあり。されと神代紀中。亦曰の例みな大書なれば。こども本のまゝにてよろし。○記傳云。二柱神の生坐る島々の亦名ともを。其國御魂の名と謂ふは非也。此は唯に其島國を指て云る名なり。斯て其名の女男なる所以は未知らず。と云れたるは非なり。其島國を指て云るにはあるへからず。その島國を脩理たまふに就て。其を幽より相預て作り賜ふ神を。生みたまへるなり。其神等はもとより。島國を本體と爲玉ふか故に。其島國と一

にして。數へまつれるなり。記に島國をも參拾五神の内に。數へたるにて知られたり。此事は延佳の既に因てされは其生ませる神。即國魂なれば。それにハ女男のまします事も。凡ての神の例に異らずと知へし。さてまた其國魂神に。女男あるのみにあらず。其島國にも又自ら女男の具はりたる事。是又論を待へからず。 總て天地間のもの。女男を具へ。其は人こそえしらぬ。人に女男のある如く。其形質に女男の差別。自らに具り在しからに。其名をは負別たりけん。然るは天地の始より女男の理自然に備り。其理に因循ひて。國生坐る二柱神にし坐せは。其生給へる島國にも。然る理の備りけむは。實さも有へき義にこそ。又身一に面の數有ける。面毎に女男の名の替れるは。面毎に其を詞り玉ふ神の替れるは。言迄もあらず。

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰。有豊葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往而脩之。廼賜天瓊戈。

天神は。即上の一書に見えたる。天御中主尊高皇產靈尊神皇產靈尊を申すは更なれど。此にては高皇產靈尊を指て申し奉れるなり。神皇產靈尊は白釋私記に。問。此云天神一者何神哉。答。云々案古事記惣有五柱天神。是等天神也。問。天神惣有五柱。然則五神之中。獨指何神一哉。答。古記稱天神一者。以高皇產靈尊一爲其最首云々とあり。古事記のみにあらず。此紀にも神武紀の詔命に。我天神高皇產靈

尊大日靈尊と並申玉ひ。順宗紀に。月神日神の御託言にも。我祖高皇產靈尊云々とあれは。天神と申すは。旨と高皇產靈尊に坐すこと明らかし。○豊葦原云々地。記には此を此多陀用幣瑠國とある。それ此時のさまなるを。かく記されたるは。後の名を始へ廻らしたるにて。常のことなれども。ここに此國號は似つかはしからず聞ゆと。山蔭に論れたり。さて此國號。豊は稱辭。葦原は大三轮社鎮坐次第記に。傳曰。初伊弉諾伊弉册二神。生大八洲國及處々小島。而地稚如三水母一浮漂之時。大己貴神與三少産名命。戮力殖萬葦。固造國土。故號曰三國造大己貴命。因以稱曰葦原國とあり。又續後紀の長歌に。日本乃。野馬臺能國袁。賀美侶伎能。宿那毘古那加。葦原乎。殖生志津々。國固米。造介牟與利。云々ともある如く。當昔此浮漂る土を造り固めむか爲に。葦をいと多く。國のはたてに殖られたる。其生繁りたれば。其葦の中なる國と成れるを以て。葦原國とも。葦原中國とも謂へりしなり。瑞穂は。記に水穂とあり。記傳云。水は借字にてみつみつしきを云。穂は稻穂なり。書紀に。天照大神云々勅曰。以三吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒とある穂も然り。さて水穂國と云號も。此齋庭之穂に由縁あることなり。さて千五百秋と云も。此水穂に係たる祝辭にて。秋と云も。穂に。長く久く。御孫命の此水穂を所聞食へき國と云意もて。名けたる國號なること。彼大嘗祭祝詞に。此同祝辭を御孫命の大嘗所聞食ことに。保て云るにても知べし。又大嘗祭祝詞も。云々まはかりたれと云り。けにも此國號ここに如何に通えたり。葦原云。葦原は國號の謂ならず。國と成へき地ありと云意なるか故に。地字を書れたるものなり。是時豊土沙土の深遠へる物にこう有けれ。國とも何とも未差別なき間の事なりしかとも。天神の御心にて國とも地

とも成へき事。思はし定め玉ひて。二神に斯る物有とは謂らせ玉へるなれば。後に就玉へる瑞穂國などの事。思及はして心得へきにはあらす。と云れたれといかあらん ○脩之。今本脩を循に作るは誤なり。多くの古寫本共に從て改つ。書本記古寫本には。修。本にシラスと訓るによりて。重胤説に。其は可三以治三高天原一也とある治字。可三以御三高天原一也とある御字などをシラスと訓る其義なる語をから。此に唯に領知する事と思ふはあらず。國を生神を生。又悉に萬物を生成し玉ひて。形の如く此國土の成竟るまでの。萬事に係たる御言なり。と云れたる然る言なり。また記に。脩理固成とあるに依て。此も都久流とも訓べし。記傳に。脩理はたし作と書とむなしことなりとあり

於是二神立於天上浮橋。投戈求地。因畫滄海而引舉之。即戈鋒垂落之潮結而爲島。名曰磯馭慮島。

天上浮橋。北野社所藏一本に。一峰本と號。其書を傳領したる人名と見ゆ。 天浮橋上とあり。それそ宜しき。正書に天浮橋之上とあるを。其浮橋は。天中に在し物なることを示はして。天上とは書れたるか如くなれど。この天は。天上の義にあらねはなり。○畫滄海。記傳云。畫は借字なり。式祈年祭祝詞にも。泥畫寄豆と書り。これら古より書來し字を。其まゝ用たる物なり。此迦久は。攪字などの意にして。俗語に迦伎麻波須と云か如し。此語を。口訣に以て。手探し海也と解たるよく當り。畫字に就きていへる注は中々に惡し。 さて其を迦久と云るは。凡て手末して爲るわざを迦伎云々と云。迦伎上く。迦伎回す。迦伎亂すなどのことし。また必しも手して爲ねども。其狀の同じきは。物もて爲る事をも

然云なり。神を擡ぐ。字繪などを書く。木葉などをかくの類なり。此は彼空中に漂へる。潮に泥の和れる一混の物を固めむ爲に。戈以て攪探り給ふなりとあり。さて平田翁云。迦久とは一字などを書如く。左より右方へ巡して。白などを挽く状に物爲玉へりけん。此即天の左旋に對ひて。大地の右旋りするに則を取らせ玉へるにて。自然なる御手の運びなるものなり。海水の西より東に流れて。地の右旋に因循ひ。水中の渦の右に巡り。蔓草の右に巻など。此天地に在ゆる物の。神性に順はせ玉へるもの。書畫を書と云も。痒きを搔と云も。馬などに足搔と云も。皆先の方より我手前に引寄る事業なるをも思合せて。此時の御消息を想像奉るへしと云り

二神降居彼島。化作八尋之殿。又化豎天柱。

化作八尋之殿。記傳云。八尋は殿の廣さのほどを云。尋は兩手を伸たる長さを云。今人も然して一尋と定むるなり。其は手を廣げて度る故に。一廣げ二廣げの意なるへしとあり。さて八は。橘守部云。猶七八の八にして。此を物の多き事に云るは。譬は十のものならは。其七八分を云心はへを以て云なり。されは七重とも。八重とも。七瀬とも八瀬とも。七日七夜とも。日八日夜八日とも。凡て七八を多き事に云ならへるなり。若此八を瀬の略とせば。七とは何瀬の略とせん。と云り。さる事なり。此八尋も。たゞ廣の多きを云まてなり。殿和名抄和名止乃とあり。化作の意次に云。○化豎天柱。天柱は八尋殿の柱なり。平田翁云。此御柱は。上なる國柱と。名は天と國とに異れとも。全同し御柱なり。其は其戈の小山に化れりと有を思ふへし

云々。然れば彼戈は。國土を畫成竟て。衝立坐る其鋒は國中の御柱となり。柄の土に出たるところをば。八尋殿の眞中の御柱と爲て。其を天之御柱とは云なりけり。これはこう。本書には國柱と云。一書には天柱と云て全同物と聞えたり。と云り。記傳云。凡て殿を造ることを云とて。先柱を云は。底津石根に宮柱布刀斯理など古の常なり。大殿祭祝詞に天皇の御殿造奉ることを云るにも。奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々。伐操氏云々。齋柱立氏。皇御孫命乃天之御騎日之御騎止造奉仕流瑞之御殿云々。かく專柱のことを取わきて云り。且此處は。下に柱を行廻り給ふ大禮を申す段なる故に。初に其を立給ふことを。先云おけるなりとあり。さて化作は化豎と。共に記に見立とあると同一く。訓來れるは然る事にて。記傳に見立は見送るなど云見にて。俗言にも兒を見育つ先途を見届くなど云。これらの見は。たゞに眼して視るのみを云にはあらず。其事を身に受て。己か任として知行ふを云り。されは此も此御柱を立。殿を造ることに。御親與り所知看義なり。則所知看などの看も。此見と同。とあるか如し。重胤云見立は。訓を主と爲るを。此化作化豎。共に義を以て記されたる。其は彼物を變て。此物に化す由なるか。此の化豎天柱は。天瓊矛を突立て。天柱と化豎玉へるに依て其義當れるを。此八尋殿は何物を變てか。殿作とは化玉ひけん。其物實は知られぬを以。熱思ふに。神の靈異に依て。木石を用ぬすして。木石を以造れる如き。八尋殿は化作玉へるに因て。此にも化作字は被用たるものなり。武備云。下巻に於。旁起瀝橋上一起八尋殿云。は元來化出化去自在に坐ますのみならず。其御身を異物に化し。又其御魂をも別神別物に化したまふこと自在なり。因て按へば其は二天御柱及八尋殿を化豎化作と書れたるは。私記に天瓊矛を化爲。小山一也とみえたる類なりかし。と云れたるはさることなり

本に左右字を換、さまに誤たり。丹鶴本に因て正せり。さるハ記にも。始約束給ふところに。汝者自_レ右廻逢。我者_レ自左廻逢。とあるにて明らけし。平田翁は。今の版本に。妹自_レ左廻とあるをとりて。はしめには御柱運のへるなりと。云れしは非事也。改め直し玉へるは御言の前後にこうありけれ。故伊非諾尊の御言にも。理當_二先_一。如何婦人反先_レ言とあり。一書又記の題も。天神の御言。伊非諾尊の御言とのたかひころあれ全おなしことなり。○妍哉云々。山陰云。此御詞。本書の意哉も。下の一書的美哉も。この妍哉も。皆古言は一つなるを。字をいろいろに換て書れたるなり。されはいつれをも同じく。この訓註の如く訓へきなり。それにとりて。又訓注は本書にあるへきこと上に云るか如し。又本書焉字。此の歎字。これ又同じ事なり。下の一書には。此助字なきも又同じ。すへて同古言を。かくいろいろに。文を替られたるは。此紀の常なりとあり。又記傳に。本書には遇字あれと。其は凡ての御言の意を得て。加へられたるものなり。決て訓へからず。此一書又次の一書にも。此字なきを以て知へし。焉字歎字は。末の裏に當れり。歎は字書に語末之辭とも。語之餘也ともありと云へり。

遂爲夫婦。先生_レ蛭兒。便載_二葦船_一而流之。次生_二淡洲_一。此亦不以充兒數。

遂爲夫婦。本書に陽神不_レ悅曰。吾是男子理當_二先唱_一。如何婦人反先_レ言乎。事既不祥。宜_二以改旋_一云々。記云各言竟之後。告_二其妹_一曰。女人先_レ言不良。雖_レ然久美度邇與而云々とあり。然るを。此一書の傳にてハ。記傳にも云れし如く。唱和の女男の理に違へることすら。御心つかさりし趣なり。若自是をさとり給ふとならば。記の文の如く。雖_レ然久美度邇云々。などあるへきか如くおもはるれと。なほ此は本書にゆつりて省かれたるものとみえたり。○蛭兒は。記傳云。上代に蛭に似たる兒を云し稱也。

子を飼りて。此御子の名と心得るは非なりとあり。蛭。和名抄本草云。水蛭子和名比流とあり。契沖云。肆よむへし。蟲なれば名たる。さてしか名けたる義は。初生玉ひより蛭の如く。骨なく弱くて萎々とありしよしの名と通えたり。故一書に。雖_二三三歳_一脚猶不_レ立。とあるも此にて。二神の不_レ良と惡みたまへる。卽是よしなりなほこの事は。下の一書にも云り。此蛭兒の生坐ること。本書の傳は此とは異にして。日神月神の生坐る次において。遂に後なり。其方そ正しかるへき。なほよく考べし。蛭兒を祭れる社は。攝津國武庫郡四宮神社なり。西宮(西宮)と稱(吉井)吉井良秀云祭神は。蛭子神。天照大神。須佐之男神三坐にて。主神は蛭子神に坐す。此地に鎮坐ししは。何時の代の頃なりけん。更に知に由なし。式に大國主四神社と載たるは此社なり。然るに神社啓蒙二十二社注疏等には。主神は蛭子神。相殿大己貴神。事八十神とせり。社中の記傳にもかく記したるもありて。紛らばしきやうなれども。合殿の神の事を書きたる記傳中(天)○葦船。記傳に葦を多く集和四年のもの)には。なほ主神を蛭兒大神とし。合殿を天照大神須佐之男神とせり。と云り。○葦船。記傳に葦を多く集めて。からみ作りたるにてもあるへし。彼無間空間之小船をと思ひ合すへしとあり。或説に。今も伊豆の小島。陸奥の海濱。東蝦夷などにては。葦船とて蘆荻の類の水草を。小船の形に編結て兒童の弄ひとせり。底は水に漬りて。覆ることなしと云り。次の本書には生_二蛭兒_一云々。故載_二之天磐糠樟船_一。而順_レ風放棄。また一書に生_二鳥磐糠樟船_一。輒以_二此船_一載_二蛭兒_一。順_レ流放棄とあり。和名抄に舟船和名布禰とあり。さて此御子をか流去給へるは。蛭兒なる故に惡ましてなり。○淡洲は。名の同じきもの諸國にもあれと。龜相記に。生_二淡島_一の下に。今在_二阿波國_一以東海中。無_レ有_二人居_一。不_レ入_二子列_一とあれは。これ今友島の離島にて。神島と云島也。紀伊國に屬けり。重胤云。古事記高津宮段大御歌に。阿波志摩。淤能基呂志摩。阿遲摩佐能志麻母美由。と詠せ玉へる是なり。式名草郡加太神社と云る。今海

部郡加太村に在り。俗に淡島明神と申すを。社傳に祭神少彦名命にして。元友島に坐しを。加太村に移祭れり。借其友島の古名淡島と云りと云る。武郡云。續風土記に按に。今友島(又沖島とも)の四方。島を離れて小島一あり。少彦名命元神島に坐し。呼て淡島明神と云。此島に坐すを以て也。淡島明神加太。是正説にて。高葉二。武庫浦乎。傍浦に遷り坐し候も。土人神島と呼て。此島を遷へり。とあり。これ友島の内なるへし。是正説にて。高葉二。武庫浦乎。傍浦に遷り坐し候も。土人神島と呼て。此島を遷へり。とあり。これ友島の内なるへし。

轉小舟。粟島矣。背爾見乍。乏。小舟とあるは。攝津國武庫浦を前に爲せは。淡路島と紀伊の間なる粟島になりて。地理よく合り。又七。粟島爾。許枳將渡等。思頼。赤石門浪。未佐和來。とあるも此淡島なり。其は何を以知そと云に。此歌の次に背山。又紀川。又名草山などを詠て。共に紀伊國の地名なればなり。具原篤信か諸州述に。紀伊國加多と。淡島とは長家續けり。淡島大明神の社あり。此社は少と云り。さて記傳云。名産名命也と云れば。加太村の同じ地名なら。其社のある邊を淡島とも後に云しなり。と云り。さて記傳云。此島は今吾所生之子不良と詔へるを以思に。源氏物語等木卷に。爪彈をして云む方なしと。式部を阿波米惡みて。少し宜しからむことを申せと責賜と云々。此阿波米惡みを。河海抄に淡惡と釋れたる其意にて。御親神の淡め惡み賜ひし故に。淡島とは名付しなるへしと云り。さて志か阿波米惡み給へるよしは詳ならず。字鏡集に。淡アハレ。アハタス。と訓り。○不充兒數。記傳云。かの水蛭子は。流去給ひつれば。本より御子の數に入ること知られたり。故淡島を是亦と云り。是等を御子の數に入ぬは。不良とて淡惡み給へる故也と云り。

故還復上詣於天 具奏其狀

還復上詣。記には於是二柱神議云。今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。即其參上詣天神之命。と云文あり。其は引續きて直にと云意なるを。此は上文を受云所なるか故に。云々とは云り。還復上詣於天は。此始に御天降の御發途の御事を。憶に云れされども。降居彼島とある。其即天より降坐し證也。此文に引合せて。其然る由をは知へきものなり。上詣は。記に參上とあり。記傳云。凡て參を古は麻草と云り。參入を麻草琉。參出を麻草傳。參來を麻草久と云類なり。此麻草を。後には多とあるは麻草と云り。○具奏其狀。記には請天神之命とあり。記傳云。上件の狀を云々と。天神に白給ひて。是如何なる故そ。をほ如何し侍むと伺ひて。其詔給ふ命を請玉ふなりと云り。具とは。平田翁云。御柱を廻り給ひしより。水蛭子淡島を生給ひし狀までを。一々に奏し給へるを云。其は師説の如く都夫佐の都夫は。都婆良の都婆と一にて。粒々と圓く放れたる物の狀を云より。出たる語と聞ゆればなり。其は師説に云ひ。圓を都夫良とと云り。圓を以て知へし。と云り。

時天神以太占而卜合之。乃教日婦人之辭其已先揚乎。宜更還去。

時天神云云。此時二神は顯身。天神は元より隱身に坐させは。いかにしてかく教玉ひしそと云に。祝詞など。皇親神漏岐神漏美命以云々とあるに同しく。天神の顯身と現れ坐て。神議らせ玉ひしなり。○太占は卜事の名なり。太は稱辭。占は信友説に。任の義にて。麻々と云に同ければ。高葉の歌ともに。

麻邇麻とある麻邇と同言なり。釋紀に麻邇者麻々也と既云り。また萬葉に麻邇麻とある。下なる麻は。遂すまに懸すまになど云ふ下のにと同格なり。さて麻邇といふ言の本は。麻の一言に。任字の義あり。そは任く任せ任かずなど。活用し云にて曉るへし。麻々とは。その麻を疊たるならむ。また麻邇麻の題の省か。また麻邇を麻知とも言ひて。此も同言也。邇と知と同韻の音なれりたるにも有へし。然云るなるへし。また麻は上に云へる如く。任の一言にて。其はト事を掌れる神の名を。久慈眞智神といひ。また釋紀に。太占讀三太町一ともあれはなり。神代紀の本。占の書訓に。フトマチとあるは。なほいはく。神名式遠江國佐野郡に已等乃麻知神社とあるを。文徳紀嘉祥二年の下に遠江國任事コトノマヒ神と書れたるは。任し事と云義に書るなるを以て。麻邇麻知麻々同言なることを思定べし。抑世間の事状は。すへて神の御心に依て行はるる故に。其神々の御心を問ひて。其御心の任に行ふ事なるか故に。此事の名を太麻邇とは稱なり。太としも美稱ふ由は。神の御心の満足ひ大なる義にて稱たるにて。其は萬葉に眞木柱太心フキなどある太の意也。汎に美稱る言とのみ思ふは精からず。麻邇てふ言に合せて心得へしと云り。さて記傳云。書紀に占の字は唯其事に當て書給へる物にて。正しく麻邇は占也と云にはあらず。凡て書紀の文字は語に中らねど。意を得て書るか多きなり。又から文にてはトと占と別なれど。此方には通し用ひて別なし。然るに字に就て。差別を云説は甚ひかことなりとある。さて此太占は。天神高皇產靈尊の成し玉へるにて。其に天御中主尊の御心のト合ひて。彰はし示したまへる事。次に云か如し。また此時の太占は。何様の御トなりけん。傳なくして知へきよしなし。それを釋紀大問云。此ト龜ト歎。先師説云。此時ト者鹿ト也。龜ト者。皇孫天降之時。太詔戸命云々。出來者也。など云るは。押はかり言にて取るに足らず。○ト合。本にウラフと訓れど。次のト定をウ

ラヘテと訓れは。こゝをも然訓へし。記傳云。萬葉十四に。武藏野爾宇良ウラ敵可多也伎タカとあり。宇良閉は宇良を爲るを云ふ。此格は從へて。違へて。集へてと云ふ類多し。記傳に令合をアヘト云と云る説はたかへり。なほこれは自ら其わさを爲すに云るなり。さて又ト合を宇良奈比氏とも訓へし。此も一の活し格也。萬葉十一に。玉神路往占占相云々。此は路をするをまひなふ。商をするをあきなふ。荷をになふと云類にて。トを爲を云なり。此も記傳に云れたり。さて。宇良といふ言義は。信友云。宇良は裏にて。表に見はれぬ心を云ふなり。漢籍に心裏又裏と云ふこと。とも有心はへは自ら似たり。萬葉の歌に。宇良泣。宇良待。宇良戀しなど。猶宇良云々と云る言の多かる。宇良の意を思ひ合せて。トはもと心裏より出たる言なるを曉るへし。また大江匡房卿の歌に。香山のほくかも下に宇良と云はれて。肩ぬく處の妻戀なせう。と云る如く。心裡を問ふ事なる故に。其を即て其事の名に轉して宇良といひ。此事をまさし宇良と云しは。萬葉十四に告らぬ妹が名字良留出にあり。二に大津魚子の歌に。津守か占に告らむとは云々。此外にもあり。又其事を擬ふことに。活かし言なり。さて宇良閉とは。太麻邇の事を行ひて。神の御心を問ひ求るよしなり。其は記の垂仁段に。於三太兆ト相而。求三何神之心とあるにて悟るへし。さて。記傳云。抑異神のト問は。天神の御教を受給ふへければ謂れたるを。今此天神のトへ給ふは。何神の御教を受給ふそと疑ふ人も有なめど。其は漢籍意にて。古の意はへに違へり。是を彼に此にいはく。神代の事は皆から疑ひしきことのみならむ。凡て此等の事。人の測知へきならねは。中々なるさかしら心をもたらて。たゞ古の傳のまゝに見へきなり。と云れたれども。此は天神高皇產靈尊。此時顯身と現れ坐

て。二神の奏狀を聞食玉ひなからも。猶御親自の御心とは答かぬさせ玉ふか。天御中主尊の大御心を。太古を以て占問ひ玉へるなり。さて天御中主尊は。隱身に坐々す事云まくも更なり。記傳云。中古よりは高事漢様になれるから。トはたし神事にのみ用事になれり。上代には萬の政にも。已かざかしらを用す。定めかたき事をば皆トへて。神の御教を受けて行ひ給ひしこと。記紀其外にも多く見えたり。今天神すら如此くなるをよと云れたり。さて記には。布斗麻邇爾上と上聲を附たり。下の爾は辭なり。○教は。本にアチハイテと訓るはいかゝなり。和名抄に乎之閉とあり。袁之布と活く言なり。其は愛育むより出たる言にはあらざるか。と平田翁云り。○婦人之辭云々。記云。爾天神之命以。布斗麻邇爾ト相而詔。因ニ女先言而不良。亦邇降改言とあり。重胤云。此にては太古に見はるゝ兆を見行して。婦人の辭を先に揚たるかと疑玉へるにて。具奏ニ其狀とあれは。辭先立る事の悪しきは。素より所知食す事なるを。乎字は如何なる書様なり。乎字は論語の朱注に。乎疑未決之辭。とある意なれば。然れば。古事記に。因ニ女先言而不良。と詔へる意味を以曉り明らかむへし。此を以て其已揚乎を。其已爾先立氏。揚多留加毛と訓へし。然らざれば。宜ニ更邇去と有へ續かざる故なり。肥傳に別を。フミナノコトサキタフヘシヤと有り。と云れたり。なほ考へし。さて記の趣は。天神之命以而とあれは。他神に令せてト相しめ給へるといふ説なるを。此紀の傳は。天神の御親。ト相たまふといふ趣なり。乃ト定時日而降之。故ニ神改復巡。柱。陽神自左。陰神自右。既遇之時。陽神先唱曰。妍哉可愛少女歟。陰神後和之曰。妍哉可愛少女歟。

ト定時日。通證云。今按。昏禮擇吉日良辰之縁也とあり。昏禮のみならず。神祭など殊に吉日良辰を擇ひしことは。太古よりの風俗なり。今世何事を爲すにも。必日辰を擇ひてものする。其は大嘗會の時に宜る。は。皆上古のならばし。の轉り來しものなり。中臣の天神壽詞に。十一月中都卯日爾云々。月内仁日時遠撰定豆云々。此文に因て。時日も。また出雲國造か神賀詞にも。八十日日波在止毛。今日能生日能足日邇云々。と見えたる。みな古日時を擇みし證なり。何れも後事にはあらず。時日に吉凶あるは。いかなるよしとも。凡人の料りしるべきにあらず。さてここに時日の事見えたるに附て。古來種々に古傳を疑ふ説あり。そはまつ世に時日のある事は。晝夜の明闇の差別あるか故也。晝夜のわきあらずは。時日のあるべきよしなし。此時未日月主宰の神生坐さす。然らば時日の差別あるへからずと。誰も云めれど。其は此國土の日夜の事をのみ知て。神界に別に日夜ある事をおもはざるなり。此國土の日夜は。人も我も知る如く。天日の光あるほとを晝とし。光なきを夜とする事なれとも。高天原にてハ。天日の運動によらて。別に日夜の定めあることは。ここにト定時日とあるを始め。一書に蛭兒の事を。雖ニ已三歳とあるも。歳月日時のありし證也。古語拾遺石窟戸段に。穀と麻とを植たるに。一夜に生ずとあるなど。必別に日夜あるべきなり。此石窟戸の段なれとも。日夜のまた黄泉國は。もはら天日の光なき國なれとも。古書に日夜の差別ある事を往々のせ。差別あるを思へし。海宮にて。日夜ある事此國に同じ。されは日夜は天日の有無による事にはあらて。其域によりて。別に定まれる差別ありし事をおもふへし。さて日夜あらんからには。時日のあらん事はもとよりなり。○

陽神先唱曰云々。陰神和之曰云々。重胤云。是行は順次宜しく。美はしく唱和し玉へり。此言靈の幸
ハふるに因て。二神の珍子と愛くし玉ふ。大八洲國を生成し坐るなり。言靈の事は。已にも注せる
如く。凡て人は言計り尊く奇しき物は非るなり。先に陰神の御言過ありしは。言靈の幸延行へきを戻
れるにて。其事の祥はしからさりけるを。此は陽神より陰神へ其言の善く良へむにて。是言靈の幸延る
ものなり。○陽神自左云々。記に。更往廻其天之御柱。如先とあり。先に廻り給ふ時も。男神は左
より。女神は右より廻り給へること此と同し。

然後同宮共住而生兒。號大日本豊秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名
洲。次筑紫洲。次億岐三子洲。次佐渡洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂
之大八洲國矣。瑞此云彌圖。妍哉此云阿那而惠夜。可愛此云哀。
太占此云布刀磨爾。

同宮云々。宮は御屋の義。即ち上に云る入尋之殿なり。宮と云と殿と云との。差異はあるなり。殿とは。久美度一處
たるを云なり。其處は。實創出現章。於彼地一建宮。乃相與合云々。吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故稱。號於二神曰。稱田宮主神
云々。とあるを見べし。右の建宮と云は。其處は更也。又八重垣に至る。こゝに。備りたるを云なること。うの前後の文を見合せて曉
るへしと重山蔭云。此は上の途爲夫婦の下にあるへき言なるに。こゝにあるは如何とあり。○億岐三

子洲。本に隱岐とあれど。古寫本には。以下みな億字に作れり。此の事は上
に云へり三子洲は。記傳云。或人此
國三島ある故に云といへり。今國圖を考るに。まつ此國四島に分れたる。其中に。東北方に在て大を
るを。俗に島後と云。その西南方に。今道五里は。天之島。向之島。知夫島とて三あり。此三島を統へて。
島前と云なり。島後に比ふれ
は何れも小し三子とはまことに是を以て云なるへし。○右島々の次第。本書には越洲の
次に大島ありて。淡路洲なく。記には。伊伎島津島ありて。越洲なし。吉備子洲も。大八洲國の内に
は入らず。さて此一書の趣。聊の異りはあれど。大方記の傳に同じ。○可愛此云哀。本書の可美の下
に此云哀と云る注あるへきを。そこになきはいか。

一書曰。伊弉諾尊伊弉册尊二神。立于天霧之中。曰。吾欲得國。乃
以天瓊矛指垂而探之。得磯取盧島。則拔矛而喜之。曰。善乎國之在矣。
天霧。次段一書に。我所生之國唯有朝霧。而薰滿之哉と。伊弉諾尊の詔給ひし如く。古國土も何も未を
かりし間は。何處も霧塞りて在しを云なり。さて其中に立し給ふとはあれど。異傳にはあらず。天浮
橋の
ことを略けるさて霧を佐凝理と訓めるは。下に氣噴之狹霧とある例あり。記傳云。狹は真と同意の言な
り。佐社鹿を真男鹿とも云るにて知るへし。又佐夜中は真夜中。佐衣は真衣と云に同じ。又地名に。佐
檜前など云は。真熊野など云と通ひて閉ゆるを。其真熊野を御熊野とも云て。真と御と通へるに。大

第三一書

被詞に。朝之御霧夕之御霧とあるを以て。狹霧は眞霧なることを知へしと云り。○吾欲得國は。右の本書及第一一書の趣とは異りて。此は天霧の薫滿る。其中に包まれて。未大地と成へき物の。全體を見玉はさりしかは。其外より心當に。天神の勅任し玉へる國は有むを。其得玉はんとなり。下に以て天瓊矛一指垂而探之とあるを以知へし。本書第一一書は。其物を見其物を。知看ての事なれば。此と別也。○得磯取盧島。重胤云。得は上に吾欲得國と。宜へるに依てなるか。素より有し地を得玉ひし如く聞ゆれとも。熟見れば。天瓊戈を以探給ひける。即垂落之潮凝結ひて島と成たるを得たまへる由にて。私記に探得磯取盧島と云る是なり。○善哉國之在矣。神武紀に。妍哉乎國之獲矣とあるに似たり。

一書曰。伊弉諾尊伊弉冊尊二神。坐于高天原曰。當有國耶。乃以天瓊矛一畫成磯取盧島。

伊弉諾尊伊弉冊尊。本に尊字を脱せり。今は永享本明應本等に依る。○高天原。この高天原ハ。大虛空を云る事。既に云り。○當有國。必當に國有へしと云り。天神の仰給へる國は。正にこの浮漂へるもの中にあるへしと宣ふ也。○畫成。記には鹽許袁呂許袁呂通畫鳴鳴は借字とあり。彼一物の取締らず。散ほへるを御戈を以て攪き寄あつめて。一統に凝して國と成し固めたまへるなり。此畫成を。口訣に以て牙探レ海也と注せれど。其疏に畫レ海而成レ島也と云る意なり。

第四一書

一書曰。伊弉諾尊伊弉冊尊二神相謂曰。有物若浮膏。其中蓋有國乎。乃以天瓊矛一畫成一島。名曰磯取盧島。

伊弉諾尊伊弉冊尊。此又本に尊字を脱せり。今は永享本に依る。○有物若浮膏。記に多陀用弊流國とあり。同じことなり。其中蓋有國乎とはあれど。まことに。蓋は。物を大抵に量りて。然ならむと判る辭也。言義未詳ねど。古歌にあまた見えたる皆其意也。○探成の探は。本書の探之是獲滄溟と同じ。成とあるは即獲るなり。

一書曰。陰神先唱曰。美哉善少男。時以陰神先言故爲不祥。更復改巡。則陽神先唱曰。美哉善少女。遂將合交。而不知其術。時有鶴飛來搖其首尾。二神見而學之。即得交道。

○將合交。本訓ミアハセントスとあるは。ミアハシセントスとある。シ字の脱たるなり。私記には。美安八世志牟止須とあるを。山口栞に引るには。美安波志世牟止須とありこれ正し。寶鏡出現章の私記に。持統之處。美阿巴只四半事已屆御合をミアハシと云るは。用語の體語にされるなり。○鶴鶴。和名抄に。爾波久奈市里。私記曰。止豆木乎之閉止里と見えて。名義抄の訓も此に同じ。又釋紀秘訓に。鶴鶴を爾波久奈布里とも。

第五一書

止豆木乎之閉止里とも。止豆木止里とも。都々那波世存里とも。都々麻那婆志良とも。訓へき五説あり。右の都々麻那婆志良は。記に。麻那波志良と有に等しき名なり。又字鏡に鷄豆々萬奈柱とあるを。名義抄に。鷄鷄を。ニハクナブリと訓るを以て。愈鷄鷄の一名なる事知らる。口訣にハ。又云稻負鳥と云ひ。仲正集には。庭多々岐と詠り。又和玉篇に。鷄にも鷄にも。伊志久那岐ともある。久那岐も右に同じ。又伊志多々岐ともあり止豆木止里。都々那波世登理は。丹鶴本の訓も然り。私記には。此に止豆岐萬奈比止利。又云。止豆岐乎志閉止利と云二訓あり。一には學と云ひ。一に教と云別たるなり。○學之得交道。學の訓。永正本明應本鎌倉本ともにマナヒテとあり。平田翁云。鷄鷄の尾を以て。地を叩く状を見行し所思し附して。其状を學ひて。交合の状を知給へる由なり。止豆木乎之閉止里は。交接教鳥にて。此の故事より負る名と聞えたり。扶木集經法師。女郎花おほかる野邊の。庭たとき。さかなきことな人にをしへそ。爾波久奈布里は。庭婚振にて。夫理は翁夫理。何夫理なといふ類の夫理にて。此鳥の尾を以て庭たゞくか。婚く振なる故に負たる名なり。庭たときと云名。もこの義なり。そは一名を石久那岐と云名もあるに。婚を古久那岐と云しと聞えて。靈異記に婚合。また婚をクナカヒとあり。加比は夜を延たる言にて。久那岐なり。されは此語は久那岐久那具久那賀流など。活く語なり。○武郡云。字鏡集に婚字を。クナクとも。マクとも。トククとも。又フルフと古事談に。妻をは人に久那賀禮て。と云ことも見えたり。或人言に。今四國邊の俗言に。淫を行ふ事を。クナクとも云と云り。是古言ののこれる也。又麻那婆斯羅と云名の義は。學柱にて。交合の間をわたせる義ならんか。柱と云名は間を。持故の稱なり。津々麻奈波之羅ともいふ。津々の義は未思得ず。教子なる竹内經成云く。其は此鳥フ、ンフ、ンと鳴く故ならんと云り。然もあらんか。○武郡云。經紀のフ、ナハセドリは。フ、マナパセドリのマの脱たりしなるへし。さらばこ

れも。鳥學鳥の意なるべし。さて今交合し給ふ時に當りて。不意く此鳥の飛來て。其尾を搖き。二柱の神そを學ひ給へること。幽き所以ある事なるかも。此は信に偶然の偶然ならざる。天御祖の御心にそ有けむ。と云れたり。さて兼牙云。萬の物の始も。皆かくさまにそありけむ。何事も出来て彼の心には。さばかりのことは。さて斗都具は。鎮火祭祝詞に。妹妹二柱嫁繼給互。和名抄に止豆木乎之閉止里。敏達紀に嫁。又女自適人などあり。字鏡集名義抄などにも婚をよめり。言義は未思得ず。

一書曰。二神合爲夫婦。先以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙生億岐洲與佐度洲。次越洲。次大洲。次子洲。

淡路洲爲胞。本に爲胞の上に。淡洲の二字あるは誤なり。諸古寫本ともに。無に從れり。○子洲ハ吉備子洲なり。さて此一書は。本書と全く同じ。たゞ伊豫二名洲を。伊豫洲といひ。吉備子洲を子洲と云るか。聊かはれるのみなり。

一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次億岐洲。次佐度洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬洲。

通證云。此書毎一洲。界以海。大八洲之稱恐此爲正說。と云り。山蔭云。八の洲。本文一書ともみな

異あり。いつれも古傳なるへけれど。其勝劣を云むには。第七一書。記を同じき。これそ中に正しかるへき。其故は。かの説は。八の洲の内に。後に國と建られたる洲には非るに入て。かへりて壹岐對馬の入さることいか。總て國と建られたることは。漸後の事なれども。必神代の此はしまりの由緒に關かれる事とこそおほゆれ。と云れたる實に然る説ともなり。さて第一一書に。壹岐對馬なく。越洲吉備子洲あり。第八一書に。壹岐對馬なく。吉備子洲越洲あり。第九一書にも。壹岐對馬なく。漢洲吉備子洲大洲あり。此は何れもいかになる傳也。

第八一書

一書曰。以磯馭盧島爲胞。生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次雙生億岐洲與佐度洲。次越洲。

磯馭盧島爲胞。とあるは。甚く異なる傳なり。されど此島を八洲の内に入れて。數へしにはあらず。

一書曰。以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次淡洲。次伊豫二名洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次大洲。

此一書。漢洲の大八洲の數に入れる。疑はし。永享本には。次淡洲三字なし。さては八洲の數合へり。

第九一書

第十一書

一書曰。陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。生淡洲。次蛙兒。

握陽神之手は。重胤云。誘ひ合ふ狀なり。便とある其言出し玉ふ即。御手を握なり。然れば。陽神も妍哉可愛少女乎と和玉ひ乍も。亦握陰神之手と云事を。爲玉ひつちらめども。旁を省るとは。誰も心着れさりける故に。此にて二神の御手を握て相契らし事は見えず成ぬるものなり。通説に。陰神握陽神之手。先也云々あるも。其處にはあらざるべし。陰神より先に進みて。御手を取賜ひしは。言を先に握玉へる故。 ○淡洲。本に淡路洲とあるハ誤なり。今は明應本。又永和本の傍書に。江家本に路字なしと云るに従れり。さて此は女神の方より。誘ひたまひしか。不祥よしにて。先生たまふなりければ。淡路洲ならぬことを決し。上文に先生蛙兒便云々。次生淡洲あると同一文意なればなり。

日本書紀通釋卷之四

飯田武郷謹撰

次生^{ツギニウミ}海^{ツギニウミ}次生^{ツギニカハ}川^{ツギニカハ}次生^{ツギニヤマ}山^{ツギニヤマ}

此章は伊弉諾伊弉冊尊の天神の命を被りたまひて。現に此世界を立たまふ方よりいへる傳なり。さ
 るは此現世界の大神主とますへき。天照大神月讀尊素戔嗚尊三柱の珍子の生坐る事を主と立る傳なる
 か故に。其幽世に立て知し看す海神を海。川神を川。山神を山とのみ記されたる。次なる句々廻馳。
 草野姫などにも。神とも命とも書れさる。みなこの三神に避たる文法なりと知へし。海は和多と訓べ
 し。上に云る滄^{アツナヒ}浪^{ナミ}また滄海^{アツナヒノウミ}などは異なり。重胤云。滄海とは海の大名にて。此を和多と云ときは
 海の用を云るにて小名なる事。此大地を。都知とも久爾とも云ひ。神字を迦微とも美多麻とも云か如し。
 皆體用の差別を立たる名なり。其は此大地など云時は。大名にて。天地と別れし初より。都知と云て。既に其物有を。彼八
 洲起元草などには。其大地の中にて。又更に國を立玉へる事の有し思ふべし。斯して又都知
 とも久爾とも。通はし
 用ること此と全同し。然れば。滄海は大地に對へ云言にて。全體の名なる故に。滄海と云ても大地と云て
 も。此大地を云稱なり。借海を和多と云時は。地を久爾と云に對へ云言にて國へ渡往來ふ用に因れる
 稱なりと云り。名義。記傳云。師説に海を和多と云は。渡ると云ことなり。萬葉一卷に。對馬乃^{ツクマノ}渡々^{ワタワタ}中

爾などよめるを思へとありと云り。借こゝに生海とはあれと。海神を生坐るなり。其は記に生海神名大綿津見神。一書に。生海神等二號三少童命とあり。これらを以て。こゝも御名を略けるものなること知へし。さて私記曰。問古事記之説。自海以下是生三其神也。今此紀只云生三海等。其意如何。答。今此只生三海等。未三必獨生三其神也。是猶上文生三八洲之類也。即依生三其神。兼成三其實。耳。此與古事記異也。と云れたるか如く。其主宰たる神を生玉ふに因て。兼て其實の成ととのへるなり。與古事記異也とはあれと。異なるにはあらず。さて此紀には上の大八洲につきて。次生海云々とあれと記には既生國竟更生神。故生神名大事忍男神云々。と記して國と神との境界を立て。さて大事忍男神より繼々。海神水戸神等を生坐と傳へたり。右の神等必こゝに坐へき故あり。記傳には其を誤の傳と見られたるは然らず。此紀に其神等を省かれたるは。却りて誤なり。今其神を此云んとすれど。本文に關かぬばはぶけり。古事記に就て云へし。右の十神は。つき／＼に國土の成就行へき事を。しらしめす神にて。海神水戸神もみち其内なり。されは。大八洲に次ては。大事忍男神。石土毘古神。石巢比賣神。大戸日別神。天之吹男神。大屋毘古神。風木津別之忍男神生坐し。此神等まつ國土の基礎を定め。さて次に海川の位置を定玉ふへき海神大綿津見神。水戸神速秋津日子神。妹速秋津比賣神生坐り。即此紀には。上の七神を省きて。海神水戸神の御事より。大八洲に繼て此に記したるなり。さてこゝに成坐る海神は。御禮段の海神とは異なり。彼段なるは。海の底中表。ソコナカウラ。裏は表面にて。現を分て知しめす神なり。こゝなるは惣へたる神なるか故に。大と云なり。なほ山神にも大山祇神とて。總たる

神坐し。また山の所々を持別て知しめす。種々の山祇神坐と同一ことなり。○生川。川神を生給ふなり。さて川神は。一書又記にも見えぬと。記に生三水戸神名速秋津日子神次妹速秋津比賣神と見え。一書にも。水門神等號三速秋津日命とあり。水門は。海に出入る戸口にて。即川なれば。此に川神とあるは水門神なり。さて。水は水神彌都波能賣神の。掌り坐す事なるを。此事下の二書。こゝに既に川の事の見えたるは。いかにと云に。本より山々の口より。流れ出る水はあれとも。川神は其地形に隨て水を流し。池澤にそゞき入れ。また潮水を分ちて。川水の國土の利用を成べき爲に成り玉へるなり。○生山。山神大山祇神を生給ふなり。記に生三山神名大山津見神。一書に山神等號三山祇とあり。さて此神は。山を總持神なる故に。大と稱へ申せるなり。第七一書に。新編通考實爲三三段。其一段是爲。當神。一段是爲。大山も八柱。山津見神成ませるよし見えたり。これらほみな。山を持別て。知らしめす神等なり。そのよしは。一書に云へり。

次生木祖句句廼馳。次生草祖草野姫。亦名野槌。

木祖草祖もこゝにては。神の御名にて唯に木神草神と申すとは異なり。しか稱奉れる意は。水祖土祖と申すにひとしく。同じ木草の中にて。其要とある方より。取出て申せる御名也。木草の要は。さまさまあれとも。其旨たる用は。人民の家居にある事にて。句々廼馳草野姫と申すもそれなり。水又土も同く。人民の日用につかふ方より云るにて。なへての水土よりいへは。水祖土祖なればなり。清

和紀に貞觀十七年十二月。飛彈國正六位上木母。國津神從五位下。また陽成紀元慶元年閏二月。飛彈國木母神從五位下。下は上の誤とあるは此神なるべし。○句々廼馳。名義。句々は莖にて。其莖は久々紀の約れるなり。莖木は。記に羽山戸神の御子に。久々紀若室萬根神。と申かある久々紀に同じく。記傳に。久々は莖にて。草木の立長る貌。紀は木にて。室に作る木の長く立のひたるを云。と云れたるか如く。萬の樹木はあれども。人の家居を作るには。枝葉のかたへに廣ぐらで。上へ眞直に立長る良材を要すれば。かの檜杉などの如きを。莖木とは云なるへし。即これ萬木の祖とも云べければ。この方よりたゞへて。木祖とは申せるなり。馳は男の尊稱なり。○草野姫。名義。記傳云。加夜は海宮段に。以二鶉羽一爲二莖草一とありて。謂二莖草云二加夜。と註せるが本義にて。何にもあれ。屋莖む科の草を云名なり。萬葉の歌とも合せて思ふべし。茅と云一種あるも。屋ふくに主と用る故の名なり。さて野神の御名に負給へる故は。野の主とあるものは草にて。草の用は。屋莖を主なりける。故草字を即て加夜とも訓り。上代は大御殿を始て。凡て草以莖つればなりと云り。重胤云。傳草神は草野姫と申て女神なる。木神の男神に渡らせ玉ふなるを。草の莖として。同じ立伸は伸なからし。其末の垂ひたる状も。亦自。然に女陰の形容を成せるは。其神神のわく男女に坐るに。因る事なりと云り。○亦名野槌。本に此四字を大字にせり。今は集解に類聚國史細注。とある。また書に依て小字とす。記中亦名は野槌。字の例なり。○野槌。名義。槌は狹土。迦久土。御雷。足名推手名推。などの豆知に同じ。○さて右の木神と。豐字氣姫神。即ち下の二書に出たる保食神。亦名倉船魂命の御事なり。此神のたとは一書と委く云り。を合せて屋船命と申せり。大殿祭詞に。屋船久々知神。是木靈也。屋船豐字氣姫神。是槌也。とある

即二神の御靈を齋奉れるものにて。屋船命と申せるは。御殿の御魂を都て云る御名にて。この二神にかゝれり。屋船とは。瑞殿を云古言なり。故御鎮座傳記に。屋船命等。木靈久々能運命也。と見え。御鎮座本記にも。屋船命草木靈とも。和久産巢日神子。豐字可能賣命屋船稻靈神也とも見え。奥儀抄に。保食神宅神ともみゆ。さて其屋船命草木靈。とあるに因て考るに。木靈は句々廼馳神に坐し。草靈即豐字氣姫命に坐なり。さるは此神旨とは稻穀を生給へる神にませと。餘草をも生し給へるか故也。稻穀も共に草なれば。云。殿造に。草は木に次てやんことなき物故に。即て木神と共に此神の草靈を祭り給へるものなり。其は御殿は。木は。或人問。もしさもあらば。草祖草野姫神をこそ。木神に次ては祭り給ふへきものなるを。さはあらで。稻靈神を祭り給ふはいかに。答。草野姫は。記に山神に次て。生野神名鹿屋野比賣神と見えて。野神なれば草靈にあらす。さらば御名に草野姫と負せ奉りし故はいかにと云に。野は旨と草の生る處なればなり。必しも草靈なるよしには非ず。按ふに。草祖と云方にては草野姫と申し。野神と云方にては草の生る處なればなり。必しも草靈なるよしには非ず。野神と申か。さらば此神は野神と申せども。又屋を葺く草をも兼しらしめして。かく二方に御名の坐しますなるべし。されど記に野神。もし強て野神とあるを。草の靈とせむには。山鹿屋野比賣神亦名野推神と一にせられたれば。其差別は無きかことし。もし強て野神とあるを。草の靈とせむには。山神山祇神を木神なりと云むか如し。山は旨と木を伐出す處なればなり。されど山神は旨と山に係れる御靈神なればこそ。外に木神は坐しけれ。此に準らへても。野神は旨と野にかゝれる御靈にて。外に草御靈豐字氣姫神坐すことを知へきなり。上に引る御鎮座本記に。此なほいはく。記に大山津見神と。野推神と。山野に因て持別て生神云々。天之狹土神。水國之狹土神。大天之狹土神。大國之狹土神。大天女神。并て八神なり。とあるも。山

野の靈にこそ坐せ。旨と草に關り給ふにはあらぬ由の著明きものをや。山は山。野は野。木は木。草は草にて。各々夫々に別て靈のあるへきよしを。思ひわたして考へみるへきなり。山と木の神は二神に
なるへき謂な
きをも思へしされと又通はせて。野神の草をも掌坐す事は。上にも云る如くにて。山神材木を預り知しめすと等しき理なり。山口祭にて。材木を伐る時には。必山神を祭る。大嘗祭儀式に。木草を採る爲に。山神を祭らるゝ事あり。二月先祭。山口及木下。然後採之とあり。山口は山神。木下は木神なり。其は臨時祭に。造二遺。故石窟段一書に。使三山雷者
唐使船一木野井山神祭とあるか如く。其地にて物を造る時は。山神と木神とを合せ祭るも常也。故石窟段一書に。使三山雷者なり探三五百箇眞坂樹八十五箇野樵者探三五百箇野薦。八十五箇。また神武紀に。薪名爲三嚴山雷。草名爲三嚴野椎一などありて。山野神等に任し玉ふ事あるを思ふべし。山野の野なれども。また草木神と力を合せて坐ます御靈なれはなり。

既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何

不生天下之主者。歟。於是共生日神號大日靈貴。

大日靈貴。此云三於保
比屨咩能武智。靈音力
丁反。一書云。天照大神。
一書曰。天照大日靈尊。

山川草木。此下に神と云言を附添て心得へし。神皇系圖に。二神於是降居此島云云。産生洲國及山川草木神等元引とあるにて明らけし。さて山川草木は。上に注る如く神にはあれど。其神を生玉ふに

自其物具りてあれは。其物を謂ふに同じ。○天下。上に大八洲國及山川草木と宣ひて。此は其物を一に總括て此大世界を宣ふ所なる故に。天下と宣へるは。次なる日神の所に。授以天上之事とも。以天柱三擧於天上也。ともあるに對へて。天下とは宣ひ初たりしものなりけり。されと天下と云詞は。古言にはあらしと平田翁は云れけり。さて此詔を以て見れば。始天神の國土修理の詔は。此大世界を立てよと詔へる大命なること知られたり。此世界を立むには。國を生み神を生み坐す事は。申すも更にて。其世界を知食す神を生給ふまてに係れる詔なるをも亦知へき也。○共生。記にも二神其所生島十四島。神參拾伍神云々とあり。○日神は。天つ日を所知看す義を以稱奉れる一の御名なり。此事下に云さて日月の成出たるは止め。ものに見えず。如三蓬牙。ものを日のほしめと見たる説は非なり。其上しは既一神へ云へり。また如三浮青。ものを月のほしめと云る説なども推量なり。従ふへからず。生とは。私記に此云生者。是生三其主神也とある如く。天津日を所知看す大神を生奉玉へるなり。重胤云借日神の生坐し御事。先第六一書又記には。御身濂の末に至りて。清まり竟たる所に生坐る趣なり。此には二神の共に生奉らるゝ由に傳たる。彼此二共に正しと云ふ理有に非れは。何れか其片方は已く誤れる傳なる事。決くなむありける。然れば於是共生日神とあるは。二神の共に生成坐る由なるに對へて。瑞珠盟約章なる。日神の御言に。夫父母既任三諸子。各有三其境。とも有て。何方迄も二神の共に生坐る事を貫きたれば。是そ實に正説には有へきなる。記にも須佐之男命の御言に。僕者欲罷三世國根之堅洲國と有て。御祖を慕はせ玉へるも。二神の共に成坐りし御子に坐故に。其黄泉國に。御

祖神の往坐し事を可惜しみて。懸慕はせ玉へるか故也。古語拾遺にも。伊弉諾伊弉冊二神共爲三夫婦。生大八洲及山川草木。次生三日月神。最後生三素戔鳴神云々。父母二神勅曰云々と有て。此書は國史家牒になき異なる傳を載らるる主意なるに。其すら正書の傳の外に。取る所なかりし故に。此文を舉ちれて違ふ所なし。又皇太神宮儀式帳にも。此掛畏天照坐大神。月讀之神二柱。所稱伊弉諾伊弉冊尊。共爲三夫婦。合所生神と有て神宮の古傳にも。右の如く有て。記又第六一書の如く。左右乃御眼より。日月神の生坐りとは傳さりし事炳焉し。太神宮式に。伊弉奈岐宮二座。去大神宮北三里伊弉諾尊一座。伊弉冊尊一座とありて。其御父母神の別宮に。親しく齋かれさせ御在し坐す所由をも思ひ合すべくをむ。と云れたるは信にさる言ともなり。さて日月神等の。身漸の時に生坐る。と云る傳の非なる捌は。第六一書の下に云へし。○大日嬰貴類史一本。また信友が校本には實下數字ありと云り。されど右の本も御名義。大は尊稱。日を比流と云は。夜を與流と云に同志。其流は呂に通ふ辭にて助語。嬰は女にて。説文嬰貴女字也。有大神の姫神に坐よしを申志。萬葉二に天照日女之命と有。此御名は。月神と相並ばして。此大地の晝夜を持分てよ志の美稱以て。稱け奉れるなり。皇親また皇女之命と有。牟婁と同し。此御名は。月神と相並ばして。此大地の晝夜を持分て所知看す義也。さて山蔭云。此御名疑志。神武紀には天照大日嬰尊。萬葉集にも天照日女之命と有て。其外にもみな比流賣命とこそあれ。此御名を牟婁と申せしことは。こゝより外に見えたることをなしと云れたり。されど此に。訓注まで儘に見えたらば。正しき御名なることは論を志。たゞ前後違へる

こと。信にいかゞなり。○天照大神。記傳云。此は天を照と云とは少し異りて。たゞ互流を延て互良須と云古言の格にて。立を多々須と云か如し。天照は天に坐々て照り給ふ意。高光と云に同じと云り。さて此紀には御を略きて大神と書ども。記萬葉續紀式祝詞などに。多く大御神と書り。此紀もそれに依て讀奉へし。山蔭云。此は亦曰と云。亦名と云あるへきことなり。其故は此大御神の御名こゝにこそ大日嬰貴と出されたり。次段よりはいつこともいつことも。天照大神とあれは。これ異説とすへきにはあらざるに。一書云とては。次段と忽違へればなり。と云れたるは然る言なり。書事紀に。亦云天照大神。亦云大日嬰尊。又神云とせり。これら古く此紀よりか。重胤云。大神と稱奉る事はしも。甚々御尊さの限なく。八百萬千萬神と多き中にて。殊に勝れて高く可畏く大坐々か故なり。他神にも大神と申すも多在れども。殊に大神と稱奉れるは。古語拾遺に。天照大神者惟祖惟宗。尊無二與二。自餘諸神者乃子乃臣。孰能敢抗とあるか如き所由に依る事なり。性神にも大神と申す事。御紀の中より多しと雖。其記祭り玉ふ因に云ふか又は幣帛などを進らるるに就て崇めを奉奉らせ玉ふ伊弉大神の御事。唯に大神宮と。中させ玉へるを。始終に實きて大神と稱奉るは。此大神に限る事なる故。中古よりの御定めにも。其御靈記し留へる事。禮記以下の書共の書し據然り。○天照大日嬰尊。天照と冠らせ奉るは。天つ日神と大坐して。世中を御照し坐ます。全體の大御名なるを。大日嬰と申奉る御名に重複て稱奉れるなり。山蔭に亦云く。神此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。未有若此

靈異之兒。不宜久留。此國。自當早送于天。而授以天上之事。

光華明彩。大御光の天地の間に。照徹給ふこと。穴畏信に靈異なる大御體と申奉るへし。さるを備者共か
大神の明能を形
容りて云るなりなど云る
取はさくもうるさし。 ○六合とは天地四方を云る漢字なり。本にクニノウチと
よまれたれど。 阿米都知乃字知とよむべし。

○照徹。本の訓によりて。氏理登富良勢理と訓べし。萬葉十一に。天地通雖光とあり。○吾息雖多。

島國を始として。山川草木の神等みな。二神の生坐る息なれはなり。佐波は萬葉六に國はしも多あれ

ども。里はしも澤にあれども。など常に對へ云て。同狀の語なり。されは佐波にも意富にも多字を用

たり。重胤は。同意ながら多は一圓けにまで云故に大らかなる所に用るを。澤は。一と成れる謂なる故に。意の細なるよ用る事なりと云り。 ○靈異。本にクシヒニアヤシキと訓り

例は清事紀に殊所^ニ靈異^一と見え。又丹後風土記に。怪久志備坐とあり。續紀二十七に。久須之久奇事

乎云々。重胤云二神の御心には。唯其生成し大八洲國。及山川木草を統る主と坐む神をと。思ほし疑し

て生成坐るか中に。天下をしらしめす計の神には坐々さす。其大御光輝の麗しく坐て。天地の内に照

徹らせりければ。如何なる所由に依て。斯る大御子は生坐りけむと所思しけむ。信に然に有りけむ。

此を以ても。彼預鑄造と云義は思出へきなり。然れば。皇太神の靈異に神志く坐る御有狀耳には非ず

其生坐し事をも。怪しみ奇しし坐る義を合せて訓へき也。拾遺。大宮實神を。是太玉命久志備所生と有るは。生
成る方に云るにて。生れたる御子の事にはあらざるを。

○不宜久留此國。天下の主と坐すべき御兒を生むとおもほしうかとも。思のはかに靈

此は生し坐し御子の
奇異なるなり。

異之兒の。生坐りしかは。此國土には相應しからぬ由ありてそ。留めまつらさりけむ。○自當早送于

天。山蔭云。自字は固の誤か。次に例ありと師の云れたるさも有へしとあり。次の例とは。固當。遠道。重
之於根國。とあるをいふ。

胤云。早は急くなり。此を以て見るに。皇太神の生坐る即天に送致し奉らしうなりと云り。さて今かく

天に送るべしと。定め給へるに依て。謹み考るに。はしめ二神言に。何不^レ生^ニ天下之主者^一歟と詔ひ

しは。主と此國土にのみ係るか如くなれと然らず。此は此國土にて語り傳ふるか故に。主と天下の主

の事のみを。取出て謂るにて。天上の事には及ばさりしなり。其は天地の初の時も。此紀には天神を

ば省きて。此國に係れる國常立尊より記し始めしと。其旨同し。まことには。二神は天上天下海中地

下に亘りて。盡く知看へく。天神よりの事依しはありしものなること決し。もし然らずとせはいかで

か。今私に大御神を天に送り奉りて。天上の事をは授け玉ふへきやうのあらむ。唯に本文の上をのみ

見て説むとせは。二神また天照大神をも。誣ひ奉るへき説の發らむものそ。なほこの事は。ま
に委く云ふへし。 さて天は本

より清明かる國とは知られたり。さるは大神の大御身の甚しく光り徹らせれは。さる清き國に自ら相

應くそ坐けらし。故其國の主とは定めたまへるにこそ。○授以天上之事。天上の事は即高天原の政也。

萬葉二に。天照日女之命。天乎波所知食登。とある是也。記云。此時伊邪那岐命大歡喜詔。吾者生^ニ々

子^一而於^ニ生終^一得^ニ三^一貴子^一。即其御頸珠之。王緒母由良邇。取由良迦志而。賜^ニ天照大御神^一而詔之。汝

命者所^レ知^ニ高天原^一矣。事依而賜也とあり。記傳云。如此御頸玉を取ゆらかして玉ふは大歡喜ひ坐て有か中にも。此御子
を愛く貴く所思看す故の御爲なり。誠に此大御神を生得玉ひしには。然有ら

むことうべに
ざりける。

是時天地相去未遠。故以天柱舉於天上也。

是時以下八字甚疑はし。依て按るに。小篠敏校本に。小注二行とせり。また東麻呂翁の本。清岡本も同じと云り。かくあまたの本とも。みな細注なるは。後人の挿入の本文とされるものなるへし。さるは天地の間古はいと近かりしか。漸々にかく遠く離れたりとの説は。かの釋紀に引る。漢籍三五略記などの説にて。わか古傳にはさらにあることなし。その時に依てあるは近く。あるは遠きも。みな神の御上の事にこそあれ。古へ遠くして。後に近きによれる故にはあるへからず。凡人の心をもて。はかり知らるへき事にはあらずかし。されは此八字は。志はらく訓を闕て。なほ後人の考をまつものなり。○天柱は。かの磯取盧島に化立給ひし。八尋殿の心御柱なり。釋紀私記問答云。天照大御神光華無雙。故以天之御柱。爲其登橋。即送之於天也云々。説者云。彼矛即於磯取盧島爲小山也。何以小山上於天乎。此説非也。然則天柱者瓊矛也此矛爲山。傳自彼山登天歟。是猶以天柱爲其橋之義也。とあるか如くなるへし。但し此時未だ山と云ふるにはあらず。さて天柱より。天上に昇り玉へる状は。彼少彦名命の粟莖に彈かれて。常世國に渡り坐しに。なそらへて思遺奉るへし。また或説に。雷獸の墮て。空中へ上るに。必樹木などの高きものに據て。上るか如くなるへきよし云る。これまた然るへき譬を

りかし。其は平田翁も云れし如く。神等の磐船に乗て。天降坐しし事實を熟考ふるに。みな高山の頂上なるは。其降坐すべしに依てならん。思ひ合さるればなり。然れば。此御柱を登橋としたまへるは。未高山の生出る間にそ有けむ。其は高山のものと給ふへくもあらねばなり。

○又一説。天柱は磯取盧島に化立玉ひし。八尋殿の御柱にもあらず。又瓊矛の化れる小山を云にもあらず。此は風神を申すなり。其は風神祭詞に。我御名者天之御柱乃命。國之御柱乃命止。御名者悟奉氏。とあるを以知へし。かく此神の天御柱國御柱を以負坐るはいかにと云に。風神の御功用は。記傳にも云れたる如く。天と地との間を支持ちて。其風氣の往來はさる處なく。其至らざる隈なくして。信に天地の御柱とも稱へ申すへき事也。されは天上に昇るにも。其風氣に乗るにあらされは。至りかたき由こそありけらし。さて今日神を天柱以て送り奉らせ玉へるは。風神を任して。高天原に送り奉る事を。かくは云傳へたるにて。なほ其例は。天孫降臨章に。天稚彦の反矢にて亡にし所に。天國玉云々。遣疾風一舉尸致天とあるを。舊事紀には速風神とあり。此は風神の支屬神とは通えられた。其旨趣は右に同じ。掛卷は畏かれと。日神を送り奉るも。天稚彦を天に擧たる此時の事も。其功用に至りては。かはる事なきをおもひ遺奉るへし。漢書河圖に。風者天地之使也。と云るもよきありけなり。と云り。此二説何れ善けむ。今思ひ定めかたし。○擧於天上。此神は。此の御依の隨。今目前仰き見る天津日に。御靈を通はし所知看て。四海萬國を見齋し坐ますこと申も更なり。

次 生 月神。一書云。月弓尊。月。夜見尊。月讀尊。

○日本書紀通釋卷之四

月神。此も此神の御名なり。月と云名義未詳ならず。さて月の大虚に懸れる事は。日と同じく。此より前に已に有しが。月神は其を主宰し玉ふなり。さて月神下。天書に生神號三月讀尊。舊事紀に生三月神。尊云々。とあり。されど。月神と申すが即一の御名なれば。本のままたてあしからず。記傳に。日に御名有て。月神の御名なきはいかゞと云れたる。然る言のやうなれども。上に云る如く。日神月神と申すを。御名と爲る時は妨なし。舊事紀は。此紀を取れるものなるに。先生日神。號曰大日靈貴。次生三月神とあれば。古くは日神の方にも。大日靈貴御名を擧られざる本も有しなるべし。さるは拾遺にも生日神月神と見え。顯宗紀の御託言にも月神著人曰云々。我月神云々。また日神著人謂とみえたれば。月神と耳も申せりし事決し。式山城國綴喜郡樺井月神社。丹波國桑田郡小川月神社などあり。○月弓尊。弓は借字にて。夜見の轉れるなり。其義は次に云。○月夜見尊。月讀尊。御名義夜見の夜も月のことなり。夜の義にあらず。其は萬葉集に月讀之光。また天爾坐月讀壯士。また月夜見乃持有越水。などあればなり。さて其月夜の見ゆる程を夜と云は。日の照せる程を日と云るに同じ。後には比流與流といへるは。晝夜の名。大虚に懸れる日月とは異なるか如くなれど。其もとはみを同志きこと右に云るか如し。さて見は日に通ひて。かの産靈など尊稱なり。少童山祇などの美もみな同じ。借記傳に。月夜は都久用と讀へき古言の例なり。萬葉などにも志かよめればなり。都久用とあるをば。古言に見あたらずと云り。さて月夜見月讀。いづれも都久用美なるにつきて。守部説に月夜見と月讀とは。言は同事なれども。文字かはれば音の

上下異なりし故なるへしと云るは。いかかあらむ信かたし。また一書云とて。此三の御名を并書せしは。山蔭にも言れたる如く。例もなく。ことわりもいかふなり。下二の御名の上にも。おの／＼一書云とあるへきことなり。舊事紀には二の御次の素戔鳴尊の下なる一書云も同じ。

其光彩 亞日。可以配日而治。故亦送之于天。

亞日。天照大神の大御光の。天地之裏に照徹り玉ふに亞てなり。さて此段の傳の趣にて。天照大神月讀尊の光り坐ることは灼然きを。此に就て平田翁の説に。神代の神等は此二神のみならず。御體の光り坐しけるにやと思ふ由あり。其は味鋤高日子根神の天稚日子の喪を吊ひて天上に昇坐し處に。此神の容儀華艶まして二丘二谷の間に光映せること。其處の文にも歌にも見えたるを。天稚日子の父及妻子などの。天稚日子に見混へたるを思へは。天稚日子も高日子根神と同貌に光れりしなり。然らずは見混ふ又猿田毘古神の天之八衢に參迎へ玉へる貌を云る處に。上は高天原を光し。下は葦原中國を光したりと有るを思へは。此神も御身の光坐ること炳焉し。又人世となりても。神武卷に記せる井光比賣の故事。また伊勢都比古命の伊勢國を去る時に。海を光して去れる。又允恭天皇の后衣通比賣命などの事を思ふに。人世となりてたに。かくたま／＼は體の光れるも有しかは。神代の神等の御體の光り坐しけんことは。然もあるへき事也かし。猶言ば御孫命の御天降の事議り爲玉ふ處に。如螢火之光神。如

火貳カハニ光神ミツカミ。など見えたるは邪神サマシとも光少きを云るにて。此は正しき神等の光の大なるに對ひて益なすと云ひ。火貳なすと云りと聞ゆ。彌益々に。神代の神等の何れも光り坐るならむとは推量らるゝなり。然るに誰神もみな光り坐せる事の見えざるは。然る事實の因のなき故にて。高日子根神タカヒコネノカミ田毘古神タビコノカミの御體の。光坐ることの見わたるなどは。たゞく事實に由有て。傳の遺れるにそ有ける。と云れたるか如く。神等の御身の何も光坐る中に。天照大神の大御光は。太しく。其に亞きては。月讀命ツキヨミに坐しかは。此二柱の御光のことのみを。殊更に語傳たるならむ。かくて此二神の。日と月とを知りて。夜と昼とを分別給ふ事も。幽き由ある事なるべし。さて。又平田翁云。上に云るは現身の光り坐るなるを。加魂の神の海を照し。て歸來玉へるか書に見えたるを始めて。其外數ふるに暇あらす云り。○可以配日云々。かく定め玉ひしにて。月讀尊も天照大神と共に。高天原に坐坐て。今に配ひ所知看すこと灼然し。即ち今の現に大空の見放る月を掌り玉へり。月の光を月讀之光とも萬葉によめるは。此由也。故記に詔ミコトノコト月讀命ツキヨミ汝命者所レ知夜之食國ヨシノクニ矣事依賜也とある。夜之食國即月の事なり。さるを第六一書に。月讀尊者可レ以治ツラナフ滄海原ソウカイノハラ潮之八百重シホヤヒ也。とあるは異なるか如くなれど。猶同し傳也。其由はそこに云べし。さて此大神男神に坐す事は疑なれど。猶云はゞ。萬葉歌に月讀壯士。月人壯子。左佐良ササノ良ノ良ノ壯士ツチノヒコ。などよめるにて知るへし。さて此大神を祭く御社は。式に諸國に見わたり。○亦送于天。日神に以テ天柱アメノタテ舉アゲ于天上ソラノ上也。と云るに依て亦と云るなり。釋私記に先文以テ天柱アメノタテ爲シ登橋ノボリ送ツケ日神於天ニ之由明矣。送ツケ月神之時。定用ニ同橋ノ一ツ歟。製文之法具前略後常事也といへり。

次生ツギナマ蛭兒ヒルコ雖レ己ニ三歲ト脚猶不立タラズ故載レ之於天磐櫛樟船アメノイハヒノカネノフネ而順ニ風放棄ス

次生蛭兒。蛭兒のこゝに生れ玉ふこと。此正説なるへきよしは。既に上の一書之處に云わけり。○三歲脚猶不立。平田翁云。三歲は唯大路に。三歲ばかりを経たるに。委々として。脚さへに立さりしと云るなり。此はとは未歲次も定まらざるへければ。こゝに三年とあるは。疑はふと。取もふもあるへければ。上にト定時。日とありて。既に時日の定めさへあれば。年次ありし事も疑ふべきにあらず。古傳のまことに心得てあるべし。さて記傳云。年をば常に登志と云を。其數を云には。凡て三登世八登世など。登世と云。萬葉五に伊都等世とあり。登志を登世と云は。一年二年など。一二の言合さるゝによりて。志を世と轉しいふ例格なりと或人云り。さもあるへし。さて登志と云は。本穀を取收るを云名にて。田實タノコと云ことなり。○天磐櫛樟船。一書に生ナマ鳥磐櫛樟船イハヒノカネノフネ。輒レ以テ此船ヲ載リ蛭兒ヲ云々。記に次生神名鳥之石楠船神イハヒノカネノフネノカミ。亦名謂フ天鳥船アメノトリノフネ。なとあるに據るに。此は伊弉諾伊弉册尊の生坐るなり。記に神としも申せるを見れば。船を御體とせる神にそ坐けむ神にて天之尾羽根神とも申すに同じ。藤フジ樟カネとしも號けたるよしは。後に藤樟もて船を造ること始りしより。名けしものなるへし。藤川一書に未歲次尊の。杉與樟樟。此兩樹者。可レ以爲シ深實ニと宣給ひし事あり。天鳥船と云へるか本よりの名なりしなるへし。記には平田翁云。和名抄に唐韻云。楠木名也。字亦作楠。和名。藤樟。日本紀私生而七年始知矣とあり。藤樟の二字は違ねず。一字つゞ。本原久須乃岐。此は古書に石楠楠イハヒノカネとも云ひて。歳久きは生ナマをカ石イハヒに化る異しき木なれば。奇木オキキの義なるべしと云り。○順風。一書には順ニ流ニとあり。風のことば次に云ふ。

次生素戔嗚尊フキニウマツリマヌス一書云。神素戔嗚カヌスサノ此神有勇悍以安忍且常以哭泣爲行。尊。速素戔嗚尊。

素戔嗚尊。御名義。素戔は進むなり。下巻に始起烟末。生出之兒號三火闌降命ホノノリノミコトとある。須曾理と須佐理と同じ。其は其處の一書に。欲初起時。共生兒號三火酸芹命ホノノリノミコト。また一書に火炎盛時生兒火進命。又曰三火酸芹命とある。此にて酸芹は進なる事を曉るべし。斯れは素戔嗚尊と申すは。此神の御心行共。何事にも勇み進みて。自餘の諸神とは。異に御在し坐りしよしの御名なり。其御心行の事は次々に。出たるを見て知るべし。さて其進みを約めて佐備とも云り。後世に物の進み荒きを須佐夫と云るも同じ。記傳に。師說此神嘗に將玉る御心の進める勢と云れ。諸書に。此大神をしも。惡き神の如く賦成せるは。甚しき非なり。さる御名の意にはあらず。爾來云。出雲風土記。石碓。須佐能尊須佐能命。此國者雖小國。一處也故吾名者不著。木石。謂而即。置已命之御魂。而大須佐田小須佐田定給。故云。須佐。とあるも。素戔嗚尊と申すは。住名なる故に。御田を定めて。其にも御名を著玉へりし者なり。若惡しき神の意ならむ。鳴は事解は。他より云むこそはあらめ。已命の御所爲として。自就させ玉ふ可にあらざるを曉るべしと。云れたり。さる説なり。鳴は事解之男速玉之男。などの男と同じく稱辭なり。さて一書に神とあるも稱辭。速と云るは記に建速須佐之男命とあると同じ。烈しく猛く迅速き意の稱なり。記傳云。書紀一素と作れたるに依て會と唱なり。清少納言抄。子などにも。そのをさかけるは此なり。古書何も須と書き。書紀に素字もスヒツと二音に用る字なるをや。凡て假字も何も。書紀の文字用に依て。古書をあやまることあるなりと云はれたり。さて此に必心得おくへき事あり。さるはまつ。伊弉諾伊弉冊二柱神の。何不_レ生_二天下之主者_一歟。と宣給ひて。生坐る三御子の中に。日神月神は天上を所知食し。素戔嗚尊は地下を治しめす御事に成しかは。天下は無_レ主國となりしか如くおもはるれと然ら

す。もとより。此三珍子の御父母とます。伊弉諾伊弉冊二神は。天上天下海中地下の君主と坐へき御子を生まして。其生ませる御子の御身に相應はしき城を御座處と定めて封し玉へれと此に差別あり。三珍子ともに天地に亘りては坐ませとも。天照大神は旨と天上天下を知し看ま。月讀尊は旨と天上と海中とを志めし。素戔嗚尊は旨と天下と地下とを治しめすこと定まりて。此はいともく奇靈なる理ありて。未か知しめしわけ給ひける事とはなり玉ひけむ。故後に大御神の御言に。夫父母既任_二諸子_一各有_二其境_一。如何_レ棄_二置_一當_レ就_二之國_一。致_レ窺_二此處_一とあるは即此御事なり。其境とは。其特別玉へる區域につけていひ。當_レ就_二之國_一とあるは。其住坐處に附て宜ふなり。境といひ國といへる差別をよく味ひて。思ひ奉るへき事なりかし。さてまた上にも云るか如く。三柱の珍御子の生坐る傳。此本書の趣を正しとすへし。第六一書又記に。御禊の時に生坐る由あれと。其は叶はぬ事なり。いかにと云に。此後素戔嗚尊御母伊弉冊尊を慕ひ奉りて。欲_レ從_二母於根國_一只爲泣。と詔へることあるは全眞實の御母に坐々てこそは叶べけれ。さらてはうちつけに母と申し玉へるさへ如何なるに。記傳七卷に云る説はうけたし。私案。素戔嗚尊。伊弉冊尊之所生。何故欲_レ從_二母於根國_一哉。云々。昔伊弉諾伊弉冊共爲_二夫婦_一。素戔嗚尊。伊弉冊尊之所生。生猶爲_二伊弉冊之子_一。因_二其本初_一。假_レ云_レ欲_レ從_二母耳_一。其實非_レ母也。是類_レ會文也と云り。見も知り玉はぬ御母を慕ひ玉ふとて。然はかり小兒の如く泣いさち坐て。知看へき天下をさへ治給はぬやうやはあるへき。熟事情を考へて。此本書の最貴く眞の傳なることを思ふへし。倍重胤云。此に奇しき事なんある。其は二神の何不_レ生_二天下之主者_一歟と御心を疑して生奉玉へる故に。日神は天上しらしめす皇太神に渡

らせ玉へとも。記御天降段に。天照大御神之命以。豊葦原之水穂國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也。と有て。皇太神の所知看す大御國の如くなるは。二神の生奉玉へる時の。所謂に依る事なり。若て其天忍穗耳尊は。素戔嗚尊にも御子に坐す故に。實劍出現章一書に。素戔嗚尊曰韓擲之島是有金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者。未是佳也。と有にて知へし。然れとも鈴屋大人も云れたるが如く。皇太神は御父の如く。素戔嗚尊は御母の如く坐故に。此にては皇太神の全御子也。又此時生坐る三女神は。素戔嗚尊は御父の如く。皇太神は御母の如く坐故に。全は素戔嗚尊の御子なり。斯るに其神大國主神と御夫婦と成て。國土經營の御功を以て。御父素戔嗚大神の神業を。受繼玉へるか。天照太神の珍御子皇御孫尊の天降り坐時に。天神の御命以て。皇御孫尊には顯露事。大國主神には幽冥事を。令知玉ひて。此天下を令有玉へるか。何れも日神と素戔嗚尊と。二柱に互るを以て。此に見えたる二神の御言の。其幸違はざるを知へし。此を以ても。二神の相生坐る御子等に坐事灼し。借此大神の尊く高き御功積坐る。其委しき事は。實劍出現章に就て説明らむへきか。日神と御誓の御間に。珍子を生成し玉へれば。皇御孫尊の大御祖神と坐し。又國土經營の御事業を。大國主神に事依し玉へるか。其大神亦天神の御命を奉て。神事を所知玉へれば。此天下國土の事に就ては。顯露事幽冥事。共に此大神の御子孫にして。所知看す御事なれば。御父母二神の可_三以治_三天下_一也と。勅任し玉へる御旨に少違ふ事なしと云れたる。皆然る説共也。○勇悍以安忍。重胤云。勇は氣進也悍

は猛にて。此尊の神性の然るなり。安忍。釋秘訓に伊夫利爾と訓り。名義抄に逸字を伊夫利爾と見ゆ。武尊云。字義集も。逸イフリニ。又ス。此は氣吹と云に同じく。正しく言に出て云すして。氣吹か如き狀を爲て憤るを云り。口訣に安忍憤也とあり。倭姫命世記に載る伊勢風土記に。惡神伊不加理氏云々と有る語あるも。憤と云に近きなり。名義抄に。訝字を伊夫加留と訓るを思ふに。其憤る事の。何に依れるとも知られざるを云と聞えたり。通説。俗稱。剛愎者。爲伊夫利。故遺火曰。蚊伊夫志。火體而不能。然曰。伊夫留。訝字訓。伊夫加留。高麗體字訓。伊夫加之。訓。伊夫世之。倭姫命。山皇は舞セメキリノイフセサニ。留同義也。と云るも然る言なり。武尊云。宗祇法。師か兒教訓と云ものに。人にはすわていふりして。と云り。されと安忍を。憤る意に訓るは叶はず。此は勇悍く憤り坐る御行に因て。人民の殘害はる方より。此尊の御惡行の如く書るなるへし。○哭泣爲行。一書に啼泣悲恨。記に泣伊佐知伎とあり。記傳云。神功卷に血泣。欽明卷に大息涕泣などもあり。此言此外には古書に定かに見えたることなしと云り。爲行は常の所作と成れるを云り。さて記云。速須佐之男命不知_三所命之國_一而。八拳須至_三于_三心前_一。啼伊佐知伎。其泣狀者云々。とあると。此に哭泣爲行とあると合せ考るに。御母伊弉册尊の神退玉ひし後の事をらてはかなはず。第六一書又記には。御母の國を慕ひて哭給ふとあれば。よく通えたるを。此にはさることなければ。哭玉ふよしなくといかす也。又頼に小兒の如く然泣哭玉ふとあるに。勇悍安忍坐事さらに由なし。勇悍坐ます御性に坐ながら。なごさばかり女々しくは哭泣玉へるにか。古語拾遺には勇悍云々の文。なしそれも一の傳なり。一方に就ていはく。勇悍云々の文を存して。哭泣云々の文をは省きて見るへし。さて次の國內人民云々は。勇悍の御態に據れるものとすへし。

故令國內人民多以夭折復使青山變枯

人民。ヒトクサと訓る由は下に云。夭折は明應本にシナシメと訓る宜し。重胤云。夭折は第二一書に國民多死と見え。拾遺に。令人民夭折とある。其意を得て説へきなり。釋秘訓に。阿加良佐麻爾須止可レ讀之。志那志牟之點不可レ説とあるを以考るに。アカラサマニシナシムと訓たるを。御讀に憚る故に今の如くは訓るなるべし。アカラサマと云例は。神武紀備忽之間出ニ其不意則破レ之。景行紀に。何罪今不意之間候ニ亡我子ニと續きたる意を見るに。其不意く忽なる意也。雄略紀に噴猪自ニ草中ニ暴出トも。取急歸レ家トも。取假歸レ國トも見え。又皇極紀に。急字を然訓るをも考ふべし。名義抄に。備字を。又アカラサマ。又スミヤカニ。又レハラク。又トシと訓み。快意をアカラシマニと訓し。又白地をも。聖をも同く訓たり。光仁紀に。安加良佐須知事久と有を。鈴屋大人解に。此は思ひ掛す。俄なる事なり。中書の物語書などに。あからさまに露出など有も。本國に少か物すること也。備忽時目を離た此事を。アカラメモセスと云も。俄に忽と少か。他へ目を移すを。アカラメスと云なり。此にアカラメサスとあるも。爲と云に同じ。目を指すは。物を見送る事なり。然れば此言は。物を目を替て守居る程。俄に忽と他へ目を移す如くと云こと也。と云り。さてしか國民の多に殘害る故は。素戔嗚尊に本より然る御心は御在し坐すながら。其勇悍く憤りに坐す御勢ひに壓れて。立處に人民の亡失る事も有けりとなり。さるは天下之主者を生むとて。生玉へる神に坐ませは。海山人民共に其御行に因て。善くも悪くも成行へき理そ有けらし。かゝる事は人智を以ては料りかたき事也かし。記傳云。記は人民を害ひ給ふことを云ぬは。山海河までを云へは。人民を始め。萬物を傷害給ふとは自らもれる

○青山變枯。青山は木草の茂りて。青々と見ゆる山を云。枯山は木草の葉の枯凋みて。冬枯の

頭の山の如くに成しなり。さて冬枯は春に至れば。また萌出て本の如く葉の繁れるを。今は木草の枯果て。さながら植る山となりしなり。さて枯を過長といふは。記紀に枯名。重胤云。第二一書に。國民多死。青山爲レ枯。古事記には青山如レ枯山ニ泣枯。河海者悉泣乾。是以惡神之音。如レ狹蠅一皆滿。萬物之妖悉發とあるは。殊に委しき者也。龜卜祭文に。青山成レ枯。枯山成レ青ともあり。又皇極紀に。鞍作得志以レ虎爲レ友云々。或使下枯山變爲ニ青山。黃地變爲ニ白水とある。此は幻術なれば。右の例に引へからずと雖も同じ類也。青山を枯山にすとは。今迄青々と茂りたる山を冬枯の如く。成す事なり。記に故科ニ曙立王ニ令ニ字氣比白ニ云々又在ニ甜白櫛之前ニ葉廣熊白櫛令ニ字氣比枯ニ亦令ニ字氣比生ニとありて。活しも枯しも爲る如くに。其泣玉ふと共に。青山の枯山と忽に變れるなり。と云り。

故其父母二神 勅素戔嗚尊汝甚無道不可以君臨宇宙固當遠適之於根國矣遂逐之

父母二神。本に父母をカソイロハと訓たれど。古言にあらす。知々波々を訓へし。さて重胤云。予先には此時の御事は。伊弉諾尊一柱にて。物爲させ玉へりし御詔に在を。故其父母二神と有は。誤なるへく思ひて。強ちに心を用ひさりしかと。よく思へは中々なる鹿事也けり。已に如此事依し御在し坐ける上にて。此天下を所知看すに御心おはしませすは。根國に罷坐へき由を。詔言たせ玉ふへき御事

にて。其は二柱神共に關係らせ玉ふへき。本より然る理なるものそかし。然るに其逐れて出坐へき。素戔鳴尊は出坐すして。却りて其御母神の先に已に入坐りしかは。頻りに戀奉らせ玉ふ御心なん。彌勝らせ御坐々ければ。彌此天下を所知看むなごは。所思し係させ玉はさりける者也と云れたり。さる言也。○無道。此語は紀中無狀無端無頼。また古點文選に無益無爲。また遊仙窟に無情などをすへて。阿遲支那志と訓せたるは。たゞ大方にあてたる訓にて。儘かに適へるは一つもなし。或説に。此阿遲支那志の阿遲は。味に同じく。其味と云言は。此と差定めて寤としたる事はなきものから。然もその裏に物ありけなるを云言なり。然るを阿遲波布と活用する時は。其裏にあるものを。寤と取止めんとする程の意となるなり。されは俗言にも。物の裏にもありけなるを。あちのあるなといひ。又何となく底に物ありけなる心を。あちな心地がすると云る皆是也。斯て阿遲支の支は。氣の轉りたるにて。其氣は氣息。またものゝ怪。異き業などすへて手にも取難く目にも見止かたくして。怪しきを云言也と云れたるさる言なり。されは。俗の物の奥床しからぬを。熱味のなきなと云に同じく。尤め玉へる語なり。○不可以君臨宇宙。先に可_三以君_三臨宇宙_一などの語なきに。此文の不意く有べくも非るに似たれと然らず。己に二神の何不_三生_三天下之主者_一歟と宜て。珍御子等を生坐れば。故に御依はなくとも。天下知看_三大神と定まり坐_三ることは自ら明らかなり。第二一書なるも然り。汝治_三此國_一必多_三所_三憂傷_一とあるも。素より此國下_一也と。○根國。私記曰根國謂_三黃泉_一也とあり。記傳云。根とは下つ底に有る故に云。草木の根底津根之あり。

國とも。祝詞に根國底之國ともありと云り。重胤云。其下つ底に在る根は。いかにしてか有らむと思ふに。大地は圓體にして四方上下有る事無きが。地心を底津石根と云て巖石を以て圍み。外表は海水と國土とにして。人民此に因て住し。萬物此に於て生る處なる故に。鎮火祭詞には。此を上津國と云り。されは。地上にある者の上より。根とし底とする所は。其底津石根に在る地心より。外にはあるべからすと云り。記に根之堅洲國とあり。堅洲は借字にて傍國也。加多須の濱は志と通言なり。以て其志は堅を多々志。横を與古志と云へる志にて。附云辭なり。さて根國を傍國と云よしは。地の下つ底邊に偏よれるを以て名けたる也。借此根國即黃泉國を夜之食國と一なりとて。月のこととせざるは。蓋しきみたり言なり。猶黃泉國の事は次に云り。○遠適之は。本にイ子と訓る行ね也。重胤云。行字なから由久と云は歸の對にて。我方を本と爲たる也。伊奴と云は此を去るに云言にて。彼方を主と爲たるなり。此は素戔鳴尊此國に歸らせ給ふことを。期らせ玉はされは。伊奴にて尤に當れりと云り。さて適之の之字。此記又記には。助辭に多く置て用ひたり。下なる段の一書に。到_三之於天上_一とある之字も同じ。山嶽に論れたるは。○遂逐之。記に神夜良比爾夜良比賜也。一書に以神逐之理逐之とあり。神とは凡て神の御上の事に多く附云詞。夜良布はもと夜流を形容したる言なり。されと用意聊異なるに似て。此に逐と書れたるは其義を取れるなり。

一書曰。伊弉諾尊曰。吾欲_三生_三御宙之珍子_一。乃以_三左手_一持_三白銅鏡_一。則有_三化出之神_一。是謂_三大日靈尊_一。右手持_三白銅鏡_一。則有_三化出之神_一。是謂_三月弓尊_一。

御宙。舊事紀に御寓。纂疏本に御寓宙とあり。字書に寓同字とあり。○珍子記云貴子とあり。玉置也。大庭祭詞に。皇我宇都の御子とあり。なほ例萬葉六に天皇朕宇頭乃御手以云々。又諸祝詞に。宇頭乃幣帛などもあり。○白銅鏡。名義眞澄鏡なり。萬葉集に。眞十見鏡また清鏡。出雲國造神壽詞に麻蘇比鏡などある皆同じ。後の歌よはますか。鏡は影見の義なりと云る説さもあるへし。備白銅字を用られしは。通鑑に稱紀曰。以白銅所鑄之鏡。續博物志曰。古無純銅作之鏡者。皆以錫雜之本草曰。白銅出雲南と見ゆ。されど此時はさるものにて。造れる鏡あるへくもあらず。神の御應に自然ら成れる物鏡なるべければ。料の金などかにかくにはかり知べからず。さてはしめて鏡を造りしは。石窟月の時なり。なほそまに委く云ふ。

○化出之神。重胤云。化生之神とあるなどは。生坐と云に同じくして。事は輕き方なるを。化出と云時は出字大に力あり。其鏡を持せる御手より。成出玉へりと云義也。

又廻首顧眄之間。則有化出之神。是謂素戔嗚尊。即大日靈尊及月弓尊。並是質性明麗。故使照臨天地。素戔嗚尊是性好殘害。故令下治根國。珍此云于圖。顧眄之間此云美屢摩沙可利爾。

廻首。重胤云。日神月神の化出玉ふ時には。左右の方に正しく向はせ玉へと。今度は後方を顧させ玉ふ故に。廻首し玉ふ也。○顧眄の間は。谷川氏は見聞を思ふに見眼疎の義なるべし。眼を顧と云は。眼見。眼之子など例多し。見る眼の遠疎る也。名義抄に顧も眄もカヘリミルとよむ字なるを。眄にマハル。又ヨコメなどあるにて。

其意明らかし。又流眄をナカシメともあり。○化出之神。本に出之二字なし。山蔭云。上の例の如く化下に出之二字あるべし。舊事紀には此二字ある也と云り。故今補へり。一本には化出神とあり。但し之字なきは脱したる也。○右三神の生坐る傳趣は。記又一書に。洗左眼。因以生神號曰天照大神。復洗右眼。因以生神號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊。とある傳の聊異れるにやと思へど。さには非ず。かの傳ともは。伊弉諾尊黃泉國の穢惡を祓除給はむとて。御禮し給ふ時の事也。今は始に吾欲生御宙之珍子とありて。本書の傳の聊異れるにて。但し以左手云々。右手云々と云るは。洗左眼云々。洗右眼云々とある傳の異なるもの成れるにもあるべし。洗をほ此傳にては。伊弉諾伊弉冊尊共に化生坐るよしなり。始伊弉諾尊曰。そのみあるは。眄さて云るもの也。○性好殘害。性を永正本明應本。カムサカを訓り從ふべし。瑞珠盟約章神性とあり。此神は勇悍く坐ますより。自ら荒き方にも通ひて見え玉へれども。殊更に殘害らせ玉ふ神には坐々ぬを。性好殘害。また次一書に神性惡なと書るは甚いかとなり。此なる好字殊に快からず。人民天折青山變枯。なとあるは。此神の御行より然成り來しものにて。故に然爲玉ひしには非ざるなり。なほ此神の御性は。石窟段に委く云を見るべし。

一書曰。日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲。脚尙不立。初伊弉諾伊弉冊尊。巡柱之時。陰神先發言。既違陰陽之理。所以今生蛭兒。次生素戔嗚尊。此神性惡。常好哭。恚國民多死。青山爲枯。故其父

母勅曰。假使汝治此國。必多所殘傷。故汝可以馭極遠之根國。次生鳥磐櫂樟船。輒以此船載蛭兒順流放棄。

日月既生。こは日神月神なるを。たゞに日月とのみ記されたるは。本書に。海神川神山神とあるへきを。海川山と書れたると同じ。新撰鳥相記に。伊佐諸命記。定日月國主とある。よ。まことの日月を指して云るに非ざる事明らかなり。○初伊弉諾伊弉冊尊巡柱之時云々。此は甚々心得ず。其は巡柱らす時の事に宵からせ玉ふならは。此より前に幾柱も生坐る御子に稟へきを。此時に至て其應有は如何なる事也と云へり。○發言。本に發言言とあり。永享本に。喜字なきに従ひて削れり。許登阿宜と訓べし。言舉とは身騾の段に興言とあり。平田翁云紀中揚言又稱之など見え。記萬葉に言舉。また萬葉上事上辭。事なともあり。萬葉十八に許登安氣世受杵毛と有り。師云許登は言か又事の意にもあるべし。阿宜は論などの阿宜にて。事のさま有へき狀を。云々と舉て言立るを。言舉と云なりとあり。○陰陽之理とは。女の男に後れ従ふべき理なること已に云りき。○順流とは。俗言に流したいにと云か如し。○哭悲。守部云布豆久牟は裏に心悲を含みて。頰をふくらすなり。含頰の約れるにやあらんと云り。物部氏の人名。物部連と云るあるも同義なるべし。○假使。本にタトヒと訓。新撰字鏡に。儒設也若也偶也太止比又介太志とあり。これを以太止比と云ふ意を知へし。モシケタシなどの意なり。今云とところは聊か異なり。○鳥磐櫂樟船。記傳云。鳥とは行事の疾きを象りて云と口訣には云ひ。師は水鳥の浮べるさまによそへて

云と云れき。此は何かよけむ。書紀に天鳩船と云あり。又其の釋に播磨國風土記を引て云るは。仁徳天皇の御世に。いと大なる楠ありしを。伐て船に造りしに。其船飛か如く迅りし故に。速鳥と號つとあり。是らに依は。口訣の意なるへま。又萬葉十六に。與鳥鳴云船之。から書にも幾あるを思へば師説も捨かたしとあり。

次生火神軻遇突智。時伊弉冊尊爲軻遇突智所焦而終矣

次生以下。諸本みな上の一書に書つゝけたるを。應永本永享本には。本文となし大字になせり。此は必かくあるべきなり。さるは此四神出生章は。二神の現世界を立玉ふ方より。其大君主とますべき神等を。生坐るを主と立る傳なるか故に。第一第二一書もまた。此四神の御上の異傳を出せり。然るに本文にはあらぬ。火神以下の事より延て伊弉冊尊の崩御坐る事を。此本書の下に擧るはよしなし。且伊弉冊尊の崩御の御事は。いと重き事なるを。傍の如く一書の下に附て云へきにあらざ。必別に本文を立べき事とこそおもはるれ。右等の事ともを。思亘して考ふれば。右の二本は。其正を得たるものなるへけれど。今みたり改めず。姑本のまゝに従てはあるなり。猶あまたの本ともを見集めて。定むべきものなりかし。○火神は火を掌めす神なり。なほ次に云。火といふ義は天日の日と同言なり。もとより同物なれはなり。されど天日は。宇宙に光を放つを主とし○軻遇突智。御名義。記傳云。迦具は赫と云意。そは迦々迦藝迦具迦宜とも活

て。同言なりと云り。突智は野槌の槌に同じ。記云。火之夜藝速男神。亦名謂火之炫毘古神。亦名火之迦具土神。とあり。式に祀伊國名草郡香郡知神社とあり。本國神名類聚四位上香郡知神とある是也。又記傳五に。神名式丹波國桑田郡阿多古神社也。此神を祭と云り。三代實錄貞觀六年五月從五位下とあり。 ○所
 焦而終。終を加牟佐理坐と訓むは。一書に神退。また神退去。記に神避坐と作る字義なり。神といふ言は
 凡て神の御上事に附云言なり。迦牟阿賀理と云も同じ。記云因生此子。美蕃登見疾而病臥云々。因
 生火神。遂神避坐也とあり。さて天神の未生坐ざりし以前より。火と云ものは。素より有けむを。此
 に至りて。火神を生坐る事は。天地の初より。日月已に在て。日神月神は後に成坐て。主宰玉ふと同
 し心なるものから。此神を生玉ひて。被炙玉へるをおもへは。御體は火炎を放ちて生坐しなるべし。
 火産靈とも申し奉れるも。然る由にそ坐しけらし。日神月神の御體の光華ありて。世を御照し玉ふなども。是におな
 し。惟産靈神の御體に。食物を食持たまへるなども此と同じきか。
 さて祝詞に。火乎生給氏とあるは。日月既生など云ると。同じ言狀なり。さて此時伊弉册尊。神退坐
 しかは。假に殞斃之處に。姑く御屍を收置玉へるなり。第五一書に。轉於伊國熊野之有馬村とあり。即其殞斃之處を。指て云なるべし。かよりしか
 とも。後には再び蘇り玉ひて。其處にて伊弉册尊に見奉り玉ひ。借後遂に其現御身ながら。黃泉國に
 往坐りけり。此等の事共。第九一書に。委く
 云へる事とも合せ考ふべし。

其且終之間臥生土神埴山姫。及水神罔象女。

其且終之間。鎮火祭祝詞には。黃泉津平坂まで往坐るか。又立還り坐て生坐るにて。此とは傳の異な

るなり。されど火を鎮めむと。おもほし凝らして生玉へる意は。同じきなり。○臥生。記云美蕃登見
 疾而病臥在云々於尿成神。一書にも。大便。 ○土神。土を掌しめす神なり。さて此土も。大地の地に同
 じけれど。體用の差別あり。次に云。○埴山姫。重胤云。土神は大地の全體の地神には非ず。御名に
 埴山姫と負せる。埴を名義抄に。波邇とも邇波とも訓る。武烈云。字を以思ふに。生土と云事也。然れば
 山野田箇共に物の生る土は更なり。又器に製造る埴は。此神の司らし玉ふ事にて。此體用殊に明らか
 し。次に河邊突智雲。埴山姫。生。産靈と有を以て。此神を唯
 物に製る埴の神と耳。云める既の非なる事を曉るへくなんとあるに付て思ふに。此神はよく物の生る土地を。
 掌り玉ふ神にはませと。和名抄に釋名云土黃而細密曰埴。和名波爾。字鏡に埴粘土也波爾。萬葉集に
 も。多く黃土と作るなどを見れば。後にはかの器造る。粘土の名となりしならむ。さるからに。此神を其
 と云る既も。起れるなり。龜相記に埴山産埴山姫。掌。土器。神。今産出とあるも此類なり。さて初生玉へる時の本原を推
 究むれば。火を鎮め玉はむ爲のみの神なれども。其成坐る上にては。かくすべの上の玉へる事作神にも例あり。此本末思
 ひ誤る可らず。さて古昔は。物の生ふる地は。多くは山なりけるより。埴山とは名けしなるへし。
 山はもと備生の説にて。草木の備生
 に産殖れるより。出たる名なり。此御名。一書に埴安神とあり。記には波邇夜須毘古神。次波邇夜須毘賣神
 と二神なり。記傳云。埴夜須は埴粘なり。字鏡に埴謂作泥物也。禰也須とあり。埴ふみ向書馬買に。既
 古別に備延とあり。史記も同じ。説文に埴は粘土也とあり。書紀神武卷巳未。秋九月潛取天香山之埴土。以造八十平賀。野
 自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故號取土之處。曰埴安。ふ意なり。是にて心得べしと云り。式に大和
 國十市郡畝尾座健土安神社。平田翁云。土神。記には二神なり。されど此記一書とも。いつれも生土神

埴山姫と云て一神とし。第六一書にも。土神號埴安神と云て。一神とせり。又神名式にも。土神の社は。比賣神のみあれども。比古神の社としては一もあることなし。武都云。式阿波國美馬郡波爾移案に波連夜須毘古神と云名は。孝元天皇の御子。建波連夜須毘古命の名を傳誤れるにそ有べき。舊事紀に。大便化爲神名曰埴安彦埴安姫とあり。此は古事記によりて書るなるべし。と云れたり。なほ考べし。○水神。水を掌し看す神なり。借水は素より國土の中に藏籠りてあるを。今水神の成坐るは。其を判ちて世上の用となし。人民に幸ひ玉ふ神にて。此又體用の差別ある也。○罔象女。記云於尿成神名彌都波能賣神と有り。一書にも。小便に成坐る神とあり。名義。美都波は水なり。水は山川海陸共に含有る物なるか。水神は其用を成す水に就て。其端を生玉ふ神なり。名義は水走にて。水を涌出走らまむる義也。萬葉歌に。垂水の水の走しけやし。と云かけたるにて。水に走と云事あるを知へし水の涌出る端は。地下にまれ。石間にまれ。走り出る勢あるものなれば。其涌出るさまを走とは云也。神功紀に水葉稚之とある水葉も同じ。借今世の人は。大概美豆と濁りて云へとも。古は清濁二方に云へりしなり。信友云。伊勢日記に。なごかみつとたにのたまはぬ。といひければ。唯みつとのみそいひたりける。それより此女をみつとそつれたりける云々。夏の日のもゆる思ひのわひしさに。水こひ鳥のぬをのみそなく云々。水こひ鳥は。色葉字類抄。鶉ミツコヒトリと訓り云々。然ればみつこひ鳥ハ班鳩の一名なる事明なり。さて此水乞鳥は。水を清みてみつこひ鳥と訓へし。そはかの伊勢を。みつと稱へるによりて。みつ戀鳥とい

ひかけ玉へる物なり。さて水をみつと清みてよむへき證は。記に彌都波能賣神。神代卷に。罔象此云美都波とあり。また神武卷注にも。罔象此云彌菟破廼迷一などあるは。水神の御名にて。彌都彌菟と書るは。決めて水の義なるへきに。然清音字を用られたり。肥後熊本木原縣臣云。此のれか國なる。水鳥は萬葉集にみえたる鳥也。其鳥を鳥人はさらにて。其海邊わたりの土人も。なへて彌都島と清みて唱へり。其外國内にも。他の筑紫の國々にも。水を清みていふ處ありと云へり。○武都云。平田翁説に。今も常陸下總などには。清て云鳥多し。然れば今も二方云也と云り。又後撰集にみえたる。檜垣姫か歌に。みつはくもまてなりけるかなとよめる。みつはは三勾の義なるへきを。其二を水に云ひかけたるにて。此も肥後にてよめる歌なり其後の歌どもにもはら同じ例によめり。と通ゆるか多きなと思ひ合すべしと云り。さて隱岐國周吉郡に。水祖神社あり。此も水神に坐こと決し。その水祖草祖土祖など。申す例をおもふへし。と云り。罔象の字は。史記に水之怪罔象。白澤圖に。水之精名罔象。などあるに採れるなり。倭名抄に罔象をミツハと訓し。水神也と注せり。山經云。此罔象また海神を少童と書れたるなど。漢籍なる名をとり用られたる。心よからぬ書さまなり。漢國にはかやうの神等を経んして。卑しき物のこと思ふならひなるに。其名をとりて書ては。自ら神を輕しむる心になるわさそかし。又この罔象の訓注は。ことにあるを。神武御卷にも又あるは。重なりと云へり。式阿波國美馬郡彌都波能賣神社。○かく御病し給ふ折しも。生坐る土神水神の。火神の御荒ひを鎮む料と自ら成れるも。御母尊の火の災を。いみじきものにおもほせりしかは。自然御魂の凝りて。かく土神水神は生れ坐りけむ。さるを鎮火祭詞に。吾名妖命能。所知食上津國爾。心惡子乎。生置氏來奴止宣氏。返坐氏。更生子。水神兜。川榮埴山姫。四種物乎生給氏。此能心惡子乃。心荒比曾波。水神兜。埴山姫川榮乎持氏。鎮奉禮止。事故悟給支。此謂國の邊にては。伊井兼尊現身ながら。既に與美津枝坂まで。至ませるか。云々の事思ひ出て。返坐とあれば。水神土神等を生坐るは。此紀また記に。御病の間に生坐るとあるとは異なり。此を巖坐

て後。御魂の上の事と。見る説は非事なり。さるは。崩坐して。其御魂の
住坐るむらむには。其返坐して生坐る御子の。現身にて御在すへからず。とある文によれば。土神水神は。火神の御荒
ひ坐む時。其を鎮め奉らむ料にと。故に生給ふと云る。傳の趣なり。されど此紀。又記の傳にては。志か
豫め。夫々の神を生給はむとまでは。所思しかげざりしを。不意御病志給ふ時しも。土神水神其外の神
等も。生坐ることく聞えたり。互に異なる傳也。又此一書は。記又第四一書に據る
に金山産金山姫二神を脱せり。

即軻遇突智娶^{ミテヒテ}埴山姫^ニ。生^ム稚産靈^{ムスヒ}。此神頭上^ノ生^{ナリ}蠶與桑^ト。臍中生^ハ五穀^ニ。五穀^ノ罔象此云^ニ美都波^ニ。

娶埴山姫。火神は男神。土神は女神にて。選合坐るなり。これにても土神は一神なりと云る傳の方正しきをしるへ
し。平田翁云。伊弉册尊の交接の道を始め給ひて後。男
女御合坐るはこれ始なり。さて火神と土神と。同母兄弟に坐すを。御合せること此より前にかゝる事のみなきは。更にもいはず。人世
なりても。曾てなき例にて是御魂神の堅く禁め給ふこと見ゆるを。此御合のみは。御魂神の許し給へるにて。極めて深き由ある
事とそれともほるも云るは。人の世の定めを以て。神の御上を論ひ奉るにて。蓋しき推量言也。なほいはば火神土神は。共に伊弉册尊に
は御子に坐せども。土神水神は伊弉册尊に給きて。成玉ふ御子には坐さず。彼の同母兄弟の例とも異なるにあらすや。かにかくに此
たりの神等の御上の事は。人言。○稚産靈。記に和久産巢日とあるに依て訓へし。稚を古言に和。名義。産靈は物を
を以て料知へき事にはあらす。○稚産靈。記に和久産巢日とあるに依て訓へし。久と言ふ多し。名義。産靈は物を
生し出る御靈をいふ。さるは記に。次於尿成神名彌都波能賣神。次和久産巢日神。此神之子謂^ニ豊字
氣毘賣神^トとありて。豊字氣毘賣神の御親に坐と合せて思ふに。既に土と水との神等成坐て。又糞尿も土
を助け成す物
なればなり。次に穀物の成べき産靈の神也。さて豊字氣毘賣神。其御魂を受つさまし
てはは大きに産靈給ふこと下一書に云。御名義。平田翁云。稚としも申
す故は。御子豊字氣毘賣神に至りて。穀物は成出たるを。此神は其産靈の御魂を持玉へるのみにて。

未成し玉はさりしかは。豊字氣毘賣神の神徳の。廣く大なるに對へて。御親なれども。稚とは申なる
べしと云り。されど此の説よからず。此神は一書に生^ム稚産靈^{ムスヒ}。此神頭上^ノ生^{ナリ}蠶與桑^ト。臍中生^ハ五穀^ニ。と
あれは。産靈の御魂を持玉へるのみとは申かたし。既に其始を成し
玉へればなり かつ既に高皇産靈尊神皇産靈尊の下
に注したるか如く。其産靈と申すには。必其行事を申す事にて。火を所知看す神を火産靈。魂を鎮め
給ふ神を魂留産靈。など申す如く。唯に大に對へて稚と稱へ申すと云ては。何事を掌り玉ふ産靈とも
通えず。高皇産靈神皇産靈尊の。天地間の総てを知ろしめす。産靈の御名の義にも違へり。ここに或
人説に。稚は借字にて。美稱にあらす。字氣又字詞と通ひて。和詞和久字
氣字詞通音 食産靈なるべしと云り。まこ
とにさることなり。此説にて此産靈の御行事も。御名義もよく通えたり。又平田翁云。古事記に此神を。
伊弉册尊の御尿に罔象女神の成坐る次に。成坐るとあるは誤れる傳なり。さるは上に云る如く。神
代紀に記されたる三の傳と。鎮火祭詞なる傳と。すべて四の傳共に。伊弉册尊の此神を生坐る事なく。
殊に鎮火祭詞によりて考るに。水神土神を生坐る事は。火神の荒ひを鎮めむ料に。生坐るなれば。稚
産靈神の生坐まじき理なるを。火神土神の御子といふ傳は。此神の産靈の理に叶ひて。幽き謂ある傳
なればなりとあり。此説然るべきが如くなれど。さるは上にも云る如く土と火とは。穀物の成へき基なるを。其御子に
稚産靈神。又其御子に豊字氣毘賣神の成坐るを思ふに。決めて由縁あ
るへけれ。熟考るに。鎮火祭詞に據る時は。此一書の傳は叶はず。さるは伊弉册尊崩御ましければ。伊弉諾
尊。其御子軻遇突智を斬り玉ふ。扱其より女神を慕ひて。殞歎之處に到坐しかは。女神甦玉ひて。再

ひ見えたまひけり。然れども男神を恥恨みます事ありて。此般は黄泉國に入ませり。其入坐むとする時に。埴山姫を生玉へること。鎮火祭詞にみわたり。されは軻遇突智神の斬られ玉ひしよりは。最々後に生れ玉へる埴山姫に。嬰玉へることあるべくもあらず。若しくは軻遇突智神の御靈と。力を合せて坐給ふことなどのあるを。かく云傳へたるにやあらむ。稚産靈神は伊弉册尊の尿に生玉ひし御子なりとせる。記の傳やなほ正しかるべき。さて神名式に。大和國城上郡卷向坐若御魂神社。大月次相とあるは此神に坐り。○生蠶與桑。蠶和名抄に説文蠶虫吐絲者也。和名賀比古。桑は和名抄に和名蠶所食也とあり。名義蠶葉なりと。或人云り。五穀は下の一書に見えたる。稻麥豆粟稗を云か。穀は種津物なりと云る説さもあるべし。天雷紀に。稻種をナシ子とよめり。倍此事は。平田翁も云れたる如く。豊宇氣毘賣神の事實の御親子の間にて。混亂つる物なるべし。なほ下の一書に云る。ことども考合すべし

一書曰。伊弉册尊生火産靈時。爲子所焦而神退矣。亦云神避矣。其且神避之時。則生水神罔象女。及土神埴山姫。又生天吉葛。天吉葛此云阿摩能與佐圖羅。一云與曾豆羅。

火産靈。火を産靈成し給ふ御名の意なり。

能傳に火をホヒ云は水をホヒ云と同格にて。下に言を擧ぐる時。大影火中とあるか如く。下に産靈と云ふ重き語あるか故に。上の言の轉れる也。故本能と

云はす。同じく上の言は轉れるなから。烟、火氣と云時は。火之旁。火之氣の意にて。下なる其物に就たる用を云るな。此御名に依て。之の辭を狹む例也。さて此神はしも。殊に産靈と申せるにても。其功太く坐す御事をは知へきなりと云り。此御名に依て接ふに。たゞに火を主宰り玉ふのみには坐さず。此神天日の光を迎へ。大地の高物に含みたる火を起して。御身にも分持し。弘く世間に幸ひ玉ふ。其御靈を稱へまつりし御名なるべし。神名式。伊豆國田方郡火牟須比命神社。○亦云神避矣。山蔭云。これは一本にかく有しを。後人の注せるなるへしと云り。決く衍なり。舊事紀には此五字なし。○天吉葛。釋私記に。此當神名と云るはさる言なり。必神なるへきを。例の省けるなり。吉葛は名義は匏葛なり。匏の一名ヨサとも云り。萬葉七青角髮依網。原とよめるも。冠字考の説の如く。青眞葛匏と云る云かけなり。されは吉葛は匏瓜を稱へて御名に負玉へるなり。彌眞葛にて。匏瓜を稱へて。御名に負玉へるは。荒火を防ぎ給ふを以てなり。鎮火祭詞に。更生子。水神。匏。川菜。埴山姫。四種物乎生給。とある匏即此吉葛なり。此文に依るに。眞に匏を生給ふか如くなれと然らず。水神また埴山姫をも。四種物と云るは。其物にはあらて神なればな。匏は。和名抄に杓比佐古。唐韻云。斟水器也。瓢名奈利比佐古。瓠也。匏也。匏可爲飲器一者也とあり。平田翁云。上代に此を水を汲む器と。定めたるは。此の故事より起れる事也。世に竹をまけ木に穴をくりあけなとして。水を汲むに用。おる器を。比佐古と云は。たゞ誤れる名の殘れるなり。倍此物は。いと軽くして。水に沈むことなく。彼仲哀登なる眞木茂納。匏云。又水に着て腐る事なく。水を汲むに最上器なるは。此大神の生賦給へる。此神の性にそ有けると云り。水を汲むのみにあらず。いと大なるは。火桶となして。さて鎮火祭祝詞によるに。こゝに川菜を生給ふことを脱志しなるへしなり。此も神。川菜は。和名抄に水苔一名河苔和

名加波奈古今集にかはなくさど云ふもこのもの也。さて此物は。凡て水に生る草どもの祖なり。平田翁云。人の過て火に焼れたる時など。狐に水を汲て。其傷處を洗へは。速に痛みを去るなどの事は。まゝ爲る事なるを。生なる川菜の汁をもみ取て。火傷處に沃きかくれば。痛みを去る事。予も志はく見たる驗あり。此に就てをほ思ふに。種々の物に。各々某々の能ありて。病を直すをはしめ。互に相制ち相助けて。功を爲すことは。都て神のしか種々に性を賦けおき給へるに依てなり。其は物ことに。其傳こそ無けれ。此なる傳又伊邪那岐大神の。桃に勅給へる御言に。如し助我云々。青人草之落苦瀨而苦徳時可助。と詔へるまにまに。桃の惡鬼を避る功ある事などを。思ひ合せて准へて悟るへしと云り。○一云與會豆羅。永享本に此六字なし。

一書曰。伊弉册尊生火神軻遇突智之時。悶熱懊惱。因爲吐。此化爲神名曰金山彦。

生火神云々。本に生字上且字あり。永享本になし。必衍字也削るへし。○悶熱。言義未詳ならず。文字に依て義を知へし。悶字名義抄にウレフとも。心纂疏に悶熱者火氣之傷也とあれど。悶熱と書たる字に就ての説なれば信かたし。繼體紀に。惋痛。三代實錄に。思保之熱可比憂歎御坐云々。字鏡集に喝痛同。焯同。アツシレ。アツカフ。又焯アフル。アツシ。アツカフなど見えたり。○吐。記に多具理と

作り。記傳に。言義は髪を揚るを。萬葉に多氣はぬれ多香根は長き妹か髪。また小放に髪多久までになどよみ。又古麻は多具とも。又馬太伎ゆきてなど。よめると同じきか。繩などをたぐると云ふも。搔上る意ありて。同じ嘔吐の久理も。此久理と同じ。和名抄には嘔吐倍止即久又太麻比。嘔吐美豆太とあり。豆太美は乳吐なりと云り。○金山彦。此神は金神なり。龜相記に金山彦金山姫の下に金神也今缺也とあり。金神の體文はしめて此に見えたり。今缺也とあるは。人民の田作るに。專と用ふ物の上より云る文なり。埴山彦埴山姫の下に掌土器一神今缺也と同。さて記と比按るに。金山姫一神を脱せり。記云。多具理邇生神名。金山毘古神。書にあるに同じ書さまなり。次金山毘賣神。式に河内國大縣郡金山孫神社。金山孫女神社とありて。信に二神並坐り。金鏡は土中に在る物なるから。此神の成坐るは。其を山中に探て。鏡劍に造り。刀仗に作て。國土人民の利用を爲玉ふ方にて。體用の差あり。昔家萬葉に。荒金之土之下丹手とある。荒金は玉の未琢かさるを。璞と云が如く。土中に在なからの金にて。鍊金に對へて。然云つゝけたる者也。名義抄に。鑛字を久呂賀禰とあるは。黄金白銀などの色に對へたる稱なるが。一云阿良加禰とあるは。押並て土中に多く生るは。此鑛に限るが故なり。又鑛字をも阿良加禰と訓り。此にて金山彦と云名義を明らかむべし。さて此神は。伊弉册尊の御吐には生ましつれとも。實は火神に屬坐謂ありと見えたり。金は火もて打鍛へすては。用難きと物なる事も。此訓による事なり云り。式美濃國不破郡仲山金山彦神社。今南宮と申は是也。

次小便。化爲神名曰罔象女。次大便。化爲神名曰埴山姫。

小便。一書訓注に属此云ニ愈磨理一とあり。和名抄に。尿小便也。由波利記傳云。由は湯。麻理は尿麻理の麻理に同くて。其出るを云と云はれき。さて此時麻理給へる湯。即水なり。其は此に従て生坐る神の御名にて炳焉し。 湯とは水の火氣を厚くうけ含み 後に伊弉諾尊の御名に。巨川の化れるを合せ考へて。此の御名にて炳焉し。て候なるを云稱なればなり。 大便。和名抄糞尿也。和名久曾。さて小便はユマリシタマフトキ。大便はクソマリタマフトキと訓へし。小便大便の化して水と成り埴となりしにあらす。○媛字。本に媛と作るを。纂疏本活字本に依て改む。記傳云。書紀に凡て比古に彦字。比賣に姫又媛字を用られたり。其は大抵皇胤の女には媛字。他姓の女には。媛字を書れたりと云るに依れり。此紀神の御上をば。すべ 記傳云。上件迦具土金山波邇夜須と云名。皆天香山に由縁あり。先彼山の名迦具土と同く又此神の所殺坐る身體に。諸の山津見神の成坐るも山に由あり。武都云。火神の御體の。天上に上りて。天香山といつれにても。香山と迦具土とは。もてはなれたる事にはあらし。さて火神は。此國土にて生れ玉成れるを。かく山津見神の成れると云傳へしにや。 又石屋戸段に。取天金山之鐵とあるを。書紀にば天香山とあれば。香山と金山とも由あり。武都云。金神金山産神は。火を防かむ料坐す香山に共に住玉へるものなるへし。備此神を金山産と申しより移りて。香山をも金山と稱けらし。又波邇夜須と云地名の。天の香山にあるも由あり。武都云。土神山産も。火神を纏めん料の神なれば。是神また金山産神と同しく。香山に住坐りしなるべし。此國に降り付たる香山に。塚安といふ名のあるも此由なるべし。此に依て按に。香山を塚山と云しを知るべからず。さるは此山より塚土を出せること。古書にあらまた見えて。いと深きよしあり。これらたましくに然る事とは聞えず。いかさまにも。所以ありけなる故に。驚しおくなり。とあるはさる言なり。

一書曰。伊弉册尊生火神時。被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。

紀伊國。記に木國とあり。其字の意なり。記傳云。紀伊と書は。弟二字に定むへしとの御制に因て。紀音の韻の伊を添たるなり。此例多しと云へり。 此國の木に由あることは。下に見えたり。○熊野有馬村。熊野は牟婁郡なり。此地郡の半に過て。數十里に亘れる大名なり。されど和名抄には。郷名にも載らず。古は人民いと少かりつと見ゆ。名義隈野なり。隈とは下巻に八十隈。將隱去とある。八十隈に同じく。幽冥の隈あるよしの名なり。隈はもと物に隔のありて。裏の見えかたきを云。野とは山にも原にも。甚ひろき地を云。此地は現界に在なから。神の住坐處ありて。人のえ料知かたき隈々あるを云なり。さるは伊弉册尊の神退まじし時に。殞歛之處に。伊弉諾尊の行まじしかは。如平生出迎へて相見まし。其後遂に現身をから黄泉國に到坐しは此地なり。又記 熊野古神坐す御所より。大穴半邊の黄泉國に入坐るも。紀國なり。此は熊野にはあらねども同國なれば由あるなり。又式に熊野坐神社。今本宮と云熊野三所の内なり。 其祭神は熊野夫須美神伊弉册尊。速玉之男神。家津御子神。何れも黄泉國の大神に坐を以ても。此地に八十隈ある事知られたり。故神武天皇の御世の頃までも。荒神ども此山に甚多かるは。其所謂に依てなりけり。さてまた出雲國にも熊野と云地ある。是又隈野にて。彼國にも八十隈あることは。彼國に黄泉平坂ありて。黄泉國に行通ふ域のあるなどよりはしめて。神代より人の世に至るまで。神々志きこと他國とは